

なく、それがひいては、財政需要を充足するという理由づけのもとに、低所得者層の税負担、特に勤労所得者にしわ寄せされているのであります。

政府は、これらの特例の延長、拡充の理由として、貯蓄奨励、資本蓄積をあげているのであります。過去の実績から見まして、貯蓄に対する減税効果はほとんど考えられず、總体としての貯蓄の増加は、国民の可処分所得の増加にかかわっているものと申さなければなりません。

この利子、配当課税の特例がいかに不当であるかは、たとえば夫婦子供三人、計五人家族の標準世帯を例にとりますと、所得税が課されない所得の限度は、給与所得者で昭和三十八年分四十三万八千六百三十二円であります。これに比べて、一億円を預金して八百万円の利子収入がある利子所得者は、わずか四十万円の利子課税が行なわれるだけで、所得税と住民税の所得割は全然かかりませんし、また、配当所得だけで生活している世帯につきましては、百六十八万円まで課税されないとからも明らかであります。

このよろんな意味で、租税特別措置法第二条利子所得の分離課税及び税率の軽減、及び第九条配当所得の源泉徴収率の軽減はこれを削除し、それに伴つて所要の字句の整理をいたしております。

以上がこの修正案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。(拍手)

○白井委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

○白井委員長 各案を一括して質疑を続けます。

○堀委員長 まだ大臣の出席がございませんので、その前にちよつと、最近一つの問題についてお聞きを許します。堀昌雄君。

私は知つておりますある小さな事業所であります。ここは従業員が四名しかおりませんために現在健康保険の適用がございません。そこに若い女のタピストが一名おるわけであります。が、このタピストが国民健康保険の被保険者として今度国民健康保険の保険料を支払うことになりました。ところがその保険料の通知が非常に高いので驚きましたいろいろと調べてみると、その人の父親は、これは具体的に言いますと、天理市の市立図書館の勤務員であります。健保の適用を受けたお父様が今のタピストとして健保の適用のない事業所に勤めたために国民健康保険の被保険者となつたところがその保険料の算定について

参考に供していただきたいと思います。

事実はこういう問題でございます。

私は知つておりますある小さな事業所であります。ここは従業員が四名しかおりませんために現在健康保険の適用がございません。そこに若い女のタピストが一名おるわけであります。が、このタピストが国民健康保険の被保険者として今度国民健康保険の保険料を支払うことになりました。ところがその保険料の通知が非常に高いので驚きましたいろいろと調べてみると、その人の父親は、これは具体的に言いますと、天理市の市立図書館の勤務員であります。健保の適用を受けたお父様が今のタピストとして健保の適用のない事業所に勤めたために国民健康保険の被保険者となつたところがその保険料の算定について

○首尾木説明員 ただいま御質問のありました点は、現在の地方税法の七百三十三条の三の第七項に規定がございまして、国民健康保険の被保険者でない世帯主の世帯の中に国民健康保険の被保険者がかりに一人あるという場合について考えて、国民健康保険では御承知のように人頭割額とそれから世帯別平等割額のいわゆる応益原則に従うべきでありますと、天理市の市立図書館の勤務員でありますして、健保の適用を受けておる家族であります。その家族の中の長女が今のタピストとして健保の適用のない事業所に勤めたために国民健康保険の被保険者となつたところがその保険料の算定について

○堀委員長 今お尋ねしてみたいと

いふことは適当でございません。

○首尾木説明員 それで、その所得割の五分の一だけを賦課するというよ

うなやり方をやっておるのが現状でござります。

○堀委員長 今お尋ねしてみたいと

いふことは適当でございません。

○首尾木説明員 それで、その所得割の五分の一だけを賦課するといふよ

うなやり方をやっておのが現状でござります。

○堀委員長 今お尋ねしてみたいと

いふことは適當でございません。

○首尾木説明員 それで、その所得割の五分の一だけを賦課するといふよ

○佐々木説明員 世帯を単位といたしまして課税しておりますものは、現在のところ国民健康保険税だけござります。

○堀委員 今ので、私もそうだと思ってます。ここは今後の税制調査会で一つ御検討願いたいところなんでありますけれども、世帯全体が一つである場合にはあまり問題はないと思ひうるであります。今のようなのは過渡的な現象だと思いますけれども、当分の間は健康保険の一・共済組合その他を含めていいわけですが、健康保険及びそれに類似の被用者保険の世帯主が加入者である場合における世帯員が国民健康保険の加入者になるというべきを例外的な場合、こういう例外的な場合の方については、その被保険者だけを分離した世帯とみなすという取り扱いをするならば、今の矛盾は一応解決されてくるのではないか、私はこういふふうに考えますが、これを実現していくのに何か積極的に困難な理由があるかどうか、一つ国保課長の方でお答えをいただきたい。

○首尾木説明員 現在国民健康保険の方で世帯主が被保険者でない場合の取り扱いを、先ほど申しましたような格好にしておられますのは、これは他の国民健康保険の被保険者世帯との公平ということを考えてのものでござります。しかしながら、一方で例外的な場合として、その世帯が健康保険と国民健康保険の両方の適用対象になるという場合がございますので、実はそのような問題につきましては今後総合調整の段階におきまして、保険料の公平な賦課ということについて十分検討いたしたいというふうに考えております。

○堀委員 それでは、ただいまの御回答をいただきましたので、一つ今後の課題として、この問題については私が加入しておる者を単独の世帯とみなす、こういうふうな取り扱いの方法によってでも処理ができるのではないかと考えますので、この問題は税制調査会等での御論議にも一つお願いをいたしたいし、あわせて厚生省の方でも積極的に御検討をいただきたいと思います。

以上で、国保課長と地方税の方はけつこうです。

次に、大臣がお見えになりましたから、この間から少し論議になつております少額免税の問題につきまして、この間同僚横山委員も質問いたしておられましたけれども、この問題を片づけてから全体の問題に入りたいと思います。

労働基準局にお伺いをいたしますけれども、現在貯金を事業主が委託を受ける——われわれが普通社内預金と申しておりますが、この制度がだんだんと広がってきまして、最近の実情を見ますと、これは全体ではないようありますけれども、主要なる労働基準局の管内では、昭和二十七年九月から三十六年の六月までに新たに届出のあつた貯蓄金管理協定届出件数が一万四千七百四十二件でございました。これが上つておる、こういうふうになつておるようでありますと、最近これはますます増加の傾向にあるように見受けられます。これは労働省の管轄になつておるわけでありますと、この貯金をしておる人たちの保護、これについてももちろんいろいろと規定があつて、それ

を届出をすることにはなつておりますし、その他監督の問題はありますけれども、現実に今九州その他で事業所が倒産をするあるいは閉山をするといふような場合に、これらの賃金をしておる預金者の利益をどういう形で保護しておられるかをこの際承りたい。
○大島政府委員 ただいま堀先生御指摘のいわゆる社内預金の現状でござりますが、仰せの通り、戦前から工場貯金という形で存在したものですが、戦後相当急速に伸びております。ただいま御指摘のように、昭和二十二年ごろから昭和二十七年ごろまで私どもの方へ届出のありましたいわゆる社内預金は約一万余件、さらに昭和二十七年から最近までの届出が約二万四千件、たゞこの後者の分につきましては主要な標準局なんで、全般を推算いたしますと約三万件と思われるわけでありますて、相当急速に伸びております。

全般といたしましては、まだころ
組合から申告その他の例はないのであ
りますが、ただいま先生が御指摘にな
りました、たとえば北九州の石炭産業
の最近の状況、私ただいま北九州につ
いての資料を持ち合わせております。
社におきましては、やはり問題があ
るのはなはだ恐縮でございますが、こ
ういった石炭企業において合理化の過
程でだんだんつぶれていくといった会
社におきましては、やはり問題があ
ると思うのであります。これは貯蓄金だ
けの問題ではなしに、先生御承知の通
り、同時に賃金不払いの問題が非常に
大きな問題になつております。北九州
だけでも石炭産業の賃金不払いとい
う問題がかなり巨額に上つております。
これらと関連いたしまして、会社が
つぶれていきます場合にこういった貯
蓄金の問題あるいは不払い賃金の問題
の処理をどうするかということは、私
どもとして最も頭の痛い問題であります
。賃金不払い等の問題にいたしまし
ても、これを単に基準法違反として監
督し、違反を摘発し、使用主処分にいた
しましても、労働者にお金が戻る
わけじゃないのであります。従つて、
そういう事件の処理につきましては、
私どもとしては、一轍に払そなくてあ
りませんが、労働者にお金が戻る
月々こういうふうに支払っていくとい
う支払い計画を立てさせてとか、ある
いは債権者との間のあつせんもする
か、事実上何とかして労働者の手にそ
ういったお金が返るよう、使用者な
いしは使用者に関連する債権者その他
の関係者との間にいわばあつせんを申
し上げるというか、そういった立場で
現在努力をいたしておりますわけでござ
ります。全般の状況は今申しました通り

であります。が、先生かねがねこういつた問題について特別の御関心を持たれて御心配をいただいておりますが、御注意の点につきましては私ども今後でかかるだけの努力をいたしまして、労働者の保護に遺憾のないようにいたしました。と考えております。

由化の関連においては相当広範囲の事業場に及ぶことは、これは当然現在から考えておかなければならぬ問題だと思います。そうすると、すでに現在九州でそういう非常に気の毒な問題が起きつつある。給与の不払いではなくて、今申し上げた時金の原則を踏みにじるような問題が起きておるとき、率直に申しまして、私は現状のままでこの社内預金を放置しておくわけにはないと思うのです。そうはいふにしても過去における慣習がありましてから、一挙にこれをやめろということを法律で指示するということも現実問題としてはなかなか困難である。そなれば方向としては、私は現在の段階では諸種の金融機関等も整備をされて、政府においてはともかく預貯金の増加を期待をして、われわれが反対をしておるにもかかわらず、各種の政策的な減税をやろうといふような方向にあるときに、同じ政府の内部において、そういうわめて不安定な、預金者の利益が完全に保護されないようないものがそのまま野放しになつてしまふは思わない。そこで、少なくとも私は労働者の立場というのは、企業の事業主の利益を守るためにあるのではなくて、労働者の利益を守るためにあるのだ理解をいたしますが、今の社内預金という制度は、そういう今後の自由化なり合理化の問題の中でいろいろと問題が起きる可能性がある時点に立つて、はたして今後とも労働者の利益が現在は優先をする側になつておるのではないか、こういう判断をするわけですが、その点についてはた

してそういう危険な——安定したものではないかもしません。しかしながら考へておかなければならぬ問題だと思います。そうすると、すでに現在九州でそういう非常に気の毒な問題が起きつつある。給与の不払いではなくて、今申し上げた時金の原則を踏みにじるような問題が起きておるとき、率直に申しまして、私は現状のままでこの社内預金を放置しておくわけにはないと思うのです。そうはいふにしても過去における慣習がありましてから、一挙にこれをやめろといふことを法律で指示するということも現実問題としてはなかなか困難である。そなれば方向としては、私は現在の段階では諸種の金融機関等も整備をされて、政府においてはともかく預貯金の増加を期待をして、われわれが反対をしておるにもかかわらず、各種の政策的な減税をやろうといふような方向にあるときに、同じ政府の内部において、そういうわめて不安定な、預金者の利益が完全に保護されないようないものがそのまま野放しになつてしまふは思わない。そこで、少なくとも私は労働者の立場というのは、企業の事業主の利益を守るためにあるのではなくて、労働者の利益を守るためにあるのだ理解をいたしますが、今の社内預金という制度は、そういう今後の自由化なり合理化の問題の中でいろいろと問題が起きる可能性がある時点に立つて、はたして今後とも労働者の利益が現在は優先をする側になつておるのではないか、こういう判断をするわけですが、その点についてはた

してそういう危険な——安定したものではないかもしません。しかし考へておかなければならぬ問題だと思います。そうすると、すでに現在九州でそういう非常に気の毒な問題が起きつつある。給与の不払いではなくて、今申し上げた時金の原則を踏みにじるような問題が起きておるとき、率直に申しまして、私は現状のままでこの社内預金を放置しておくわけにはないと思うのです。そうはいふにしても過去における慣習がありましてから、一挙にこれをやめろといふことを法律で指示するということも現実問題としてはなかなか困難である。そなれば方向としては、私は現在の段階では諸種の金融機関等も整備をされて、政府においてはともかく預貯金の増加を期待をして、われわれが反対をしておるにもかかわらず、各種の政策的な減税をやろうといふような方向にあるときに、同じ政府の内部において、そういうわめて不安定な、預金者の利益が完全に保護されないようないものがそのまま野放しになつてしまふは思わない。そこで、少なくとも私は労働者の立場というのは、企業の事業主の利益を守るためにあるのではなくて、労働者の利益を守るためにあるのだ理解をいたしますが、今の社内預金という制度は、そういう今後の自由化なり合理化の問題の中でいろいろと問題が起きる可能性がある時点に立つて、はたして今後とも労働者の利益が現在は優先をする側になつておるのではないか、こういう判断をするわけですが、その点についてはた

してそういう危険な——安定したものではないかもしません。しかし考へておかなければならぬ問題だと思います。そうすると、すでに現在九州でそういう非常に気の毒な問題が起きつつある。給与の不払いではなくて、今申し上げた時金の原則を踏みにじるような問題が起きておるとき、率直に申しまして、私は現状のままでこの社内預金を放置しておくわけにはないと思うのです。そうはいふにしても過去における慣習がありましてから、一挙にこれをやめろといふことを法律で指示するということも現実問題としてはなかなか困難である。そなれば方向としては、私は現在の段階では諸種の金融機関等も整備をされて、政府においてはともかく預貯金の増加を期待をして、われわれが反対をしておるにもかかわらず、各種の政策的な減税をやろうといふような方向にあるときに、同じ政府の内部において、そういうわめて不安定な、預金者の利益が完全に保護されないようないものがそのまま野放しになつてしまふは思わない。そこで、少なくとも私は労働者の立場というのは、企業の事業主の利益を守るためにあるのではなくて、労働者の利益を守るためにあるのだ理解をいたしますが、今の社内預金という制度は、そういう今後の自由化なり合理化の問題の中でいろいろと問題が起きる可能性がある時点に立つて、はたして今後とも労働者の利益が現在は優先をする側になつておるのではないか、こういう判断をするわけですが、その点についてはた

してそういう危険な——安定したものではないかもしません。しかし考へておかなければならぬ問題だと思います。そうすると、すでに現在九州でそういう非常に気の毒な問題が起きつつある。給与の不払いではなくて、今申し上げた時金の原則を踏みにじるような問題が起きておるとき、率直に申しまして、私は現状のままでこの社内預金を放置しておくわけにはないと思うのです。そうはいふにしても過去における慣習がありましてから、一挙にこれをやめろといふことを法律で指示するということも現実問題としてはなかなか困難である。そなれば方向としては、私は現在の段階では諸種の金融機関等も整備をされて、政府においてはともかく預貯金の増加を期待をして、われわれが反対をしておるにもかかわらず、各種の政策的な減税をやろうといふような方向にあるときに、同じ政府の内部において、そういうわめて不安定な、預金者の利益が完全に保護されないようないものがそのまま野放しになつてしまふは思わない。そこで、少なくとも私は労働者の立場というのは、企業の事業主の利益を守るためにあるのではなくて、労働者の利益を守るためにあるのだ理解をいたしますが、今の社内預金という制度は、そういう今後の自由化なり合理化の問題の中でいろいろと問題が起きる可能性がある時点に立つて、はたして今後とも労働者の利益が現在は優先をする側になつておるのではないか、こういう判断をするわけですが、その点についてはた

してそういう危険な——安定したものではないかもしません。しかし考へておかなければならぬ問題だと思います。そうすると、すでに現在九州でそういう非常に気の毒な問題が起きつつある。給与の不払いではなくて、今申し上げた時金の原則を踏みにじるような問題が起きておるとき、率直に申しまして、私は現状のままでこの社内預金を放置しておくわけにはないと思うのです。そうはいふにしても過去における慣習がありましてから、一挙にこれをやめろといふことを法律で指示するということも現実問題としてはなかなか困難である。そなれば方向としては、私は現在の段階では諸種の金融機関等も整備をされて、政府においてはともかく預貯金の増加を期待をして、われわれが反対をしておるにもかかわらず、各種の政策的な減税をやろうといふような方向にあるときに、同じ政府の内部において、そういうわめて不安定な、預金者の利益が完全に保護されないようないものがそのまま野放しになつてしまふは思わない。そこで、少なくとも私は労働者の立場というのは、企業の事業主の利益を守るためにあるのではなくて、労働者の利益を守るためにあるのだ理解をいたしますが、今の社内預金という制度は、そういう今後の自由化なり合理化の問題の中でいろいろと問題が起きる可能性がある時点に立つて、はたして今後とも労働者の利益が現在は優先をする側になつておるのではないか、こういう判断をするわけですが、その点についてはた

う例もありますから、これは労使の間から出てくるものであつて、なかなか一様にこれをなくしよといつてもでききないという現実に立つて見ますときに、理論上はどうあっても、現実にこれが存在するのでありますから、その意味において少額貯蓄免税処置をやる場合には、これもやはり対象にするような優遇措置をとれば、ますます助長するのではないかという議論も一面には出ますが、同時に、それをやらないということによって、またそういう配慮をしないということによつて、社内預金がなくなるかというと、なくなるという見込みもなかなかありませんので、現状に従つて、やはり配慮をしておるといふ事実認識に立つものであります。これから社内預金といふものは、どうしても絶やせないということが事実でありますから、あなたの言うように、いわゆる預金者保護という面に対して法律が必要なのか、それから一つには、給与の見返りでありますから、だから本社といふようなものに対してそういうものを担保にすべきだとか、いろいろな議論が各企業の間であつて問題はございますが、そういう意味で、これは必要性があつててきておりますのでですから、理論と現実とをやはり分けながら、これに対処していかなければならぬ、そういうふうに考えます。

○福委員 今大臣がお話になつた中

で、ちょっとと基準局長に伺いたいので

すが、ベースアップ千円して、それを

社内預金に入れてしまつて、五年間引

き出せないといふことで、社内預金に入れたという例があつたら、これは労働基準法違反じやないですか。

ましたのは、大臣特有の常識的な、非常にわかりよい表現でございましたが、労働基準法の規定によりまして、引き出しがありましたときには

直ちに引き出せる、こういう形で、昨年等においてもそういう問題がありま

した場合は、各企業につきまして、基準法に合らるような形で処理されておる存じます。

○堀委員 基準局が田中さんの願を立てたのでしようけれども、しかし現実は、やはり私は田中さんの言われたようなことが起きてくるのだと思いまますよ。しかし基準局として、まさか大臣が言つたことは違法でござりますよ。しかし基準局として、まさか事実はそういうことがあるはずです。ところが、基準局のあなたの方の方には、そういうことはわからないか、知つていても知らぬふりをしておるか、どちらかじやないかといふ不安がある。労働基準法といふものは何のためにあるかといふと、これはやはり労働者の保護のためにあるのですから、そういうことはよくないわけです。だから私どもは、今の社内預金の問題といたることはよくないわけです。だが、しかし、現実の労働問題といふことを考えまして、長年慣行になつていい、従つて、税制上の優遇もない方の、銀行行政だけから見た見解を一つお聞きしたい。

○大月政府委員 金融行政、銀行行政の立場から、この問題につきましては、私前々から率直に申し上げておりますように、社内預金制度はない方が

安定なものにメリットを与えることは問題があると思うのですが、銀行局長の、銀行行政だけから見た見解を一つお聞きしたい。

○大月政府委員 金融行政、銀行行政の立場から、この問題につきましては、私前々から率直に申し上げておりますように、社内預金制度はない方が

安定なものにメリットを与えることは問題があると思うのですが、銀行局長の、銀行行政だけから見た見解を一つお聞きしたい。

○堀委員 実はこの問題はここで一応

みずからお認めになつたように、金融操作が困難な事業所がそろうこと

と、今度与党なり政府の方が、いや、どうも労働者の側に立つて見るとあつた方がいいとか、さか立ちの議論が多

くなつて困るのですが、しかし私ども

は、今の問題を考える場合に、百歩をやり出すということになれば、ますま

すこれはリスクは高くなる一方なんですね。だから、そういうメリットはやめ

るということですよ。やめたってふえ

るなら、そのふえるものへ、わざわざ大蔵省が片棒をかつぐほどのことはな

いじやないかといふ感じがするのであります。これは、大臣を前に置いて銀行局長はどう答えるか、答えにくいところもあると思うのですが、單なる全体の

現実は、やはり私は田中さんの言われたようなことが起きてくるのだと思いまますよ。しかし基準局として、まさか大臣が言つたことは違法でござりますよ。しかし基準局として、まさか

とも言えないから、そういうことでしようが、私はここに問題があると思

う。事実はそういうことがあるはずです。ところが、基準局のあなたの方の方には、そういうことはわからないか、

知つていても知らぬふりをしておるか、どちらかじやないかといふ不安がある。労働基準法といふものは何のためにあるかといふと、これはやはり労

働者の保護のためにあるのですから、そういうことはよくないわけです。だ

が、しかし、現実の労働問題といふことを考えまして、長年慣行になつていい、従つて、税制上の優遇もない方の、銀行行政だけから見た見解を一つお聞きしたい。

○大月政府委員 金融行政、銀行行政の立場から、この問題につきましては、私前々から率直に申し上げておりますように、社内預金制度はない方が

安定なものにメリットを与えることは問題があると思うのですが、銀行局長の、銀行行政だけから見た見解を一つお聞きしたい。

○田中國務大臣 その通りです。だから私が先ほど申し上げたように、本

社くらいは社内預金の第一担保にすべきだといふ議論もございますが、では

そういうことをやりますと、あなたが先ほど言われておるようになりますよ。まさに社内預金といふものを制度化してしま

う。事実はそういうことがありますので、現在社内に使われるといふ、前段の方の話

ならまだ常識的に理解ができるのですよ。ところが給与をその中へ突っ込ん

で、そしてそれを拘束預金のよろな格好にして、彼らはただ名目的にもらつ

たといふような、そんなものは給与

じゃないわけですから、実質的には何

か効果がないわけですが、そういうこと

とにだんだん拡大していくことに非

常に問題がある。もう一つ、今大臣がおかいといふ話が出たり、今度は、

われわれが労働者の立場に立つて、そ

の必要はないじやないかと言つておる

と、今度与党なり政府の方が、いや、どうも労働者の側に立つて見るとあつた方がいいとか、さか立ちの議論が多

くなつて困るのですが、しかし私ども

は、今の問題を考える場合に、百歩をやり出すということになれば、ますま

すこれはリスクは高くなる一方なんですね。だから、そういうメリットはやめ

るということですよ。やめたってふえ

るなら、そのふえるものへ、わざわざ大蔵省が片棒をかつぐほどのことはな

いじやないかといふ感じがするのであります。これは、大臣を前に置いて銀行局長はどう答えるか、答えにくいところもあると思うのですが、單なる全体の

現実は、やはり私は田中さんの言われたようなことが起きてくるのだと思いまますよ。しかし基準局として、まさか

とも言えないから、そういうことでしようが、私はここに問題があると思

う。事実はそういうことがあるはずです。ところが、基準局のあなたの方の方には、そういうことはわからないか、

知つていても知らぬふりをしておるか、どちらかじやないかといふ不安がある。労働基準法といふものは何のためにあるかといふと、これはやはり労

働者の保護のためにあるのですから、そういうことはよくないわけです。だ

が、しかし、現実の労働問題といふことを考えまして、長年慣行になつていい、従つて、税制上の優遇もない方の、銀行行政だけから見た見解を一つお聞きしたい。

○堀委員 どうもこのごろは、立場を

ひっくり返す場合があるわけですよ。酒類の自由化については、私がここで

大いに自由化をやれと言うと、藤井君

は、社会党が自由化をやれと言ふのは

何らかの処置を取り上げなければなら

うようなことは、これを読むまであま

りません。これは大蔵省だけの問題ではなく労働省の問題でもありますか

から、労働、大蔵等で、これは一つ前向

きで検討していただきたいと思います。

○堀委員 実はこの問題はここで一応

区切りをつけますけれども、社内預金

の制度なんというのは、私よく知らな

いのですが、アメリカにはこういうの

あるのでしょうか。銀行局長、あなた

非常に詳しいでしょくから、アメリカ

には社内預金なんという制度があるの

かどうか。

○大月政府委員 これは労働問題でござりますので、労働省からお答え願つた方がいいと思います。

○大島政府委員 私も外国の制度をよく調査いたしておりません。また追つて私も調査いたしましたお答え申し上げたいと思います。

○堀委員 ちょっととそういう点は諸々

国——このごろ池田さんに言わせれば

世界一流的先進国なんだそだからやはり先進国なら先進国として他の先進

國の実情も一つ詳しく調べていただきて、これはまた何回かやりますから、一

つ詳しくお調べ願いたいと思います。

私はこれからよいよ本論に入るわけですがけれども、実は今度ケネディといふ

統領の減税と税制改革に関する特別教

書といふのを拝見をいたしました。そ

うしてなるほどやはりケネディといふ

のは世界一流的政治家であるという感

は、実は私も不勉強で、アメリカの民

衆主義といふのがこういら税制等の

問題でどういうふうな形にあるかとい

うようなことは、これを読むまであま

も、貫してやはり相関係数は一に近い状態でまっすぐ走っているといふことは、そういう問題よりも可処分所得の問題の比重が大きいのだ、そして国民の需要が全体として少くらんだときには、その点について、単に企業のための資金を確保すればいい——一体企業はどうやって設備投資をするかといえども、需要がなければ設備投資はできないわけです。その需要を考えずして、設備投資のための資金だけを優遇しようと、うとうあなたの方の考え方の中には、問題の発展のサークルでどこか切れたところがある、切れたところのサークルは発展しないのじやないか、私はこうううふうに思いますから、この問題をアメリカのいろいろな考え方を見ながら、やはり彼らが一步前に立つて税制といふものの果たす役割を正しく評価しておるという感じが強くなつたまです。

その次に、この中を貫して流れておるのは何かといふと、もつと幅の広い低所得者をいかにして優遇しようか、これについては、もちろん今回も基礎控除等が上がりましめたけれども、やはりここで彼らが税率の変更に触れております。これは税制調査会等の今後の問題になるわけですが、今のわが国の税制が持つておりますのも、今のわが国の税率のあり方は、かなり古い時代から見ますと大へんよくなつておるわけですが、最低の税率が今八%になつておりますね。課税所得として十万円までが八%，二十万円までが一〇%，こうう税率になつておるわ

けですけれども、アメリカが今度現在の二〇%から一五・五%ですか幾らかまで、大幅に年次計画をもつて下げていこうといふこの考え方は、私はきわめて正しいと思う。そうすると、日本のはさらにもつと小さく下げられていいのではないか、ゼロになるかどうかの問題は別としても、そういうふうに考えるのです。そこでこれは税制調査会での問題になると想いますが、今後の税制のあり方の中で、問題にしていただかなければならぬものが二、三點あると私は思うのです。アメリカの問題を参考にしながら気がついた点を申し上げますと、私はまず第一点は、やはり所得の税負担の公平化の問題が一つあると思います。これはこの間国税局次長の泉さんが、日本経済新聞に何かだれとかさんに答えるときのをお書きになつておつて、それを拝見しました、なるほどと思ったのですが、

その中で、所得把握率について、事業所得、農業所得等についての把握率と源泉徴収を受けておる給与所得の問題に触れておられます、ちょっと今まで話がきましたから伺います、今國税局としては把握はどのくらいだと考えておられますか、あそこにはあなたの御意見が出ておりましたけれども、やはりここで彼らが税率の変更に触れております。これは税制調査会等の今後の問題になるわけですが、今のわが国の税率のあり方は、かなり古いために、低所得者に対する減税になつておる、ために、低所得者に対する減税を認めていたのを、今回からは三百ドルを一律に認めるという格好になつた。こういうふうに教書の中では述べられ、確かに減税を負担する、そのためには、低所得者に対する減税を認めておる。だから私どもは、今後の問題として、まず来年度の來たる税制調査会の中では、もう一回給与所得控除の非常に大きな減税になつておる、こういうふうに教書の中では述べられておる。だから私どもは、今後も税制調査会に申し述べるつもりでございますし、また税制調査会も検討の結果は、臨時答申として政府に提出をせられるわけでありますので、これが答申を尊重して参りたい、かよ

けですけれども、アメリカが今度現在の二〇%から一五・五%ですか幾らかまで、大幅に年次計画をもつて下げていこうといふこの考え方は、私はきわめて正しいと思う。そうすると、日本のはさらにもつと小さく下げられていいのではないか、ゼロになるかどうかの問題は別としても、そういうふうに考えるのです。そこでこれは税制調査会での問題になると想いますが、今後の税制のあり方として私は非常

に重要なと思いますが、その点については、今大臣がいませんから、主税局長の方で税制調査会に十分反映をしていただきたい。——大臣が帰つて見えましたから、今の給与所得控除ですが、ア

メリカは今度三百ドル概算所得控除を認めることで、大体低額所得者について

年度の改正前は一〇%であったわけ

になります。これは一〇%を下げようということではなくて、むしろ八に

なりましたのは、例の府県民税との調整の問題でございまして、あそこのと

ころが比例税率の二%，四%と百五十万を境にして上がつたわけでございま

す。そういういたしますと、前が一番安い税率は現在の二%よりずっと安い、たしか一・二%ぐらいだったと思ひます。そこで〇・八地方税において上がりま

すので、国税で下げたということです。

○堀委員 何割つかんでおるのかわからないとおっしゃられれば、これは私も何いよが、ないわけですね。給与所得だけは言えるわけです。給与所得は全部把握しておる、これは間違いない。それ以外は全部は把握していないだらう。何%といふことは問題がある

ことなんですかねども、税制調査会

に対して大蔵省として少しその点、日

本国の所得税の一番大きな層を占めてお

るもののが給与所得ですから、そういう所得者についての給与所得控除をもう少し基礎控除的なものをふやす、今一

万円ですが、もつとふやす必要がある、私はこういう判断なんですが、大臣、今後の減税について……。

○田中国務大臣 わが国の中小所得者の所得税の負担は低くはない、こういう認識は持つておりますから、历年これが負担の軽減をはかつておるわけ

ありますし、将来も政府はそのような

税制改正を見ましても、これまで概算所

得控除的なものは所得の一〇%に限つて認めていたのを、今回からは三百ド

ルを一律に認めるという格好になつた

ために、低所得者に対する減税を認めておる。だから私どもは、今後も税制調査

会の中では、もう一回給与所得控除の

非常に大きな減税になつておる、こういうふうに教書の中では述べられておる。だから私どもは、今後も税制調査会に申し述べるつもりでございますし、また税制調査会も

検討の結果は、臨時答申として政府に

提出をせられるわけでありますので、これが答申を尊重して参りたい、かよ

うに考えます。

○堀委員 私も今の中山さんの見解に同感ですが、残念ながら日本の場合に、基礎控除が不十分なために——要するにこの間の中山さんの言葉をかりれ

ば、名目的な所得の増加のために、実質的な税負担の増加する者が三十七万九千人もありますから、この問題を見て、実は今基礎控除が非常に不十分だと思ひます。今後の日本の税制を考えいく場合に、常に基礎控除が十分なところまでいくかというと、名目的な上昇が非常に大きいわけです。経済成長は非常に大きいですから……。普通の場合の物価の値上がりが一%内外である場合には問題にならないと思いますが、きょうは実は企画庁長官に来てもらつて——一ヵ月ばかり前にやつたときに、やはり私の言ったように、消費者物価指数がどんどん上がつたあるのですが、あのときには今の経済見通しなら少なくとも一四以下にならなければだめなのが、それが一月に一八・幾らになったのですから、もうでんで今この政府の経済見通しにおける消費者物価などといふものは、たらめだということが明瞭で、企画庁はきょう来ていて大く時間がなかつたのですが、そういう情勢の中では、不可避的に基礎控除といふものが十分になりにくい要素が出てくるから、そこでどうしても最初に税を負担するところはもつと下げておかなければいけない。少なくとも五%とか負担することは一応やむを得ざることとしても、そういう基礎控除の不十分なものをカバーするためには、やはりもつと最低税率といふものは低く見ておくべきではないか、こういう感じがしているわけです。特に現在学校を卒業して就職したら、独身者の場合はほとんどぐる税金を払わなければならぬというようなことは、私どもはあまり適当な税制のあり方ではないという感じがする。

これは「よくわざかなもの」でありたい、
そのためには今私の申し上げたようない
給与所得控除のフラット分をふやすと
いうようなことは、一番そういう低所得
の者に効くわけですから、そ
ういう点はあれこれ十分検討をされ
て、やはりケネディが考えているよ
うな、向こうでは六百万人くらい樂にな
るというのですが、そういうような方
向をやはり日本の場合だってとつていて
いのではないか。今の所得税の問題で
は、日本の場合は確かに末広がりに
低所得の者までかけておりますから、
そういう点は十分お考え願いたい。大臣
も基本的にはそういう方向はいいの
だとおっしゃるから、税率の変更等も
含めて、これは当然御検討をいただけ
る問題だと思います。

得から引きます。転勤旅費について
は、おつしやるよう、これは特別な
旅費として非課税の取り扱いをしてお
ります。こういうことでござります。
○堀委員 日本の方も、その旅費は実
費弁償の格好で引いておられるなら問
題ないのですが、その次に、今度この
中には新規の被養者に対する問題も道
が拡大されておるようあります。が、
これはやはり実費弁償なら日本の場合
も引けるわけですね。

○村山政府委員 さようでございま
す。

○堀委員 その次に、この間ちょっとと
ここでも論議さしていただいたのです
が、一種の自由業の皆さんとの所得の問
題を、アメリカでは今度は五カ年通算
といいますか、非常に所得の多い年と
少ない年があるような業態について
は、これを少しバランスをとつて一つ
の所得の平均課税といいますか、そ
ういう提案がされておるわけですが、こ
れは向こうもここに掲げておりますけ
れども、著作者、芸術家、俳優、運動
家、農業者、漁夫、牧畜經營者、弁護
士、建築工、医師、その他、こうあり
ますが、これは課税のあり方として
は、非常に公平なあり方ではないか。
やはり非常に変動があるものについ
て、収入が高かつたときには、非常に
高い累進税率をとられる、その次にす
ばっと下がつてしまふと、いろいろ経
費その他の面で見ても、もう少し繰り
延べをしてみてやつてもいいものがあ
るのではないかという感じがいたしま
すので、この所得の平均課税という考
え方は、こういう文化的な仕事に携わ
る方にとって、私は非常に重要な問
題になると思うのですが、わが国では

○村山政府委員 これはいわゆる変動所得の平均課税の問題でございまして、日本は昭和二十五年からこの制度を採用しております。ただその範囲は、一番大きいのは漁業に関する所で、それから印紙税収入のようなものでございます。これは非常にフラクチニエートしますのでこれが中心でございますが、それ以外にたとえば野球の選手の契約金のよしならものは臨時所得としてやはり平均課税をとつております。ただ自由職業一般に及ぼしかどうかということになりますと、実態を見ながらやつていかなればならぬ問題もございます。むしろ日本の方が早く取り入れまして、しかもこの平均のやり方もその後逐次改善を見ておるわけでありまして、われわれこの検討は今後とも忘れないつもりでやつておるわけでございます。

○堀委員 大臣、今お聞きのよくなごとで——これは私も不勉強で、日本の方が早かつたそうで、その点は大いにいいことだと思うのですが、一つこういう文化的な仕事に携わっておる人たちについては、やはりもう少し税制上でも配慮をしていいのじやないか。最近はなんだかだんだんきびしくなつてきて、ことしあたりは国税庁で、一段と現実に即してといふことらしいのですが、現実に即すということは税法の公平から言つて私は当然だと思うのですけれども、それでは一体経費とは何ぞやといふようなことになると、これはきわめてつかみにくい問題があるわけですから、やはり常識的な範囲の処

理がされるような方向が望ましい、こういふふうに思いますが、大蔵大臣いかがですか。

○田中国務大臣 今主税局長から答弁いたしましたように、実情に合わせて順次拡大の方向に進んでおるのでござります。税制は絶えず実情に合うようには合理的な検討を進め、実施すべきだと考えます。

○堀委員 もう時間もございませんから、最後に今度のよろな名目減税とか実質負担の増加とかいうことが今後もしそつちゅう起きてくると思うのです。私もアメリカの教書を読んでみると、こうも日本の場合はみみついここまでやらなければならぬかという感じがするのです。こういふようなことに理由をつけないと政府は減税をしないのじやないか。私は率直に言いまして、これは税制調査会苦心の作だと思うのです。あのときに税制調査会が立っておられた条件としては、与党は何しろ所得税の減税はしないのだといふ空気が非常に強かつた時代で、私は田中さんによくて所を得税の減税をやりなさいと申し上げたわけなのですが、まああいいうことだったのですけれども、私どもはもとつ税制調査会が大らかな気持で減税の問題を大筋から論議をしてみる、これを与党の皆さんが謙虚に聞き入れて、あなたがこの間何回も御答弁になつたように、調査会の答申を尊重されるといふ方向になるならば、やはり全体としてはもとつ前向きで進むことになるのじやないか。この前の予算委員会で百十七億の差額だけは減税するといふふうなお約束を私はいただいておるけれども、そういうのは單なる言葉のあやであつて、百十七

億を下回らないなんて、それを下回るような減税は減税だと言えない私は思うのです。そういう面で今度の税法の中には非常に問題があるし、特に負担の公平の点から見て問題があるのです。このアメリカの教書を心静かに読んで、日本の税制といふものももつと大らかな方向になるべきじやないかという感じが強くするのです。

今度は法人税の問題についてちょっと残っていますから、ついでに触れておきますが、向こうの法人税といふのは、これまで二万五千ドルまでは

三〇%が基準課税で、二万五千ドルをこえると二二%の付加課税がついて

五二%になつておるのであります。今度これをひっくり返してしまって、二二%が

基本税率になつて、当分の間は三〇%

が今度付加税になる。これを見ても、いかにアメリカで小さな企業のために大きな配慮をしようとしているかよくわかるのです。二万五千ドル以下の事業所といふのは、私が計算してみると七〇%くらい、アメリカでもありますね。だから七〇%の事業所といふものに対しても、三〇%から二二%に一挙に法人税を軽減しようなどといふ、こういふ方こそやはり日本で見習うべき問題ではないのか。われわれ、アメリカは大資本の国だと思うから、もうちょっと大きいのが多いのかと思いまして、案外アメリカといえども、なるほど単位の差はありますても、そ

小法人に対する優遇の問題、それから低所得層に対する優遇の問題、これは

ケネディの教書の中を一貫して流れておる思想なんですが、私は、そういう意味でもっとわが国の政治家が前向きに、アメリカのいいところはいいところとして学ぶべきである、こういうふうに思いますけれども、一つ大臣の御答弁を伺いたいと思います。

○田中國務大臣 アメリカでもイギリスでも、世界各国のいいところは全部学んでいきたいという考え方、その通りでございます。私は就任当時から

言つておるのですが、シャウプ税制も

相当時間もたつておるということで、輸入税制といふことでござりますが、日本の実情に合うものもあり、合わな

いものもあるわけあります。しかし

主税当局、それから調査会の英知を集めまして、今日の税制ができるおわ

けであります。私が税法そのものの

スナ議論、どこの国学者が見ても、

日本の税制はなかなかしっかりしてお

るわい、よく研究しておるわいといふ

ところまでレベルアップしていく

のであります。とにかく日本のこれを

解決するには日本の経済力の発展以

外にないといふことで諸般の政策を進

けであります。とにかく日本のこれを

考え方としては、あなたが言られたよ

り、外国が感心しなくていいといふ

ことなどございます。それから……(外

國が感心しなくていい」と呼ぶ者あ

り) 外国が感心しなくていいといふ

ことは、前々から考えておる

ことなどございます。それから……(外

○田中國務大臣 国内産業間の格差の解消及び二重構造等の解消に努めなければならぬことは当然でございますが、それを解消する大前提となるものは所得倍増政策であるという考え方は依然として堅持いたしておるわけであります。

○春日委員 妙ちきりんなどを言われては困る。所得倍増政策の結果、かくごとく所得格差といふものができた。高度成長政策の結果として二重構造といふものができてしまった。これをなくするためには経済政策の方向を転換せなければならぬと思う。だからそのためにはどうしたらいいかという形になると、それは高度成長ではありますて、均衡ある経済成長である。それから所得倍増などといふよしなものではなくして、所得格差を解消する、こういう方向へ転換をせなければならぬということを、予算委員会における経済企画庁官僚澤君、それから福田通産大臣、田中大蔵大臣が述べられておる。だからその目的を達成するためには、どのような具体的な施策が必要であるか、こううところをこれから論じようとしておるのでありますし、またそのために、あなたの方の具体的な施策は何であるかをただそろとしておるのに対しまして、くるくる回りで、またもとのやり方をやつていけば結果はどうなるんだ。そんなことでは漫才みたいな形になってしまふ。これは貴殿の好きな浪花節にもならぬ、漫才か駄じやれにしかならない。だからそれは一つお互いに誠実に論じてもらいたいと思う。今までの政策の転換をしなければならぬ。すなわち、二重構造の解消、所得格差の縮小の方向に向かつて、金

融、税制、財政、そういうものを改編していかなければならぬ、これがなければならぬと思うが、大臣の所見はいかがでありますか。

○田中國務大臣 二重構造といふのは、わが党内閣の所得倍増政策の結果起つたな部面、業種間格差といふのは、わが党内閣の所得倍増政策の結果起つた力をして参つたわけであります。しかし、所得倍増政策という経済政策の進展の過程において、あなたの方の見方から言ふと、より一ぞ格差が開いてきた。より一ぞ二重構造——二重構造の解消どころではなく、よりそぞういう状態になつたじやないといふことを言われますが、私たちはそぞは考えておらないのでござります。もし百歩譲つて、そういう議論をそのまま受け入れるとした場合でも、一つの経済成長政策を進めていく過程において、そういう現象が起り得るのであります。これは生きた大きな流れでありますから、なかなか文字で書いたように、合理的にはいかないでありますし、その過程において起りましたので、政府は昨年、所得倍増政策はあくまで基本としてこれを貫いていく、しかし自由化も前提としておるのでありますし、国内均衡をはからなければならぬということで、業種間、地域間格差の解消やあらゆる方向をきめまして、それに対して三十八年度予算案を編成いたしておるのであります。二重構造の解消と所得格差の解消をはかるために、経済成長政策すなわち所得倍増政策といふもの自体を不必要とするのだというふうには考えておらないわけであります。

○春日委員 これは冒頭からえらい正面衝突になつてしまふのであります。が、これは重大な問題であり、また事実関係だから、つまびらかにしておかなければならぬと思うのであります。が、これはわれわれ野党が申し上げておるのであります。経済評論家、

度は四九・三、三十七年度が五四、こいう形になつた。このことは、すなわち政府の施策の表われである、計画されたりにその結果が表われたのであるから、従つて、これを是正するとするならば、今までの政策を改めていかなければならぬではないか。改める方向は

何かありますか。

○田中國務大臣 二重構造といふのは、わが党内閣の所得倍増政策の結果起つたな部面、業種間格差といふのは、わが党内閣の所得倍増政策の結果起つた力をして参つたわけであります。しかし、所得倍増政策という経済政策の進展の過程において、あなたの方の見方から言ふと、より一ぞ格差が開いてきた。より一ぞ二重構造——二重構造の解消どころではなく、よりそぞういう状態になつたじやないといふことを言われますが、私たちはそぞは考えておらないのでござります。もし百歩譲つて、そういう議論をそのまま受け入れるとした場合でも、一つの経済成長政策を進めていく過程において、そういう現象が起り得るのであります。これは生きた大きな流れでありますから、なかなか文字で書いたように、合理的にはいかないでありますし、その過程において起りましたので、政府は昨年、所得倍増政策はあくまで基本としてこれを貫いていく、しかし自由化も前提としておるのでありますし、国内均衡をはからなければならぬということで、業種間、地域間格差の解消やあらゆる方向をきめまして、それに対して三十八年度予算案を編成いたしておるのであります。二重構造の解消と所得格差の解消をはかるために、経済成長政策すなわち所得倍増政策といふもの自体を不必要とするのだというふうには考えておらないわけであります。

○春日委員 これは冒頭からえらい正面衝突になつてしまふのであります。が、これは重大な問題であり、また事実関係だから、つまびらかにしておかなければならぬと思うのであります。が、これはわれわれ野党が申し上げておるのであります。経済評論家、

度は四九・三、三十七年度が五四、こいう形になつた。このことは、すなわち政府の施策の表われである、計画されたりにその結果が表われたのであるから、従つて、これを是正するとするならば、今までの政策を改めていかなければならぬではないか。改める方向は何かありますか。

○田中國務大臣 二重構造といふのは、わが党内閣の所得倍増政策の結果起つたな部面、業種間格差といふのは、わが党内閣の所得倍増政策の結果起つた力をして参つたわけであります。しかし、所得倍増政策という絏済政策の進展の過程において、あなたの方の見方から言ふと、より一ぞ格差が開いてきた。より一ぞ二重構造——二重構造の解消どころではなく、よりそぞういう状態になつたじやないといふことを言われますが、私たちはそぞは考えておらないのでござります。もし百歩譲つて、そういう議論をそのまま受け入れるとした場合でも、一つの経済成長政策を進めていく過程において、そういう現象が起り得るのであります。これは生きた大きな流れでありますから、なかなか文字で書いたように、合理的にはいかないでありますし、その過程において起りましたので、政府は昨年、所得倍増政策はあくまで基本としてこれを貫いていく、しかし自由化も前提としておるのでありますし、国内均衡をはからなければならぬということで、業種間、地域間格差の解消やあらゆる方向をきめまして、それに対して三十八年度予算案を編成いたしておるのであります。二重構造の解消と所得格差の解消をはかるために、経済成長政策すなわち所得倍増政策といふもの自体を不必要とするのだというふうには考えておらないわけであります。

日さんが昨年の十一月、十二月に本委員会で言われましたことも、私はその日から三日くらいあなたと同じことを大蔵省で言つて、中小企業が不動産を持つておるものがあつても、これを売れば、その差額に対しても相当な税金がかかる。そういう際、帳簿価格よりか安い住宅地域内における町工場が、税金がもしある一定期間からならないならば、郊外の理想的なところで工場をつくり、しかも設備の近代化も、改良さえもできるんだということに対しても、そのように措置を行なつたわけであります。また、東京や大阪のような過度の密集地帯から郊外に出るものに對しましても措置をいたしました。今度の税制改正で、中小企業に対しても、いわゆる大工や小工とかの中小の人たちが、現行のよくな状態で実際道具を持つておる人たちを給与所得者とするとか、そういうものに対しても、もつともつとお互いが実情に即した税制を言つておるわけでありまして、大いに前向きに片づけておるということだけは一つ御理解賜わりたいと思います。

れども、政策マンとして自民党的政調会長であられたあなたが大蔵省に入つて、そして金融と税制と財政に対し最高の責任をになられたことに對する国民の信頼、期待ははなはだ大きかった。ところが、千も二千もある具体的的施策の中で、ただ中小企業の近代化に対する税法上の特別措置を一つや二つやつたといつて大きな鼻をうごめかしてもらつては実情に沿わないと思う。私は話の都合がありますから具体的な政策に入つて参りますが、今の大工、左官の問題。幸いに村山主税局長もおられますから、これはぜひともこの際あなたの力によつて解決をしてもらいたいと思うのです。と申しますのは、税制上、現在は所得の性格が、資産性の所得と給与性の所得の二つにしか分類されない。ところが、村山君が直税部長の当時特例の通達を出されておりますが、それは大工、トビ、左官、板金、植木職、これだけ一口に言つただけでもしろうとでは言えぬくらいのものでありまするが、とにかくこれらの諸君は資産性所得者ではない。単純なる営業性所得者ではない。さらにそれを敷衍して参りますと、散髪屋さんだつて、バー・マ屋さんだつて、洋服の仕立屋さん、自転車の修縫屋さん、時計の修縫屋さん、およそ中小企業のことごとくは、ますみずから働いて、かつ営業によつて所得をする人であるから、これを事業所得者の一律の概念をもつて処理すべきものにあらずと考えることは、私ははつきりしておると思うのです。だから、現在税法が古くして、また一律の概念で区分してしまつておる、いわゆる給与性所得と、もう一つは資産性所得、この二つ

に区分しておることは実態に即きない。この二つのほかにもう一つ給与性所得と資産性所得の合算所得という個の性格を持つものがあると思う。この政策の趣旨は十分観測されておると思う。要するに政策の芽が出てただけで伸び悩みのまま七年間あるわけです。私はやはりこの芽を伸ばして大地に根をはやさせなければいかねと思うのです。新しき分類を一つ創設しなければならぬ。それはどう創設するかといふ形になりますと、いわゆる零細事業者と言いましょうか、あるいは勤労事業者と申しましようか、自分の店舗あるいは事業所等から生ずる所得と、おやじがそこで働いておる所得と、二つが合わされて初めてその事業が成り立つ、かつそこからその事業所得が生まれてくる、こういうものですね。こ下の所得はその合算所得とみなし、その合算所得の下積み何十万円まではそめやつてやれないことはないと思うんですね。たとえば一定額を限つて、それ以下のおやじの勤労の対価として発生した所得とこれをとらえれば、かくすることによってその所得を発生するに必要なところの経費として、いわゆる特別勤労控除の創設、あるいはそれが特別勤労によつて発生した所得であるならば、給与所得に対しては事業税はかかるないのであるから、事業税がそれだけ免ぜられるということによつて、真にこの負担の公平化と申しましようか、中小企業者、零細所得者に対する税の軽減と言いましょうか、あるいは公正化、適正化と言いましょうか、私

は初めてその政策といふものがここに実現されると思うのであります。これが一つあなたの勇断によつて実現される意思はありませんか。これはかつてあなたが、大工、左官、トビといふようない、勤労の対価として発生する所得に対する何らかの特別控除が必要であるということを述べられたと思うんです。私は今やそのことをなさなければならぬ段階であると思ふが、いかがでありますか。

○田中国務大臣 私が期待に反しておるといふことは不敏のいたすところでござりますが、しかし昨年は就任以後非常に忙がしいことばかり続きまして、アメリカから帰つてすぐ臨時国会、臨時国会明け予算編成、こゝいうことがございましたので、御期待に沿うような状態がつくり得なかつたかもしませんが、おいおい任期一年にもなるのでござりますから、これからはいろいろとあるといふよくな、また就任日も浅いといふよくなことで逃げ得るものではないという自覚は持つております。

それから先ほどから言われております大工、左官、トビ等の受ける報酬、これについても先ほど申しましたように相当議論をいたしました。議論をいたしましたが、主税当局の言うことも筋は通つておるのであります。負担の公平とかいろいろな問題を積み重ねてくると、現行制度といふものは運用さえよろしきを得れば——現行税制の中ではこれ以上いかなかできませんといふよくな回答であります。しかし私は、日本における中小企業の実体、これは世界に例のないといふよくなものでありますし、あなたが先ほど言われたように二重構造と

失業者といふものを登録失業者に変えないで大きな面をなつておるのは中小企業であるという事実も忘れてはならない。でありますから、そういう面に対しても、やはり戦前、戦中、戦後にわたつて、日本の中小企業といふものが今日の日本をつくるために相当な大きな負担をしておるという考え方を前提に持つておりますし、理屈でもつて、西ドイツのような单一工程のものにすぐにも転換できるような状態にありませんから、中小企業をどうして振興せしむるかという問題は、より高い立場、広い立場で検討していくなければならないんだろうということは申しておるわけでござります。幸いこの国会には中小企業基本法を審議を願つておるのでござりますから、この基本法が制定せられれば、当然これが成立後においてこれら中小企業に対して特別な措置がとられるようになるわけであります。私は、その意味で現行法の中でも、その所得を得るために必要な経費として概算控除をもつと上げ得ないのか。実際大工さんが持つておる道具でも、精巧な仕事をすればするほど何十種何百種に及ぶよらなこまごまとしたたくさんの道具が必要であります。が、その道具を今日の市価に換算してみて、何十万円で買えるのかというとを考えてみれば、当然これの償却費とかその他専門的に検討しなければよりよく打開をしていかなければならぬ問題がござりますので、これら問題、現在理論的には話を聞いておるのでございまして、税制調査会

す。 にも出て、私からもまた意見も申し述べますし、実情もよく把握をして、これが今よりもより合理的な税制になるよう努力をしていきたいと考えま

○春日委員 私は四年前でありますから、中小企業團体法の二十三条、それから今度の中小企業基本法の二十五条で中小企業者の税制について特別の措置をとれとか、あるいは真正化をはかれ、これが訓示規定だといってひやかして見送つてしまえばそれだけのものであります。ところが、これらの基本法とか團体法とかといふ國の法律の中にこれがうたわれておるのに、これが何ら実現を見ないということは、まるで切歎扼腕といいましようか、ほんとうに耐えられない氣持だと思うのです。私は今あなたが言われたように、その主張をなしたけれども、主税局がこれをいれなかつたというのであれば、この際主税局長村山氏に私はお伺いをいたしたいのですが、どういうわけで大藏大臣の主張をあなたははね返したのであるか、その反論の骨子を、これで国民が納得できるかどうか一ぺんここであらためてつまびらかにしていただきたいと思う。

○田中國務大臣 大藏省の内部で大臣が浮き上がっているような議論をされてしまうわけで大藏大臣の主張をあなたははね返したのであるが、申し上げますが、現在の状態においては主税当局の意見、税制調査会の意見、私たち政党人としての意見、そういうものを十分調査をいたしておりますのでござります。税制調査会におきましても実情に対しつまびらかに調査いたしておりますので、これらが十分なる認識のもとに一つづつ漸進的に片づけて参らうという

ことであります。私の申し出を以て、必ず
なく、断わつたといふような事実はござ
いませんから、そういう感覚で御質問
にならないようお願いしたいと思いま
す。

○春日委員　この機会にただしておきたいと思うのであります。中小企業基本法第二十五条に、中小企業の税負担の適正化をはかるという条文がうなづかれております。当然閣議において大臣の所見が述べられておると思います。本日、そういうような中小企業者の税の適正化を言ふことは、現在が適正ではないということであるのです。あります。事柄をいたしまして、その所であります。事柄の中には、いわゆる中小企業者の勤労の対価として発生する所得について、現在その所得が事業所得として合算され、事業所得として合算されることは、それが異質のものであり、ことではない。だから、これは二十五条に基づいて直さなければならぬと私どもは考ふるのであるが、この条文作成のときにあなたが賛成されたあなたの方の腹中には、大体こういうような事柄もポイント・アップされておるのであるが、この点を承つておきたいと思ひます。

企業基本法といふ特別な法律をつくる必要があるという中小企業に対する認識のもとに制定をせられるのでございまするから、この中の二十五条の税制に対するものについては、税制議論からいいますと、こういう訓示的な、宣言的な規定があつても、これで差別をして特に他のものと大いに違う税制をつくるのではないということが出てくると思いますが、しかし、いやしくも国会議員として考える場合に、必要があつて特別法をつくるのでございまから、特別法制定の原則に立つて考えれば、これが調整といふものは、たゞ一般的すべての公平の原則というよりも、ものよりも一步進んで調整緩減を意味するものであるといふうに私は本会議で答弁をいたしておるわけでござります。これに対しては、税学者その他にきつといろいろな解釈はあると思ひますが、私は、少なくともこの法律を提案をいたしました政府の閣僚の二人としては、特に大蔵省に職を奉ずる者としては、やはりこれはただ宣言規定であり皆不規定であるといふようなことで別に取り扱うものではない、また別に取り扱うことと規定したものではないといふようなしゃくし定本などの解釈をしないで、当然本法制定の基本的趣旨に沿つても特別な配慮を必要とする、こう読むべきであると答えておるわけであります。

ものと判断せざるを得ない。ダブル立法になりますからね。だとすれば、その中身にいわゆるさまざまの適正化があるであろうが、その中身の中の具体的な政策の一つとして、今申し上げましたような、いわゆる勤労性事業者に対するその税法上の区分を、そういうふうの所得をことごとく事業所得としてこれを課税しないで、事業所得と、それから何らかの方法によって、その中身において勤労性所得といふようなものがあるから、その勤労性所得といふのを抽出して、その勤労性所得を得るに必要な経費、これは給与所得に対する勤労控除があるのでありますから、特に勤労控除を設けるの腹案があるのであるのであるか、ないのであるか、それを大臣として一つこの際明らかにしておいて、来年度の期待を、全国の勤労性事業者に持たせてもらいたい、こういうことを言っておるのでございまして、それを大臣から……。

○春日委員 当然その二十五条のいわゆる条文上の政策内容は、私が質問をいたしました問題について、この懸案を解消することのため、大臣が異常な熱意をもつて善処をするという工合に理解をいたします。

次に、この際、資本税というものを創設される意思はないか。この問題はどういうことであるかと申しますと、現在の税制は所得のあるところに課税をなすということになつております。所得がなんらかどん大企業でも税金を納めなくともいいという体制に相なつております。ところが、現在事業者の行なつております事業の経営はいかにして成り立つておるかと申しまするならば、これは言うまでもなく、國の施策あるいは地方の施策、こういうように國、地方のさまざま営んでおるところの事業、それから施設、またそういうようなものの活動、こういうものを基礎としてその事業といふものが成り立つておると思います。従つて、それらの事業者といふものは、いざれにしてもそういうものの恩恵を受けておる恩恵を受けておるけれども、所得がなければその恩恵の見返りに対する負担といふものは何もないわけあります。直接税法においてはないわけであります。こういふような場合は、やはり國の負担をかづぶくに応じて分担する。たとえば利用の度合いが大きければ大きいだけそれだけのものを分担していく。たとえば道路港湾の整備にいたしましても、いろいろなものが全部事業活動の便宜に供するため膨大な費用が使われる。それを活用することによって事業が成り立つておる。ところが、所得なきときは課税が至ら

ない。一見したところ、はなはだ不適当なことだと私は思う。だからこの際、そういう公的施設の利用税といつては適当でないかもしませんけれども、その膨大な負担の一部分をその利用者が分担することによって、負担公平の原則と申しますよ。そういうような欠ける面を補つていくことが必要ではないだろうか。しかしながら、このことは、ある程度零細企業、中小企業にはそういうようなものを免税して、ある一定規模以上の規模事業に対してそのような公的費用負担を分担せしていく。その意味において、資本税のこときものを創設するといふことは、二重構造の解消にも通ずるありますし、税負担公平の原則を貫く上においても論理的に筋が通ると思いますが、大臣はこれに対してもいかがお考えになりますか。

○田中国務大臣 現在資本税を創設す

るような意思是ございません。これはし

かし過程においていろいろな議論をな

された問題であります。戦後第一回目

にやられた財産税も、これも一つの変

形のものでございますし、それから現

在行なわれておる税法の中で固定資産

税という固定資産の量、規模によつて

課せられておるもののがござります。し

かしどう考へても、どうも年間百二十

万円しか水揚げがない者でも、夜の日

も寝ずに働けば働いただけ利益が出、

利益には課税をせられる。百二十億の

水揚げがあるても、何だかんだでもつ

て、実際堂々としたビルをかまえ、千

万円もの車を乗り回しております。社長が

百萬円の月給をもらつておつても、バ

ランスの上で欠損があれば税金を払わ

ないでもいいといふ議論はおかしい

じやないか。この議論は絶えずやられ

ておる議論であります。これを解決す

るには取引高税——取引高税という

のは税の根本的な問題としてわが国で

も考へた問題でありますし、現に戦後

も実施いたしました。ところが、この取

引高税に対しては、警察が調べに来る

とか税務署が調べに来るとか、こんな

ことはタブーのようになつてしまつて、

取引高税といふ言葉さえも、もう公式

に論じられないということになります

と、どうも非常に大きな資産を持ちな

がら、実際大きな規模で営業しております

ながらやらぬでどうする——事業税、

営業税といふものを利益によってでは

なく、取引高税式なもの加味した事

業税といふようなものに一体変化せし

められるかといふ技術上の問題もござります。これは十分検討に値する重要な問題でありますから、慎重に検討すべき課題だと考へておるの

でござります。

○春日委員 今のお説の中に、それに

見合らうよろんなものの制度の一つとして

固定資産税があると言われますけれど

も、これはそういうものがあれば、消

防でありますとかあるいはいろいろな

ものが生まれてくると思うのです。

それはやっぱり固定資産税といふもの

ねから、従つて、その費用分担の意味

において固定資産税といふようなもの

が私は生まれてくると思うのです。

これが事業といふものは、消防である

とか、百貨店ならばスリの防衛であり

ますとか、いろいろなものがあるであ

りましようが、事業全体として見れ

ば、予算の組み方、道路、港湾の整備、

そこに働く従業員の学校教育、そこ

から脱落するものがあればその社会

保障、いろいろな国の政策、設備、活

動、こういうものを享受することに

よつて初めて事業といふものは成り立

つのですね。成り立つからそういうよ

うな負担といふものが、今制度上、所

得のある者に課税をなす、所得なくん

ないわけです。だから負担公平の原則

からいつても適当ではない、こうい

ことでしよう。しかしそれにかかるも

のは、一律に一へんに移行してしまえ

ば付加価値税でありますけれども、こ

れは當時実施した結果大衆課税にな

り、その後はからざるさまざまの障害

を国民大衆に与えることによつて、國

家の意思によつて適当ではないといつ

て一年かそこら実施して廃止した。だ

からわれわれはそのことについてはも

はや討論終結である、そういうもので

やつてはだめだといふことは経験に

よつてわれわれはそれをやらないとい

うこととに意思決定しておりますから、

それには移行すべきでない。だとするな

らば、大体固定資産税の政策の意味と

いうものはここにあるのであるから、消

防でありますとかあるいはいろいろな

ものが生まれてくると思うのです。

それはやつぱり固定資産税といふもの

は実費弁償の概念だと思うのです。と

ころが事業といふものは、消防である

とか、百貨店ならばスリの防衛であり

ますとか、いろいろなものがあるであ

りでもいいといふ議論はおかしい

じやないか。この議論は絶えずやられ

ておる議論であります。これを解決す

るには取引高税——取引高税という

のは税の根本的な問題としてわが国で

も考へた問題でありますし、現に戦後

も実施いたしました。ところが、この取

引高税に対しては、警察が調べに来る

とか税務署が調べに来るとか、こんな

ことはタブーのようになつてしまつて、

取引高税といふ言葉さえも、もう公式

に論じられないということになります

と、どうも非常に大きな資産を持ちな

がら、実際大きな規模で営業しております

ながらやらぬでどうする——事業税、

営業税といふものを利益によってでは

なく、取引高税式のものを加味した事

業税といふようなものに一体変化せし

められるかといふ技術上の問題もござります。これは十分検討に値する重要な問題でありますから、慎重に検討すべき課題だと考へておるの

でござります。

○春日委員 問題の困難性は私も大体

ますから、収益のないところには課税

できません。なぜ私がこんなに承知をしており

ながらはつきりした結論が出ないかと

いうと、現在の法人といふもの、しか

り、その後はからざるさまざまな障害

を国民大衆に与えることによつて、國

家の意思によつて適当ではないといつ

て一年かそこら実施して廃止した。だ

からわれわれはそのことについてはも

はや討論終結である、そういうもので

やつてはだめだといふことは経験に

よつてわれわれはそれをやらないとい

うこととに意思決定しておりますから、

それには移行すべきでない。だとするな

らば、大体固定資産税の政策の意味と

いうものはここにあるのであるから、消

防でありますとかあるいはいろいろな

ものが生まれてくると思うのです。

それはやつぱり固定資産税といふもの

は実費弁償の概念だと思うのです。と

ころが事業といふものは、消防である

とか、百貨店ならばスリの防衛であり

ますとか、いろいろなものがあるであ

りでもいいといふ議論はおかしい

じやないか。この議論は絶えずやられ

ておる議論であります。これを解決す

るには取引高税——取引高税という

のは税の根本的な問題としてわが国で

も考へた問題でありますし、現に戦後

も実施いたしました。ところが、この取

引高税に対しては、警察が調べに来る

とか税務署が調べに来るとか、こんな

ことはタブーのようになつてしまつて、

取引高税といふ言葉さえも、もう公式

に論じられないということになります

と、どうも非常に大きな資産を持ちな

がら、実際大きな規模で営業していま

るながらやらぬでどうする——事業税、

営業税といふものを利益によってでは

なく、取引高税式のものを加味した事

業税といふようなものに一体変化せし

められるかといふ技術上の問題もござります。これは十分検討に値する重要な問題でありますから、慎重に検討すべき課題だと考へておるの

でござります。

○春日委員 問題の困難性は私も大体

ますから、収益のないところには課税

できません。なぜ私がこんなに承知をしており

ながらはつきりした結論が出ないかと

いうと、現在の法人といふもの、しか

り、その後はからざるさまざまな障害

を国民大衆に与えることによつて、國

家の意思によつて適当ではないといつ

て一年かそこら実施して廃止した。だ

からわれわれはそのことについてはも

はや討論終結である、そういうもので

やつてはだめだといふことは経験に

よつてわれわれはそれをやらないとい

うこととに意思決定しておりますから、

それには移行すべきでない。だとするな

らば、大体固定資産税の政策の意味と

いうものはここにあるのであるから、消

防でありますとかあるいはいろいろな

ものが生まれてくると思うのです。

それはやつぱり固定資産税といふもの

は実費弁償の概念だと思うのです。と

ころが事業といふものは、消防である

とか、百貨店ならばスリの防衛であり

ますとか、いろいろなものがあるであ

りでもいいといふ議論はおかしい

じやないか。この議論は絶えずやられ

ておる議論であります。これを解決す

るには取引高税——取引高税という

のは税の根本的な問題としてわが国で

も考へた問題でありますし、現に戦後

も実施いたしました。ところが、この取

引高税に対しては、警察が調べに来る

とか税務署が調べに来るとか、こんな

ことはタブーのようになつてしまつて、

取引高税といふ言葉さえも、もう公式

に論じられないということになります

と、どうも非常に大きな資産を持ちな

がら、実際大きな規模で営業していま

るながらやらぬでどうする——事業税、

営業税といふものを利益によってでは

なく、取引高税式のものを加味した事

業税といふようなものに一体変化せし

められるかといふ技術上の問題もござります。これは十分検討に値する重要な問題でありますから、慎重に検討すべき課題だと考へておるの

でござります。

○春日委員 問題の困難性は私も大体

ますから、収益のないところには課税

できません。なぜ私がこんなに承知をしており

ながらはつきりした結論が出ないかと

いうと、現在の法人といふもの、しか

り、その後はからざるさまざまな障害

を国民大衆に与えることによつて、國

家の意思によつて適当ではないといつ

て一年かそこら実施して廃止した。だ

からわれわれはそのことについてはも

はや討論終結である、そういうもので

やつてはだめだといふことは経験に

よつてわれわれはそれをやらないとい

うこととに意思決定しておりますから、

それには移行すべきでない。だとするな

らば、大体固定資産税の政策の意味と

いうものはここにあるのであるから、消

防でありますとかあるいはいろいろな

ものが生まれてくると思うのです。

それはやつぱり固定資産税といふもの

は実費弁償の概念だと思うのです。と

ころが事業といふものは、消防である

とか、百貨店ならばスリの防衛であり

ますとか、いろいろなものがあるであ

りでもいいといふ議論はおかしい

じやないか。この議論は絶えずやられ

ておる議論であります。これを解決す

るには取引高税——取引高税という

のは税の根本的な問題としてわが国で

も考へた問題でありますし、現に戦後

も実施いたしました。ところが、この取

引高税に対しては、警察が調べに来る

とか税務署が調べに来るとか、こんな

ことはタブーのようになつてしまつて、

取引高税といふ言葉さえも、もう公式

に論じられないということになります

と、どうも非常に大きな資産を持ちな

がら、実際大きな規模で営業していま

るながらやらぬでどうする——事業税、

営業税といふものを利益によってでは

なく、取引高税式のものを加味した事

業税といふようなものに一体変化せし

められるかといふ技術上の問題もござります。これは十分検討に値する重要な問題でありますから、慎重に検討すべき課題だと考へておるの

でござります。

○春日委員 問題の困難性は私も大体

ますから、収益のないところには課税

できません。なぜ私がこんなに承知をしており

ながらはつきりした結論が出ないかと

いうと、現在の法人といふもの、しか

ぶるということは簡単であります。しかし、他に政策内容を盛り込んで味をつけた一つの制度をつくるとすれば、こうしたことにならうのですね。これは反論も異論もさまざまあるであります。されども、十分御検討の上、二重構造消の方向に向かって一つ御努力が願いたい。

それから、同じような意味合いにおいて土地増価税の問題、これも予算委員会において一、三論せられておると思ひます。大体土地の増価利益というものは社会的インフレーションの結果だと思う。あるいはそこに鉄道ができたとか、あるいはそこに何らかの経済繁栄の基礎が設立されたとか、いわゆる国の政策の恩恵もしくは全体責任としての社会的な好況、インフレーションの結果土地が値上がりをしておるのである。純粹にその土地の所有者の不労所得なんですね。そのような不労所得者といふものに対しても、現在それを処分するにあらざれば何ら課税といふものはない。譲渡所得であるとかあるいは法人個人の所得といふものは譲渡処分をしてからでなければ課税されない。私はこういうものでは、土地が何十倍にも上がったのです。だからその人は担税力があると思う。担税力ある者にはやはり課税するといふことが、これは負担公平の原則だと思うのです。こういう土地増価税といふものを課することによって、土地の値上がりをスペキュレーションでいろいろ操作するよ

うな連中についても、その経済化促進の一助になり得ると思うので、こういふ土地増価税のこときものも、この際創設することが必要な段階に到達しておると思うのであります。大臣の見解はいかがでありますか。

○田中国務大臣 大企業の問題は先ほど申されました。この問題に対して、一つだけ申し上げておきたいと思いま

す。

大企業といふと小規模企業といふもので常に議論をせられるのは、この利益分配といふものが一体どうなるのかという問題で一番分かれるわけでござりますが、先ほど申し上げたよう

に、今の大企業といふものもある意味では戦前のような独占資本家のもので

はなく、中小企業の形の変わった集団

でもつてつくりました百メーターパー

画、五十メーターパー計画といふあの計画を、そのまま都市計画をやつておれば

よかつたものが、理屈を言つておるう

ちに、まあ、質よりも量だということ

で、どんどん今日のような小規模なも

のを乱造してしまつて、もう全く都市改

造もできないといふようなところまで

きておりますので、こういふ土地の増価

税といふようなものをもし創設すると

した場合に、逆な現象が起きないこと

を十分前提として踏み切つていかない

と、より混乱をするといふことがあります。

定資産税とか、売買利得税とか、そ

うものでもつて、一代、二代にわたれ

ば相当な税額をとられておるわけであ

りますが、私のこの問題に対する基本

的な考え方とは、結局地価を安くする

といふことが一番大きな政治的な課題で

ありますので、これにはやはり収用法

といふもの——資源の中にも、ある使

い方によつては相当公益的なものであ

るといふ、概念をまずかえてくるとい

うことで踏み切つていけば、土地の問

題は解決するのではないかと思う。私

は、そういう意味では、外國でやって

いる、破産もしていないけれどもない

て、入ってきたときにそのときの所得

も一つ申し上げておきたいと思いま

す。

それから土地の増価税の問題は、こ

うなものであります。しかも四階以上とい

う高層建築をやるといふその地

域の三分の一は収用できるといふよ

うな考え方をあわせて考究していかな

いと、この土地の増価税だけでもつ

るものを見づけると、より混乱する状態

も考えられますので、慎重な考慮を要

する、こう思います。

○春日委員 私は七分しかありません

ので、簡単にいきます。そういう問題

を、そのまま都市計画をやつておれば

よかつたものが、理屈を言つておるう

ちに、まあ、質よりも量だといふこと

で、どんどん今日のような小規模なも

のを乱造してしまつて、もう全く都市改

造もできないといふようなところまで

きておりますので、こういふ土地の増価

税といふようなものをもし創設すると

よかつたものが、理屈を言つておるう

ちに、まあ、質よりも量だといふこと

で、どんどん今日のような小規模なも

のを乱造してしまつて、もう全く都市改

としてこれを課税していく私たちは、国税にはならないと思うし、また税負担の原則からして、所得のある者に課税するということで、脱税にならぬかと思うのです。中小企業者は、好況、不況によって差はありますけれども、割と不況のときに貸し倒れてしまう現象が非常に顕著に現われてきて、決算上非常に困る。実態に合致しないところの決算が出てくると思うのです。それは当然救済されしかるべきであると考えますが、この点も一つ十

分御研究をお願いしたい。

それから、時間ですから、最後にこの

点を伺つておきたいと思いますが、こ

の前国税長官に御出席を願つて、若

干の質問をいたしましたが、これはや

はり大臣の責任事項であると考えます

から、大臣から御答弁を願つておきました

が、法律によらずして通達によつて事

件は法律的権威を持つておる。そし

て税務署員はその通達に準じて国民か

ら税金をとつておるのですね。憲法上

は、国民は法律によらなければ義務を

課せられることはない。それから、租

税は法定主義であるから、法律によら

なければ税を課することもできない

が、法律によらずして通達によつて事

件はこれが課税されておる。私は、

国税庁で通達を出されるときには、そ

れは熟練者が慎重に十分考慮して出さ

れるとは思ひませんが、この委員会に

おいて論ずるようななわけにいかぬと思

うのですよ。やはり徴税する側に立つ

ての主觀というものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思う。

だから私は、税制調査会がかかるごと

くも申しますと、現在の税

解釈について疑義を生じた場合には、

すみやかに国税庁の長官の判断を求め

ることとすべき旨を法令上明らかに

せよと答申しているのです。ということ

は、なぜかと申しますと、現在の税

法が非常に難解である。従つて、これ

についてはほとんど通達行政みたい

な、国税長官通達、あるいは主税局

長通達、直税部長、關稅部長の通達と

いうことで、通達になつておるのです

ね。だから、通達に對してなかなか

お疑義があつたり、さらに本条につい

て疑義がある、こういうような場合

よろしくお読みください。

○田中国務大臣

通達が出ております

が、この通達は御承知の通り法解釈を

なつておる。だから、通達に對してな

いことは、問題になる

のです。この通達といふのは、問題になる

もので、これは明白にいたされた

ことがあります。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

るといふことはないなみがたいと思

うのです。

○春日委員

どういふことを……。

○田中国務大臣

国税庁から参与制度

をつくると、いふことを要求しました

から、主計局の予算査定で認められな

いといったことがあります。そし

ての主觀といふものが潜在的に作用す

いろいろとなるわけでありますけれども、現状はそうではないわけであります。物価高に国民は悩まされておる。また年々政府の重税政策によつて収奪をされておるという現状において、納稅人員が増加するということは、これはまことに重大な問題といわざるを得ないのであります。

特に三十八年度の所得税の減税政策の実態を見ますと、まさにこれは実質

ことに従々たる減税にとどまっておる。まことに不十分きわまるといわざるを得ないのであります。

しかも、税制調査会の答申の基礎になつておる物価賃費率といふ点にいたしましても、わずかに二・八%の増加率を見込んでおるにすぎないのであります。まして、税制調査会の中山会長も、この二・八%の見込みが変わってくれば、当然実質増税を押えるための減税を

額にも影響を及ぼすのであらうといふことを当委員会で陳述いたしておりましたけれども、今日の物価の騰貴率、昨年が六・二%という騰貴率を示しておなり、今年に入りまして一月、二月とも毎月一%程度の物価騰貴が当然予想されるわけでもありますし、また数字は魔術でありますて、二・八%あるいは六・二%と申しましても、数字の操作いかんによつてはいかようにでもなるわけでありまして、国民大衆の実感からすれば、今日の物価騰貴率は二・八%であるのは六・二%でもない、十数パーセントといふ相当大幅の物価騰貴によって生活が圧迫されておるというのが実態であります。そういう意味で、税調の答申自体が合理的な根拠を来たし、國民大衆はその物価騰貴によつて生活が圧迫されておるという要施策の第一に掲げておる減税を闇々とすべきであるということを、私は指摘したいのであります。

さらに、いわゆる政策減税の中で利子所得あるいは配当所得に対する大幅の減税をやつております。一〇%の分離課税を五%にする、半額にまけてやるなどいろいろな点でありますから、まことに気前のいい大幅減税であります。しかもこの利子所得の減税の恩典に沿する階層といえば、いわゆる高額所得階層であるといふこともありますから、まことに氣前のいい大幅減税であります。制度によって五十万円以下の少額貯蓄者に対する利子所得を免税したということをいかにも誇らしげに強調いたしておりますけれども、現行の国民貯蓄組合制度のもとでも少額貯蓄は免税されておるわけでありまして、この五十万円あるいは郵便貯金の五十万円等を合算いたしますならば、少なくとも百円以下の貯蓄層に対しては、現行法においても十分免税の措置がなされておるわけであります。しかも今回の特別措置で国民貯蓄制度を廃止するといなながら、二年間に限つて例外的な経過措置を認めておるようでありますのが、いたしますと、二百万円までの利子所得が事実上免税の恩典に浴するわけであります。この程度の利子所得に対する免税をすれば、これで大衆減税をやるという趣旨からする利子所得の免税の恩典の目的は十分達しておる。結局、この特別措置における利子所得の軽減措置は、高額所得者に対する減税をやろう、その目的を貯蓄の増強に置いておるようになりますけれども、これも利子所得の減税措置によって貯蓄が

よりでありますけれども、私は、このような高額所得者に對して輕減措置をとらなくても、その余力のある所得があるいは預貯金、あるいは株式の配当、その他の形で蓄積されることは当然であります。それで、減税したから貯蓄が増強される、貯蓄増強に役立つという根拠は、今までの審議の経過から何ら出て参らないと思うわけであります。要するに、今回の政策減税、その筆頭をなす利子所得の減税なり配当所得の減税は、いわば銀行資本、金融資本あるいは証券業界に対するサービス、お年玉的な意義を持つ以外の何ものでもないと思うわけであります。

その他の租税特別措置につきましても、つぶさに検討すれば必ずしも合理的な根拠があるものばかりではないわけでありまして、私たちはこの租税特別措置制度全般にわたって合理的な検討を加えて、大幅な改廃を加える必要があると考へるわけであります。特に今回の改正案である利子所得あるいは配当所得の軽減措置に対してもは全面的に反対し、このような特例を廃止すべきであるというものがわれわれ社会党の主張でございます。

さらに、法人税の今回の改正につきまして、それ自体については何ら異存はないわけでありますけれども、われわれは中小企業法人に対する法人税率を、段階を設けてもつと軽減すべきであるという主張を持つておるわけであります。そういう意味において、法人税法の今回のこの程度の改正についても反対をしなければならぬと考えておるわけでございます。

要するに、今回の政府の税制改正に伴う三法の改正案は、勤労大衆の実質

柏手

を容認するものであり、減税の羊を掲げて、その実は大衆課税を強化狗肉を売るものにすぎないといふ原案に賛成することができないわります。政府はすみやかにこのを撤回して、社会党の主張する修いられるることを強く要求いたして、私の反対討論を終わります。

○白井委員長 毛利松平君。
○毛利委員 私は自由民主党を代表して、ただいま議題となりました所得税法、法人税法及び租税特別措置法のそれぞれの改正案に対して賛意を表するものであり、従つて社会党提出の修正案に対し反対するものであります。
以下、その理由について簡単に申し述べたいと思います。
第一に、昭和三十八年度の減税計画は、わが国現下財政事情に照らし、きわめて適切妥当であると考えるのであります。
近代国家にとって、財政需要が年々膨張していくことはきわめて当然のこととであります。三十八年度は、自然増収や増加財源が前年度よりも少ないとみかかららず、社会保険、文教及び公共事業の三大重点経費を、それぞれ前年度に比べ二二一・五%、二〇・五%、二〇・八%と大幅に増額しながらも、総額四百九十八億円に達する純減税を行ない、しかも一般減税にウエートを置き、政策減税を適度にこれに配したこととは、政府のみならぬ苦心の存するところと推察するにやぶさかでないでありますして、私は政府の努力を大いに多とするものであります。

第二に、今回の所得税の減税は、中小所得者にとってやはり福音となるもので、中小所得者の負担が年々軽減されていくことは、はなはだ喜ばしく思えます。

すなわち今回の各種控除の引き上げによって、給与所得者の標準世帯の課税最低限は四十四万五千八百円となりました。昭和二十五年当時の課税最低限がわずかに八万五千八百円であつたのに比べると一そう課税最低限の引き上げに政府が努力されたことを希望するものであります。また、今回の改正によつて、給与所得者の標準世帯の負担は、年間所得五十万円の階層では三四・九%，七十万円の階層では一五・一%軽減されることとなるのであります。一方、一千万円の階層ではわずかに〇・三%の軽減にしかならないことを考えるとき、私は今度の減税は、下とえた、いわば善政であると考えるのに厚く上に薄い、まことに適切なものと考える次第であります。

第三に、今回の税制改正は、中小企業者のかねてからの切実なる要望にこたえた、いわば善政であると考えるのであります。

今回の税制改正では、同族会社の留保所得課税の場合の控除額を引き上げ、中小企業者が郊外へ工場を移転する場合の譲渡所得課税について、圧縮記帳を認め、また中小企業近代化に必要な機械設備の特別償却を認める等、中小企業の税制について格段の配慮がなされていることは、わが党が中小企業の政策対策を重視している証左であると考えるものであります。

第四に、利子所得及び配当所得に対する課税の特例の強化は、わが国内外の当面の経済事情に照らし、きわめて当を得たものと考えるのであります。わが国経済が今日アメリカ及び西ヨーロッパと並び称せられる大国に躍進したこととは、ひとえに政府の施策と国民の努力のたまものと考えるものであります。しかしながらいまだに中進的的性格を脱却していないことも事実であります。これはなぜかといふと、わが国の資本蓄積水準が低いということに帰着するものと考えざるを得ないのであります。わけても実物資本と貨幣資本とのアンバランスが著しいことが指摘できます。今後とも実物資本の蓄積を高めていかなければなりませんが、それには貨幣資本の蓄積を高め、実物資本との間にバランスを保たせることが絶対に必要であります。かくして貯蓄の増強はわが国経済の発展にとって至上命令ともいふことができるのあります。ことに世界の大勢に順応し、自由化を本格的に推進し、八条会議移行体制をつくらなければならぬことを考えるときは、一そらその切実性と緊急性を感じるのであります。私はこの意味において國が貯蓄を奨励するため税制上これを優遇することは当然であつて、その国民の貯蓄に及ぼす心理的効果には多大なるものがあることを信じて疑はないのであります。

○白井委員長 これにて討論は終局いたしました。
これまでより順次採決いたします。
まず、所得稅法の一部を改正する法律案及び法人稅法の一部を改正する法律案の兩案を一括して採決いたしました。
兩案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○白井委員長 起立多數。よつて兩案はいずれも原案の通り可決いたしました。
次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案について採決いたします。
まず、有馬輝武君外十一名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○白井委員長 起立少數。よつて、有馬輝武君外十一名提出の修正案は否決いたしました。
統いて原案について採決いたしました。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○白井委員長 多立多數。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。
ただいま議決いたしました三法律案ましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○白井委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○白井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後四時二十六分開会式

午後一時十二分休憩

本会議終了後まで休憩いたします。

関税定率法等の一部を改正する法律案、外貨公債の発行に関する法律案及び中小企業高度化資金融通特別会計法案の三案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 関税定率法に關係いたしまして、大蔵大臣に貿易の自由化ということはどういうふうなことを意味しているものなのか。わが党はまだ貿易の自由化は早いということをいろいろと反対してきましたけれども、今日貿易の自由化になるということあります。が、一体貿易の自由化というのはどういう意味であるか、最初にお伺いいたします。

○田中國務大臣 今まで日本は国際収支上の理由で為替の制限ができることになつておつたわけでございます。すなわち、IMFの十四ヶ国におつたわけでありまして、これが今度八ヶ国移行勧告を受けまして、近い日に入国に移行しなければならない。日本といたしましては当然残つております一二九の制限品目に対しても順次自由化をやつて参らなければならぬといふことでございます。IMFだけではなく、ガットの十一ヶ国にも移行いたしましたが、ガットの十一ヶ国でもあります。が、これに加盟を許されれば、

○佐藤(觀)委員　この間の勧告もございましたけれども、わが国の経済力では自由化は早いのではないか、自由化するといろいろな混乱が起きるといたことでいろいろな方面に反対があつたのでござりますが、そういう点については、一体自信がおありであつたのか。これは田中さんだけの問題でございませんけれども、どうも無理が、あつたようにお見受けしたのですが、そういう点をどういうふうに考えておられるのか、これも伺つておきたいと存ります。

○田中國務大臣　IMFの勧告によりまして日本が自由化を要求せられることのではなくて、日本自体が自由化の方向に進んでいかなければならぬ必然的な体制にあるわけでござります。そこでIMFの八条国移行勧告をそのまま受けて、よきタイミングを見て自由化の態勢を整備して参らうとしているのが現在の政府の考え方でござります。一休自由化というのは、国内産業との競争ができないからいつまでも自由化をしないでいるのかどうかといふ問題は、外国から要求せられるから自主的に解決する問題でございます。自由化をするということは、日本は御承知の通りの貿易立国といつても差し

かかるなどいと貿易依存の目でござります。これは明治初年から人口三千三百万か三千四百万の時代から九千六百万というような現在の人口になつたときに、米とか日本でもつて原材料のあるよなものを、一体そういうものを輸出するようなことで日本の国富を増して、われわれの生活のレベルアップをしてきたかといふと一目瞭然であります。それで、原材料を海外から輸入をして、それに対し加工し、加工品を逆に輸出をするといふいわゆる輸出による蓄積として、財産が今日の日本の基盤をつくり、われわれの生活をささえておるのでござります。そういう意味からいいますと、日本はこれから輸出を伸ばしていくなければならないわけでございますが、輸出を伸ばしていくということになると、相手の国が、日本が自由化をしておらないと、当然相手の国も差別待遇をするわけでございまして、まあされたといふことを仮定した場合、日本が保護貿易をやつておるいわゆる不自由なときと比べてどうであるかといふと、これはもう言うまでもなく、第二次世界大戦がどうして勃発したかといふことをお考えになるとおわかりになるわけです。これはもう日本の商品を押えていくところに日本商品のボイコットとなり、日貨の排斥となつてしまひましたのでありますから、日本のたくましい歴史上の輸出の状況を見れば、できるだけ早い機会に自由化に踏み切つて、そして相手の国々の差別待遇もさせないようにしていくことが、今よ

○佐藤(鶴)委員　自由化の説明は大臣から聞きましたが、そろそろ自由化をやれば関税の障害をとるべきだ、自由化をやつて関税を上げるというようなことは、これはおかしいじゃないか、自由化の意思に反するような気がいたしますが、世界の貿易は、今田中大蔵大臣が言われるよろに、自由化の勢に乗つておりますが、しかし自由化をやつたならば、当然関税については引き下げたり、あるいは関税壁壁をなくすといふのが至当だと思われますけれども、その点は一体どういふうに考えられておりますか。

日本は農業が主生産の特徴がある限り今までの過渡的な調節機能として関税制度を上げ下げするということは、この国でもやっているのでございますし、関税はその意味でこそ存在するのだとさいますから、一括関税引き下げという基本的方向の中に入りながら、現在五〇%のものを一〇〇%に上げると、しかし究極の目的は、現在の三〇%を二〇%にし、ゼロにすることを目標として、その過程でたどる弾力的運用でございます。

○佐藤(鶴)委員 それならば、日本の商品の全面自由化に対しても政府はどんな対策を講ぜられ、農産物その他あらゆる方面で自由化に対処するだけの準備が一体できているのかどうか。これはもう来月から実施することになりますて、一体そういう点についての見通し、なるほどこれはいろいろ理由で、こういう計画で、こういうあれでやっぱりやっていけるというだけの政府にそういう構想があるかどうかということをまずお示しを願いたい。

○田中國務大臣 御承知の通り、八八%の自由化をした産業に対しましては政府は財政投融資、一般会計の補助金、税制面の彈力的運用その他特例措置等によりまして、政府が支援をして差しつかえない、また支援を要望せられるような事項に対しては十分な配慮を行なつて参つておるわけでございましては、なかなかむずかしいものだけが残つたわけでございます。一昨年のウイーンの会議で日本の九〇%自由化を要求されたのでございますが、八八%まで行なつて、ついにあとの一〇%でございますが、自由化を行な

おなかーたのてこむしを、あるとの
一二%といふのは、自由化をするには、
やはりするような処置をしてからな
ければならないようなものが残つてお
るわけでございます。こういふものに
対しては今昭和三十九年度の予算に
おいてもいろいろな措置をいたしてお
ります。石油等に対し石油業法をつ
くつたり、また中小企業基本法をつ
くつたり、今次の政策減税等もそうい
うことの前提として行なつておるわけ
でござります。甘味資源の問題に對し
ましては、砂糖自由化に対応して一般
会計において甘味資源対策も行なつて
おりますし、今度食管会計の中に砂糖
類勘定等を設けて、国産ビートやカシ
シャその他の買い上げ措置を行なうと
か、あらゆる意味で自由化に對応する
施策を着々と行なつておるわけでござ
いまして、もうこの程度で自由化をし
ても何とかやつていけるということ
と、世界の諸外国が日本に自由化を要
求するその強さといふものとバランス
をとりながら自由化に踏み切つて参
る、こういうことを考えておるわけで
ござります。

さがた先生の影響で、いわゆる第一義的見地によつて、かくの如きまして、特に問題のあるものを除きまして、自由化可能な状態にしようといたしております。また問題のある項目につきましては、その時期までには自由化の見通しを立てたいというふうに考えております。

農林漁業関係につきましては、なかなか問題の多いところでございまして、鉱工業品等とバランスを失しないように並行して自由化を進めていくということだらうと思います。対日差別を行なっています外国には、自由化の機会にその撤廃を強く要求することはもちろんであります。国内においては、自由化によって混乱と摩擦のないように、ただいま大臣からお話をありました点につきまして、きめのこまかい配慮と彈力的な考え方をとつていただきたいと思います。

○佐藤(朝)委員 私たちは、自由化と関税問題というのは、これはもう同じ平行線をたどるものであつて、自由化されれば当然関税が下がるべきだといふのが原則であらうと思うのです。その点はあとでいろいろ具体的な話になりますけれども、その点は大臣はどのようにお考えになつておられますか。

この点をお聞かせいただきたい。

○田中国務大臣 御承知の、自由化ができない問題は何があるかといいますと、直ちに自由化をしたら、国内で倒産や破産や、国内の同じような産業がこれに対抗していけないというのが一つございます。自由化はできるけれども、相手の国々が差別待遇をしておりますから、それに対しても、相手が開かなければ門戸を開いても、相手が開かなければどうにもならないということで、対目

十二号 昭和三十八年三月二十二日

国内産業から生まれる物がうまい、販売

元和四年

一八

差別待遇を撤廃交渉を統けながら、二国間交渉を統けながら、向こうもやるならこっちもやりますよ、こっちがやりますからそちらもやりませんか、こういうような状態で自由化ができないものもございます。

それから原則論としては、自由化と
関税といふものに対しても、一般関税制度
というものでござりますが、自由化
が完全に行なわれていつたときには関
税も一括引き下げをされ、相手の国も
全部対日自由化をした場合には、日本

○佐藤(観)委員 しかし自由化ということになれば、一般に關稅が下がることになるのが原則だと思うのであります。しかし、自由化されて今度關稅が上がるといふようなものはどんな品目だか、事務當局の方で一つつらせてござります。

ござりますから、どうしてそういうふうに上げるのか。下するのが当然であるのに、七十%に上げるということは自由化にならぬと思うのですが、その点は私の納得のいくように説明していただきたく。

す。 で、国民がバナナに対します何と申しますか、特殊の嗜好がござりますので、これを一挙に下げますとそういう面からどうも混乱が起きるであろうと いうことを配慮いたした次第であります。

もう一つは、これは農業製品でござりますが、特に乳製品のようなチーズやバターとかこういふものは、入れるところは四分の二くらいに切り下げなければいかぬ、粉乳のようなものでございます。こういふものはあまりにも差が過ぎる。こういふことで農業の一次産品や農業加工品といふものは、これはどこの国でも自由化が一番最後になつておるわけでござります。そういう理由が存するわけでございまして、これから国内農業の強化をしながら、自由化をしても国内で倒産、破産が起きないように、また国産品要用というようなことを十分積み付けるながら、自由化の地ならしをしておるわけでござります。それじゃ四分の一にならないなどといふことも考えられるのですが、いわゆる無水フタル酸や無水マレイン酸のような鉱工業薬品といふものは、わずか二年前、三年前は、横浜埠頭揚げ二分の一以下であつたわけですが、こんなことをやつておつけてござりますが、今日は自由化をされました。されることによつて企業の合理化も行ない、また張り込み方も違うわけです。こんなことをやつておつたら元も子もなくなるからといふことで、わずか二カ年間で対抗して、現在では輸入品というものとタイでやれるようになつております。そういう意味で、国内的な態勢ができれば順次自由化していくということになるわけでござります。

もう一つは、國內でもつてリソングならないために、日本とドイツ、日本とフランス、日本とアメリカとの間に、今でも日本が十四ヶ国であつたような状態を要求するわけでござります。そういう場合に、やむを得ず関税制度でもつて対抗しておるものもござりますし、それでまた日本に対して特に高関税で対抗するようなものに對しては、できるだけ発動はしないのですが、対抗関税制度というものもなければ、相手のある仕事でござりますから……。

もう一つは、國內でもつてリソングならリングがうんとたくさんできたときに、バナナやその他のもので持つていつたときにたたかれてしまつという場合に、緊急關稅制度、こういうものが制度の上にはあります。これが、できれば適用されないでいくほど世界が自由化になればいいだらう。究極の目標はそうであります。が、現実問題は現実に対処しながら、緊急關稅制度や対抗關稅といふものの制度はつくつておきまして、ケース・バイ・ケースで弾力的に、しかも慎重な配慮でこれを行なつていく。しかもそれはだんだんと一括引き下げ、できれば關稅率ゼロというところまでいくのが目的でござります。

○稻田政府委員　自由化と関税の関係につきましては、昭和三十六年度におきまして、自由化対策としまして全面的な改正を行なつたのであります。また三十七年度におきましても、相当大幅な関税の改正を行ないました。それで今度三十八年度におきましては、その他の経済情勢の変化がありまして、で、三十八品目につきまして改正を御審議願つておるわけであります。

要点を申し上げますと、関税定率法及び関税暫定措置法を通じまして、三十八品目のうち税率を引き上げる品目は十三品目であります。バナナ、マンガン鉱、酒石酸、プラスチックの造花、石油等でございます。アンチモニーやガーネット等三種目になつております。税率を引き下げる品目が十八ござります。

○佐藤(觀)委員　引き下げるものは聞いていないのです。引き上げるものだけです。今上がるものの中で、バナナの関税率の問題がありましたが、急に七十%以上上げるといふべらばうなことが行なわれるようにになつた理由ですね。これは農林省から来ておられるようでございまますから、簡単でけつこうで

○富谷政府委員 バナナは、昨年の七月以来関税のほかに、ジエトロの方に三〇%の差益金の納付を実際に行なつておりましたので、実質的な何と申しますか、輸入によります価値の増と申しますか、これが八〇%ござります。これを一举に引き下げますと、国内の配給ルートその他取引上だいぶ混乱が出来ますし、なおまた国内の果樹生産者の方は、前々からこの果実の貿易の自由化ということ非常に神経質になつております。その関係もございまして、農林省でもリンクの対策その他いろいろやつて参りまして、逐次漸進的にやつて参りたいという考え方でござりますので、結果的に、関税率だけで申し上げますと、七〇%に上がつたよう位見えるわけでございますが、実質的には一〇%の引き下げになる、かような次第でございます。

○佐藤(觀)委員 いや日本の果実業者の方は、自由化に反対しておつたでしよう、そりでしょ。それだから、あなたの方で自由化は反対だから自由化をやるかわりには関税を上げるといふようなそらいう形でやられたのじやないかと思うのですが、どうですか、そういうべきさつは。

○富谷政府委員 上げたとおっしゃいますけれども、従来の差益等の経過を見ますと、バナナは一〇〇%とられておりまして、しかも外貨割当のために非常な希少物資になつております。従つ

○佐藤(觀)委員 われわれが自由化に反対するのは、社会党が反対いたしましたのは、そういう問題が起きるから反対するのであって、初めから自由化をやらなければそういうことにはならぬでしょう、こうしたことでしょう。自由化をやるということは、そういうことの混亂が起きないために自由化をやるという政策を政府は立てて、そうして今度自由化になるから、自由化するかわりに七〇%も関税をかけるということは常識では考えられないと思うのですよ。常識では、バナナの需要が多くなれば国民のためにどんどん輸入をしてしなければしようがないでしょう。私はくだものの生産地から出ておりませんから、どういう陳情があつたか知りませんけれども、どう考えたって筋が通らぬと思うのです。それは大臣どうお考えになりますか、こういうばかげたことを。今まで国内に非常に需要が多い、それだからそういう自由化をやらなくちやいかぬ。そういう陳情が多かつたらばナナの自由化をやらずにおけばいいのに、やればどんどん輸入されるからといって七〇%税金をかけるといふことはどう考えたって常識で考えられぬと思いますが、この矛盾は田中さんはどうお考えになつておられますか。

くなつて、関税率を引き上げるといふことになると、実際は一〇%の引き下げになつておるのであります。だからバナナ業者に対してもう過酷なものではございません、こうお答えをしておるわけです。しかしバナナというものを自由化するのは、今バナナは高いものですから、これは戦前はバナナのたたき売りといひので、安いのはもうバナナだ、こうしたことだつたのですが、このごろはもうバナナといふものは高いものである、こうしたことになつておりますから、国民の嗜好また国民の需要に応ずるために自由化をやるということであれば安くしなければいかぬじゃないかといふ氣持はもうその通りわかりますが、何しろ戦前から相当長い間不自由にしておきましたので、戦前の日本の果実とバナナとの比率と、現在のバナナと果実との比率を考えますと、バナナといふものが非常に高くなつておつて、これの自由化をすると相當下がる、だから急激に下がりますと、今国内のリンゴやその他の果実が戦前に比べて相当な勢いで伸びてきております。内容は充実はしておりますが、やはり一挙に自由化をしてしまつて、一つ日本のくだもの退治してしまら、そろそろバナナは入るだらうからといふのでバナナをうんと入れられたらこれは大へんなんです。ですから今よりも自由化といふものを何年かのうち、一年か二年の間くらいに水と油がうまくまじつて、あまり衝撃は起こらないようにと、いふことで、逆に表から見ますと自由化して二〇%上げているといふようなことではございますが、実際の裏から見れば一〇%下げているのであって、そして実際の

○佐藤(觀)委員 どうも僕らも食いま
ので、田中さんが食つて下さいのか、
僕が食つて下さいのか、これは好みで
すから、理屈じゃない。しかしリンクス
とバナナではちょっと味が違うのじゃ
ないでしょうか、そりでしょ。だから
バナナを入れたからリンクスが充電な
いということは理屈としてはどうも合
わぬようには思うのです。それからバナ
ナが急激に下がるというのは、消費者
は——私はバナナ屋でもありません
し、それからバナナは日本ではそれな
い、実際は台湾とか南米でそれるわけ
ですから、何も日本の貿易の収入を減
らすといふような気持はありませんけ
ども、バナナを買って食う人が安く買
えるという立場から私はものと書い
ますが、これはいろいろ農林省の方か
らも説明がございましたけれども、何と
しても裏はいろいろ——ジエトロのこ
とは私らも多少知っておりますが、そ
ういうこと以上に消費者に安く食わせ
るということは政治の責任ではないか
と思うのです。リンゴやミカンとバナ
ナというものは味も違うし、私は明治
四十二年でございましたが、母に連れ
られて名古屋でバナナを初めて食いま
した。そのとき一本で一錢五厘でし
た。そういう思い出がありますから、
バナナを国民が食いたいというならば
安く提供するというのが政治家のやる
べきことじやないかと思うのです、ただ
配慮をしたのが今度の関税になつてお
るわけでござります。

「……。私は自由化だから關稅を全部ゼロにせよ」ということは言わぬけれども、名目上は少なくともバナナから七十%以上ましたよに、貿易の自由化をいうことに矛盾してくるのじゃないか、そういう無理をするくらいなら自由化をせずに、くだもの業者の言うことを聞けばよかつたものを、自由化をやればそういう問題が起きてくるのは当然だと思ふ。そしてまた關稅の障壁を高めればよそから文句が出てくる。貿易の自由化は田中さんからいろいろ説明がありましたがからよく了解されるのでありますけれども、どうもバナナばかりいじめるような気がするのであります、何か恨みもあるのじゃないか、われわれはそういうように考へるのですが、その点はどういうふうに解釈されますか、一つ説明していただきたいと思います。

費がふえておりますが、同時にビルやサイダーもよけい充れておるといふことでござりますが、バナナの場合にはこれを下げれば幾らか消費者物価がみな下がるのだから、一つの刺激効果になるだけでもいいじゃないかといふ意味でバナナというものは今非常に輸入を制限しておりますので、バナナというものを入れれば私はコカコーラのようなものではなく、一ぺん入ってみると、昔のようにたたき売りをするまで入ってくるかどうかは別にしまして、相當急激に入ってくる、そのときには、自由化して一番最後に残るもののが農山漁村の生産品であるということを、消費者物価が高いということを言つて、山漁村といふものが、野菜にしろぐれのものにしろ、ようやく生計が立ち得るような状態まできておりますので、これは一挙にバナナとリンク——まあ、バナナとリンクは違うからといっても、バナナを腹一ぱい食べばリンクを食うだけのあれがなくなつてしまふというところで、平たい考え方ではやはりバナナと国内の果樹生産業というもののバランスをとりながら、少なくとも一年や一年半の間で完全な自由化をしようというので、八%のものを七〇%、これを六〇%、五〇%、三〇%、こういうふうに下げていこうというのが今度の改正でございます。

が、ところが農林省は、重政さんあたりが農林省の立場で、果樹を言われるのももつともだと思うのです。私は選挙区は農村でござりますから、私もそういうことを考えますけれども、消費者全体の立場と、政府が貿易自由化といふお題目を考えて、以上は、やはり筋道を通さなければどうも不合が悪いのじやないかと思うのです。だから農林大臣の言うことをそんなに大蔵大臣が真に受けて考えられるということは、少なくとも人情大臣としてもわざりのいい田中さんがこれを黙つて受け取られるということは新潟県の顔のあれがあるかもしれませんけれども、私らとしてはやはり納得いかない。だから少なくて、どういう理由があろうとも、七十%のバナナの税率はどう考えても高過ぎる。ことしだけで、また来年から下がるのであります。それはどうも理屈として貿易の自由化といふことを唱えてながら、日本のバナナの税率をたとえば七十%だといふ声があれば幾ら外国が何と言おうとも、これは事実は事実として出るのですから、そういう点を考えて、私はバナ屋でもないし、くだもの屋でもありませんけれども、そういう向こうからあげ足をとられるようなことを何でやられるかということについてどうも納得いかない。それは農林省の言われるのは筋が通るけれども、どうも大臣がどういふことを平気でやられるということは、これは田中さんにしてもできが悪いと思うのですが、どうですか。

○佐藤(觀)委員 同僚議員からもいろいろ質問があると思いますが、大体そういう趣旨で、貿易の自由化といふものは政府が言つておつても非常に片手落ちのような面がある。やはり筋の通つた自由化をやつてないという感じを受けたわけです。いろいろ政府の田中さんからの御説明がありますが、やはり関税のあれも幾ら自由化といって、全部下げれば日本の貿易はペシャンコになる。日本の貿易がペシャンコになれば仕方ありませんけれども、やはりある程度の施策と計画を実施するには、するだけの理由がなければ、私はこういろいろ矛盾した部面が出てくると思う。バナナは一つの例であります。日本の自由化ということについていろいろ題目を並べておられますけれども、しかし筋の通つたやり方をしないと、業者も泣くだらうし、消費者国民一般大衆も、自由化になればいろいろな点でかなり損をする人もあるし、またいろいろ不備な点が出てくるだらうと思う。今一つの例をあげましても、バナナといふ問題は、日本でバナナがとれれば仕方ありません。けれどもリンゴと競争させるというような話では、私は理屈としては通らぬと思うのです。そういう点で一つ筋を立てて関税の改正をやつていただきたい。私はあと石油問題がありますけれども、きようはそのくらいのことにして、一つ十分に御検討なさつて、なるほど納得ができる。これならばやむを得ないといふ、そういうはつきりしたことは農省の方からお答えをしていいのですが。

態度で臨んでいただきたいことを要望しまして、私の質問を終わります。

○白井委員長　横山利秋君

二、三の観点からお尋ねをしたいと思
います。

まず大臣に伺いたいのです。それは、今度の租税特別措置やあるいは近代化資金助成法及びこの特別会計法を通じて大蔵省として措置をされたことが非常に多いわけです。税金は特別措置でめんどうを見よう、それからお金の貸し方は高度化資金、近代化資金でぜひ貸そら、利息はこうしよう——ですから、大蔵大臣として中小企業について今度はなみなみならぬ御検討を願つたと思うのです。その考え方として、私はこういう点はどうお考えにならかという点をまず第一に伺いたいのです。それと言いますのは、大企業については、独占をさらに超独占にするという行き方になるのですが、中小企業においても、しょせんつまるところ、中小企業の中の面、特にその中で工業部面に軸心が置かれているといふ感じがする。私どもは、今二つの問題に迫られておる。政府が中心を置いております国際競争力を内外においてつけるという考え方が一つ、それからもう一つは、私どもが常に主張してやまない経済の二重構造を解消する立場に立つという考え方、どちらに重点があるかといいますと、今の政府の諸法案は、前者にその重点がある。それでもって一方基本法を提案をして、わざかに私どもの色彩を薄めて取り入れようとしておるのであるけれども、実際出ております諸法案及びその予算案を見ますと、零細企業に何らの政策とい

うものが見当らぬではないか。錢を貸した場合に、五ヵ年間無利子にしようと、あるいはまた税金は指定業種において特別措置をしよう、それらの該当する中小企業はどういうものかと考えてみれば、およそ想像に余りある、中の位のもので。零細企業については、はかつておくのか、という点なんです。私の質問は、零細企業について政府が打たれた手は何なのか、どうお考えになつておるのか伺いたいのです。

○田中国務大臣 零細企業についても、中小企業の中の零細企業を重点的に考えなければならないから、こういうことで税制改正におきましても、三分の一の割増し償却を認めたり、同族法人に対する規定を設けましたり、また国民金融公庫の貸し出しといふようなものに対しても特別な配慮をしたり、産廃地の中小企業や零細企業に対しては特別ワークを設けたり、いろいろなことをやっておるわけでござりますが、しかしこれはあなたが言われるように、私たちが入党として考えておるよくな万全な対策じゃないということは、これは私の方も認めます。これは私の方でもつて十分配慮いたしましたと言つて強弁してお答えをいたすよな考えはございません。しかし零細企業とこりうるのは、お互に代議士として考えると何とかしなければならぬということを十分わかるのですが、私は中小企業基本法も制定せられますし、だんだん零細企業は中企業に、中企業がレベルアップされて、中小企業の中から抜け出していくようなことを考えなければならないのはございますが、零細企業といふもののの大半と、いふものを、一体将来どういうふうに育成するかといふ

ことに対する対応としては、現在の状態では、資金的なめんどろを見るとか、それからもつと税制上優遇できなかとかいろいろなことを考えるべきでございますが、零細企業の問題を短かい間に全部諸施策をやつて、これがレベルアップに資するような施策というものに対しても、また組織をどういうふうにしていくかどういうような問題等を十分検討しながら、一つ一つ積極的にこれが育成の問題を解決していくべきだと考えております。

れた。しかしこれとてもオーバードックな問題について議論したにすぎない。だから私どもがいつも言つておるのであるが、この中企業及び大企業に特別な措置をなさるならば、零細企業については法人税を当然段階的に改むべきである、所得税の段階税率と同じように改むべきである。またこういふような金融措置をするなら、当然国民金融公庫が今一件当たりどうですか、平均二十七、八万円じやないですか。それに對して申込み等を考えるならば、これは半分くらいの決定しかないと私は思つておるのでですが、そういう点について国民金融公庫へちょっと資金量をふやした、あるいは出資をふやしたといいましても、あなた自身が御存じのように、他に比較してこちらがふえれば国民金融公庫もふえるというやり方であつて、決して国民金融公庫が特別に行なわれる場合においては、当然それが行なわれる場合に對しては、当然その政策がそこで他に比較して多く行なわれたという例はあまりないのです。

なだけますし、それからまたそれがどうな
うしてできないというのは、非常にむず
範でありますかしいからということもあ
ります。日本の零細企業というのは、個
人企業と中小企業との間でもつて問題
がないというような非常にむずかしい
ものでござりますし、特に世界各国の
中小企業、零細企業と違うのは、單一
的な仕事じやないというところに問題
があると思うのです。私は西ドイツの
中小企業問題、二十八年に行つて十分
調べて参つたのですが、西ドイツなど
は、ここでも前に申し上げたことがあ
るのですが、中小企業とはいひながら
ら、これは全く簡単な單一的な工程の
仕事しかやっておらない。はつきり言
いますと、ナットならナット工場ばかり、ね
じならねじばかり、せんまいならせん
まいばかりやつておる。でありますか
ら、ここには親子何代もそういう仕事
をやっておるということで、これを組
み立てれば、世界で最高レベルの品物
ができる。ところが日本は、これは昔
からそうでございますが、いずれにし
ても親方に子方一人といふような問題
から非常に業態が複雑多様であるとい
ふことで、しかもわざかながじ屋さんで
あつても地金から全部自分でもつて吹
いて、最後に型に入れて彫金技術まで
自分でやつて、一個の美術品のよくな
い形態にあります。だからそりや
う意味でたくさんの業種を一休どうし
て救済をするか。私たちは党におりま
したときは、これは一つとうふ屋な
らとうふ屋だけ、床屋さんだつたら床
屋さんだけ、そういうものでもつて金

庫等をつくつて、そういうものに對しては業界でもつてお互にが指導調整をするようにして、それに対しても府が適切な基本法を設けて援助した方がいいではないかといふようなことを考えたことがあります。なかなか現在の制度とのぶつかりがあつて現実化されないで今まで来ておるわけであります。が、私はやはり大蔵大臣として考えるのは、自分の所管としては税制面でめんどうを見るということが一番適切で、早道だらうといふ考え方を持つておるわけでござります。

もう一つは、金融というものに対してもいわゆる信用貸しといふものをどの限度でもつて進められるかといふような問題、資金の確保をどうするかというような問題を第二に考える。

第三は企業診断とか、企業指導とか、そういう問題に對して相当前方県や商工会議所やその他に補助をしておられます。が、こういうものをもつと団体化し、組織化していくといふようなことでなければ、一つ自分が何事かやつてきた仕事が、まあこれはどうも世の中がうまくない、自由化になるとうまくないから、あしたまた別な看板をかけて別なものにすぐ転向するといふほど日本人の器用さといふものが、一つの零細企業、中小企業の多様化しておるといふ事実もありまして、これらの問題に対してもは議論だけしておるのでなく、やはり税制、金融と企業診断その他に對しては相当てこ入れをしていく必要があるといふように現在考えております。

な力を与えるといふ点についてはどうですか。
○田中國務大臣 先ほども申し上げたが、
通り、そういう方向で救済をし、またそれが一
度切だと思います。またそれ以外にな
かなか具体的なカンフル注射的なもの
はないと思います。だからそういうこと
とが一番手つとり早く、またそれが一
番でないか。ただそれはいつまでもそ
ういうことでもって救済をしていけな
いので、やはり何年かたつたらクラス
を上げていくような目標を立てて、こ
こまでは貸せますよというようなこと
で、われわれはこういう制度をつくっ
たならばそういうような業態のままで
進歩もしないけれども、貸さなければ
いかぬということで、だんだんと要求
が多くなるということがあつてはなり
ませんので、やはり目標を立てて何
か年ごとにランクをだんだんとレベ
ルアップをしていくような方法でやは
り企業の健全化をはかつていくべきだ
と考えます。

○横山委員 今の話の中で大臣は法人
税率を段階税率にする、国民金融公庫
を飛躍的に増大をしようと、それを一つ
やつていこうというわけですが、中小
企業庁として、私が言つてゐる今回の
政府提案の中でも零細企業政策が皆無で
あるという点についてどうお考へです
か。

○樋詰政府委員 今回三十八年度の予
算におきましては商工会あるいは商工
会議所を通じます経営指導、この関係
で約十二億の予算を御審議いただい
たるわけでござりますが、これを通じ
まして、中小企業等に今先生の御指摘

から近代的な經營にといふようないろ
いろな指導をやり、行く行くは診断等
を受けて、もう少し合理的な生産性も
高まるようやり方といふものを一つ
持つていつらしやいといふ指導をして
きたことについて、大体七百企業につ
いて一人といふ割合で今指導員を置い
ておりますが、今回の予算で大体三年
計画ぐらいでそれを五百企業ぐらいに
ついて一人といふ割合にまで逐次人を
ふやしていきたい。そういうふうにも
考えておりまして、まず一番大切な零
細の経営指導については金額として
十一億九千八百万円、これは必ずしも
大きくてございませんが、かなりの効
果を上げ得るものと思つております。
それからまた、この委員会で御審議
いただいております特別会計法に関連
いたしまして、中小企業の高度化のた
めに協業化——今までほんと協業
ということは予算上も大した措置をし
ておらなかつたわけでございますが、
たとえば小売りの方々が協同して店舗
を経営される。あるいは小さな町工場
の方々がお互いに寄り集まる。その寄
り集まる形態には協同組合という形も
ございましょ。あるいは合併して一
つの会社をつくるということもありま
しょうし、あるいはお互いに出資し
合つて一つの会社をつくろうというこ
とがあると思いますが、いずれにいた
しましても、現在の零細な企業がそ
までの数でそのまま全部大きくなると
いうこと、これはできれば一番それに
越したことはない存じますが、需要
との関係その他から申しまして、やは
りある程度生産性を高めるための適正
規模にまで団結し得るものは団結する
といふ格好に持つていく必要があるの

じやないか、そういうふうに存するわとかあるいは組織化といったようなものにつきまして今回特に新しい制度を設けていただきまして、しかも全国的視野からそれを運用するということをやつていただいたわけでございます。もちろんわれわれいたしまして今の金融、税制というものが中小企業者にとって百パーセント満足すべきものとは思つておりますが、しかし、それは今後、今大蔵大臣からお話をございましたように、税制調査会なりあるいは金融全体の事情なりというもの勘案いたしまして、大蔵省とよくお打ち合わせした上で改善するようにわれわれとしても最善の努力をしたいと考えております。

○横山委員 たとえばあなたが例を出された診断員にしても、五百企業に一人という診断員で、私が承知しております限りにおきましては、診断を申し込んでから数ヶ月たなければ診断をしてもらえないのが現状なんです。これはあなたもよく御存じの通りだらうと思うのです。ですから診断員制度といふものは、実際においても初めて行つた人が數ヶ月といわれたのではもう忘れてしまふ。それから診断をされた効果についても診断員としては常時結果について念査をするという状況にもなつていい。従つて、これは七百企業を五百企業としたところで、全く大海の中へをさを投げ込んだようなものでありまして、事実上これは何らの恩恵を零細企業に対する政策があまりにも乏しい。今

と中企業、しかもその中に特定企業と申します。いわゆる中小企業政策及び産業政策は大企業に貸すといふ弊害が起つておる、つまり中企業、ハイ・レベルの企業に貸すといふ弊害が起つておる。これはその高度化資金の恩恵はほとんどないのではないか。事実調べてみてどうぞ。それを第一番目の質問として大臣に一べん考えてほしいのは、たゞそこは中小企業高度化資金の貸付です。都道府県が出した予算と見合う予算を国は貸してやろう、こういうわけなんなります。そこでどういうことがあるかというと、一つには、都道府県が出した額が五億円なら国は五億円、こういふわけですね。従つて、都道府県の出し方によつてその府県における中小企業について非常にアンバランスが出るといふことが一つ。それから、全体的に高度化資金は嫁一人に嫁が八人、九人、十人、こういう状況になつておる。私は、かつてこれが三分の一融資から二分の一融資に改善をされたときには、その改善といふのはどういう意味があるのか、融資の総量が十分にふえないので、三分の一から二分の一にすることとは嫁一人に対して嫁をますますふやす結果になりはしないか、もう少し広範囲にやることが必要なのではないか。それからさらに関つては、この恩恵が五年無利子といふよりは非常恩恵であるから、結局県が検査をいたしましたときに、まああとで会計監査その他をも考えて問題のない企業に貸すといふ弊害が起つておる、つまり中企業、ハイ・レベルの企業に貸すといふ弊害が起つておる。零細企業もそういうものはないわけです。一体

政府資金を融資をして引き上げようとするのは、いいものをますます引き上げるのか、金がなくてどうにもならぬ立場に、ここへ貸してやれば何とか引き上がるというところに貸すものなのか、産業政策オソリーで考えておるのか、それともその企業を伸ばしてやろうというところに考ふがあるのかという点で質問をしたのでありますけれども、十分な改善の余地は見られていない。この点について、高度化資金の諸問題について大臣から全体的な御意見を、それから中小企業庁からは具体的に私の意見についての御答弁が願いたい。

金を当てにしてやつたらどうかといふことで——僕のところは、板尾といふところの織物業が化織に転換をするような場合この資金を使って成績を上げておりますし、それから加茂という市ではたんすや家具という問題に対しても相当な成績を上げておりますが、しかしいろいろのところであなたが言われた通り優秀企業に貸しておる、ちょうど北海道東北開発公庫が一番初め、貸そうと思つたが借りるところがないので一流企業に二三年貸してやつた。それから中小企業といふものがだんだんとそこから伸びてきて現在の北海道東北開発公庫になつたわけでありますから、だから一番初めのところの、この制度を当初つくったときには、そういうあなたが御指摘になつたようなことがあつたかもわかりませんが、これからといふものは中小企業の眞の育成、近代化合理化といふような設備に貸し付けていくべきものであるというふうに考えてまして、これが業種の選定その他に対としては中小企業庁からお答えさせることにいたします。

言えないと思いますが、実績で申し上げましても、たとえば三十六年度の設備近代化資金、これは一応三百人以下の間に三八名、合計いたしまして七三%は五十人未満の企業に貸し出されております。貸付金額にいたしましても、六〇%をこえるものが五十人未満の企業に貸し出されるということをございまして、われわれいたしましては今後さらにこの制度の本旨にかんがみまして、不必要的方面に資金が流れないように、ほんとうにこの制度を利用する必要のある人によけい金がいくようにということについて努力していくたいと考えております。

検討してみて、そしてあらためて政府
金融機関の役割といふものを、各公
團、公庫、事業團等に徹底をさせてもら
いたいと思うのですかいかがですか。
○田中國務大臣 お説はごもつともで
ございまして、金融の補完的な任務を
持つものであり、またこれが刺激にな
り基礎になり、だんだんと一般金融
ベースに乗るような状態まで進めてい
くのが政府関係機関の使命でございま
すので、これらの運用に対してもお説

ました。この指定薬種等についてはなぜ青色だけ恩恵を与えるのか、なぜそれを一般政策として行なわないのか、青色申告者だけそれをやらねばならぬという理由が発見できないのです。そういうやり方であれば、今回特別の制度を設けるのでありますから、金融についても区別をつけなければならぬのに、税制だけ青色申告でなければいけないという点をつけた理由はどういうわけですか。

ばならぬ——白色だったところで、それは国民经济的見地から、指定業種として適用し、所定の手続をきちんとすればいいじゃないか。手續、方法がすさんでいかぬというならばともかくとして、青色でなくともきちんと手續をして処置をするならば、なぜそれを阻害する必要があるかといふ点については説得力がない。

指定業種ですね、何か聞きますと業種別振興法の指定業種は六十何種類ですか、その中で今回は二十種類くらいをやろうといふお話をございますが、この指定業種といふのは大体何と何であるか、参考のために聞かしてほしい。
○樋脇政府委員 どうも説得力がないとおっしゃられますとはなはだ申しわけないのですが、大体従来の租税特別措置法でも青色申告を出しているという人間の方がより正確な表

ものをやるのかといったようなことに
つきましては、候補者がまだはつきりし
たわけではございません。今まで業種別
別振興臨時措置法によりまして六十六
の業種を指定して参りました際にも、
大体一年間二十程度を指定していろいろ
な改善計画を立てておりますので、そ
ういう先例等からいたしまして、二十
程度を一年間に取り上げて今後近代化
を促進していくとというのが、大体現状
のわれわれの事務処理の能力等からい
うて

のよう十分分配意をして参りたいと考
えます。

○横山委員 くどいようですが、具體
的に一ぺん念査していただきて、そろ
いう趣旨を徹底していただきたいと念
願するのですがいかがですか。

○田中国務大臣 これはいつでも申
し

○議長政府委員 税金は、これは言ふまでもなく最も公平であるべきだと申しますが、この公平であるべき税金、それを特に国民経済全体的な見地から、こういう場合には一般の方々よりも特別に割増し償却等を認めて軽減してあげましょうということは、結局國

うことで、一応経理に信頼が持てると
いう程度において、青色、白色の間に
は相当差があるのではないか。そこで
一応こういう帳簿を備えつけあると
いう、その帳簿の信憑力と申します
か、そういうものにかんがみまして、
特にきちんととした経理をやつている企

縛を備えて経理の内容をきちんとしているということで、徴税上のいろいろの恩典も認めておるというふうに私は理解しておるわけございまして、この帳簿整理をつきりさしておくということは、国民の税金全体の中で特別な恩典を享受しようという際には、当然

きまして、あるいは各産業の置かれている立場からいたしましても、まず一応おむね妥当なところではなかろうかといふに考へたわけでござります。二十になりますか、二十五になりますか、あるいは若干動くかといふことにつきましては、まだはつきり

上げるよりは、資金の回収ということにあまり重点を置き過ぎるのでこういうことになると思います。また資金の回収ということにあまり重点を置かな

民経済的な見地からその企業の内容の充実をはかりまして、健全な体質をつくりて国民経済全体に寄与させるということのためでございますが、そのた

業、それらの方々に対し税の恩典を認めようといったわけでござります。
○横山委員 青色だからきちんとやつておるということはない。それは国税

要求されてしかるべきものじゃないか。もちろん青色申告を出している人が全部正しいか、あるいは白色申告の人が全部でたらめかということは、先

きまつておりません。
○横山委員 この問題ばかりでないの
ですが、最近の政府の国会に対する態
度に、法律を通せば、あの政令は自

いいてやると、占領軍がやった当時の復興金融公庫のようになりますから、これの調整は非常にむずかしいわけであります。少なぐとも今までの実績に對して十分な検査をして、あしたからの方途をより合理的に見出すということとは、政府機関が当然やるべきでありますから、関係各省とも連絡をとりながら、この問題に対しても統計を出して新しい施策の参考にしたい、こう考えます。

めにはやはりだれが見ても一応一番正確な税の申告をしていくというふうに見られる青色申告者、その中でもその業種業態によって国民経済的な見地から特に必要だと思われるものに限る方がいいのじやないか、こういうふうな見地で特にしづぱりをかけたわけでござります。

○横山委員 少しあなたのお話は説得力がないと思いますね。今何か青色申告者の問題が曲がりかどにある、青色

府からも本委員会において数々の説明の中で青色申告の中にもすさんやつがたくさんおるといふ報告を受けておる。白色だから帳面がめちゃくちやだということはない。従つて私の言うのは、そういう増割し償却の恩恵その他をやるなら、白色であろうと青色であろうと指定業種で所定の手続をきちんとするならば、何の区別をする必要があるか、その点あなたのお話は全然説得力がない。どうです大臣、そう思いませ

生の御指摘の通りでござりますが、ことになれば、青色申告をしている方がより信憑力があるということは申し上げられるのではないか、そういうふうに考えております。

それから近代化促進法では、三十八年度で指定するのは大体二十程度といふことで、それは何かといふお話をございますが、われわれといたしましては、大体今六十六の業種を指定してお

○横山委員 これは中小企業庁でおやりになるのか大蔵省主税局でおやりになるのかわかりませんが、きょう通過しました租税特別措置法によつて、中小企業者の機械の増し償却等を初め中小企業の指定業種の減税が行なわれ

申告の特典というものは影が薄れつつあるという議論があることは事実です。今回、中小企業政策の一環としていろいろと行なわれる減税政策で無理に青色の申告者をこじつけたという感じがしてならないのです。青色でなければ

なんか——これは法律が通つたんだから
今ごろ言つたっておそいといふやうな
顔をしたつて、そんはいきません。これ
は法律が通ろうと通るまいと、話の筋
道だけはきちんと通してもらわなければ
ばいかぬ。その答弁のついでに、この

りますが、その中から当面特に高度化を緊急に必要とするものとして、二十ばかり取り上げて実態調査した上で必要な近代化計画を立てたい、こう思つておるわけでありまして、どういう機械工業をやるか、化学工業のどちらいら

が非常に違つてくる。この条文とこの条文のウエートが違つてくる、こういふ場合が非常に多いのです。でありますから、六十のうち二十だからまあ察してもらいたいということは電の問題であるが、質の問題としては、

それから長官にお伺いをいたしますが、これは事務的なことになるかもしれませんけれども、高度化資金の事業化そのの共同化、工場及び店舗の集団化その他中小企業の設備高度化ということは一体具体的にはどういうことなのか、中小企業者がやるすべてのことか、協同組合でやるすべてのことなのか、たとえば給食だとか住宅だとかいうような福祉施設も入るのか入らないのか、どこにリミットがあるのかという点をお聞きしたい。

○田中國務大臣 第一の問題に対しても、団体法の中にそういう規定があつたかどうか、つまりらかにいたしておりませんが、中小企業関係法でありますから、そういう規定があるのが正しいでしよう。これがどういうよろしく見て下さい」と呼ぶ者あり)私は見ておらないのです。おらないからそのままお申し上げておるのであります。これが税制調査会でどういうよろしくなつておるのか、主税局でどのようないふりをうな取り扱いを受けておるかは、現在まで白紙でありますか、当然法律でそうある以上はこれに對して措置すべきであります。この問題を取り調べました後、こういう条文に對しては税制調査会に申し入れる等、これを審議の対象にしていただきたい、こういふように法律で意思決定がされておるのだといふようなことを申し上げるとともに、主税当局に対しても注意を喚起いたしました。

れるわけでございまして、一説には今までのものは時期が違いますからいろいろなものを持つられたのだが、これを一つの大きな特別会計にして、全部その中の勘定にしてやる方がより合理的ではないかという荒っぽい議論もしてみたわけあります、今までの状態ではこういう種類が違うものであります、性格が違うものでありますので、特別会計をつくるといつて人員や機械が膨大に相なるわけでもありませんので、現在の状態から考えると、やはり会計を明らかに区分いたしますために、特別会計として制定をしておるわけでございまして、今度はこの改正案他の機関に対しても御審議をわざわらしたり、また決定をしていただく機関参画院にも公社、公団、特別会計その行政管理庁もこれが適否に対して審査をしようといふような機運にもなっておりまし、大蔵省もそろそろもらいたいといふふうに言つておるのでござりますから、機構上の問題、法制上の問題、制度上の問題等は、現在のことろにおいてはどうするということを申し上げられないわけであります、これから国会、政府、また民間有識者の意見等を十分参考にしつつよりよい方向を見出して参りたい、こういうふうに考えるわけであります。

そういう問題がござりますので、当然その
やういう福祉関係も含めまして、共同宿舎なりあるいは共同炊事場なりあるいはその他の中小企業者単独ではできない
福社施設等の拡充を本制度を活用して
やっていただきたいと思つております。
○横山委員 大臣の最初の御答弁は、
非常に明快で私も久しうぶりで滔談が大
臣、ほんとうにお願いをしたいのです
りますが、本件につきましては議員修業
正で入れられた歴史的な経緯があり、
前の水田さんを初めたくさんの人々が尊
重する、こう言いながら、実際問題と
しては主税局の反対もあるいはその他の
国民金融公庫等の事情もあって、もう
数年来の懸案で実現ができないおらない
のであります。おらない原因は、当時
の話としてみれば、小規模事業者及び
小組合等については数が少ないのであ
りなんだ。こういうことでそういう運
用をすればそれがふえるのだから、
卵が先か鶏が先かという議論のために
おくれておるわけであります。であります
ますから、今の言明を可及的すみやかに
大臣の責任をもって実行されるよう
要望いたしまして、私の質問を終わり
ます。

意味合の御答弁がありました。それで、私がここでお伺いしたいと思いまことは、たとえば今度のジノエーブンのガットの関税一括引き下げ交渉に対して青木大使等に対しては、たとえ例外品目の基準等についてほどのよくな訓令を与えておられるのか、これがまず第一点であります。

それと柑橘類と同じように私が心配になりますのは、国内産のビートあるいはカンシャ、こういった国内産の砂糖についてであります。この点について大蔵大臣と農林大臣、通産大臣との間でしばしば話し合いが持たれて、政府としてもまた大臣としても苦慮されるお事情についてはわかるのであります。ですが、しかしその苦慮された結果どのような方向に向いていくかという点については、これは私たちが現在推測する限りにおいては、国内産の砂糖の生産業者に對して十分な手が差し伸べられた形において物事が進んでおるといふ工合には受け取れないのです。何か手を差し伸べようとする、その意図についてはわからぬでもないのですけれども、もちろん甘味資源対策案されるとあります。その内容等を伺つてみますとなかなか問題が残つております。そういう意味で、これはこれだ、これはこれだと、バナナだ砂糖だというような形で品目ことに処理するという態度ではなくてやはり一貫した政府の態度があつてしかるべきだと思うのであります。先ほどの問題と関連しまして関税交渉に臨む日本政府の態度というもの、また自由化に対応して国内産の特に農産物等に対する保護

税とか何とかそういう意味でなくして、その自由化の中でどういう工合にとらえていこうとするのか、この点についてだけ大臣と園芸局長の方からお聞かせ願いたいと思います。

○田中国務大臣 ガットの会議に出ますときには青木大使に対して、十一条国移行ということに対する基本的な態度に対する意思表明を行なわせたわけでございます。残余の問題に対しては、五月のガット大臣会議にどういうふうな態勢で出るかということに対してもまだ確たる意思を通じておりません。これは相手のある話でございますので、これからアメリカの一括関税引き下げという問題に対しても基本的には参加をするということをいつておられます。しかし対日差別待遇の問題もござりますし、三十五条を援用しておる園々との交渉もござりますし、それからまたECCにイギリスが加盟するかどうかという問題に対してもたした直後でござりますし、いずれにしても基本的な問題は指示はしてございません。会議における時々刻々の事態をこちらに報告をしてもらつてハイ・ケースでもう少し進もう、そろそろ各省間の、政府部内の意思統一の問題もござりますし、それから五月の大蔵会議に残余十二品目のスケジュールを発表できるかどうかという問題も、これはなかなか大きな問題でござりますので、今度青木大使とこちらで相談をしましての問題については、基本的なすべての問題に対し基本線を指示をして、いろいろなことではなく、現地における問題に対して個々別々に本国との連絡を密にしながら対処して参るということにしてあるわけでござります。

それから甘味資源の問題は、これはできるだけ早くということでもつていろいろ対策を行なつておるわけでござりますが、現在国内外糖も非常に高いことございますし、バナナの問題と同じじように、この問題も急激に自由化をするとどうことになれば、国内のビートの問題、カンシャ糖の問題等いろいろな問題がござりますので、これに對して甘味資源対策を十分樹立をするようにといふことで、党にも甘味資源対策特別委員会がございまして、党の意見も聞きながら一応法律案を提案し国内的な対策と並行しながら砂糖の自由化を進めて参りたい、こういう基本的な態度をもつてやつておるわけでございます。

○有馬(輝)委員 ケース・バイ・ケー

スといふこともありますでしょうけれども、たとえば三十五条の援用をしておるところ、あるいは自主規制をしいられておるところ、いろいろあるわけです。ですからやはり日本は一つの、何といいますかベースをもつて臨まなければ、結局は押し切られたみたいな形に陥りがちだと思ふのです。もちろん政府が努力してない、何もやつてないといふ工合には考えておらない。今度のフランス大使が来るそのときの閣議なんかにいたしましても、私は大臣の努力の結果だらうと考えておりますが、それにしましてもやはり一つの基本線といふものをもつて臨むべきではないか。

それから砂糖の問題については、これはもう大問題でありますので、ちょっととききも申し上げましたよう

に、バナナと砂糖と一つ一つこれについてはこういったものを準備しておる

といふよくなことで片づく問題ではあります

りませんので、この点については慎重に考えておいていただきたいと思いま

す。

○白井委員長 武藤山治君

○武藤委員 私も今回提案されており

ます関税率法の一部を改正する法律案に關連して、特に関税率の問題でお尋ねをしたいと思うわけでございま

す。

冒頭に、御承知のように二月六日の

I M F 理事会の判定あるいは二月二十六日のガット理事会できめられました

輸入制限に関する十二条を援用しない

といふ日本のこれから立場、そういうものを中心にして、貿易自由化とい

うことが日本の経済に非常に大きな影響を与えるわけでありますから、今後

の日本経済の問題点としてお尋ねをしておきたいわけであります。

最初にこの四月一日からの自由化率は一休幾らになるのか、さらに品目にして自由化されない品目は何品目あるのか、まず四月一日を基準にした自由化率の状況を一つお尋ねをしておきま

す。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○宮本説明員 お答え申上します。

いうのは相手のある話でござります

し、輸出輸入の事実の数字をやはりもとにして、しんばう強くお互いが友好の実を上げながら、お互いに共存共栄という立場をとらなければならない問題でありますので、私は今までの日米間の交渉等に対しても腰抜けであるとは考えておりません。これはいかにこの両三年度において日米間の貿易が順調に伸びつつあるかという事実に従つてもそう申し上げられるわけでありますし、まあ貿易といふものでございますから、そな激しい国交調整のような気持でいきますとなかなかのがうまくいかない。また特にアメリカといふのは日本にとれば原燃料の輸入国として相当大きなウェートを持つた国でありますし、これらに対してもより自主的な外交態度をとるべきはもちろんでございますが、まあ腰抜けであるなどといふ感覺は一つお持ちにならないようにお願いをしておきます。

○武藤委員 次に、制限品目リスト

をガットへ出しております。従いまして、その後日英通商航海条約の関係でやつと減りまして、現在二百五十四でござります。残存ネガ・リストと申しますのは、二百五十四からガットより当然制限をすることが許されておる品目がございます。これを差し引いたものでございますが、それをまだ現在のところ出せとは言つておきません。しかしこれは向こうで調べればわかるところでござりますし、言われたらこれは出さざるを得ないのじやないかと思つております。

○武藤委員 制限品目リストを西ド

イツだけは提出をさせられたわけでありますが、イタリア、イギリス、フランス、これらの国は制限品目リストをガットに出さなかつたわけです。それには間違ひないです。そなすると西ドイツだけはそないうリスト表を出させて、日本も今度出さなければならぬだろうと言ふ。これは、あなたの言うだろうであります。そななると西ドイツと日本だけは何か敗戦國といふ立場で、フランスやイタリア、イギリスなどとはある程度違つた取り扱いをガットはするのですか。これははどうで

○宮本説明員 十一条に移行いたしました以上は、何が残つてゐるかといふことは、いわば当然出すべきことになつておるわけですが、現在御指摘のように西ドイツは一番初めに八条に移行して、ガットでもだいぶつるし上げられたでござります。

いたしましては——これは御承知のよ

うに對日輸入制限協議会といふものがございまして、私も出席いたしたわけ

一日の自由化の結果残つております二

百六十二品目についてのリストはすで

にガットへ出しております。従いまして、その後日英通商航海条約の関係で

やつと減りまして、現在二百五十四で

ござります。残存ネガ・リストと申

しますのは、二百五十四からガットより

当然制限をすることが許されておる品

目がございます。これが差し引いたも

のでございますが、それをまだ現在の

ところ出せとは言つておきませ

ん。しかしこれは向こうで調べればわ

かるところでござりますし、言われたら

これは出さざるを得ないのじやないか

と思つております。

○武藤委員 制限品目リストを西ドイ

ツだけは提出をさせられたわけであり

ますが、イタリア、イギリス、フランス、

これらの国は制限品目リストを

ガットに出さなかつたわけです。それ

には間違ひないです。そなると西ド

イツだけはそないうリスト表を出させ

て、日本も今度出さなければならぬ

いとし、将来自由化をどうするのだ

と言つたときには、それこそそのと

きはアメリカに對して日米綿製品の問

題はどうなんだとか、あるいは先ほど

申し上げました数字によつて、こうい

うことをやつておるのにこつちは簡単

に自由化できないということながらば

ございませんし、またもし出すのはい

いとして、将来自由化をどうするのだ

と言つたときには、それこそそのと

きはアメリカに對して日米綿製品の問

題はどうなんだとか、あるいは先ほど

申し上げました数字によつて、こうい

うことをやつておるのにこつちは簡単

に自由化できないということながらば

ございませんし、また今まで

もそれによつてかなり向こうをおろさ

せてこつちをいれた、こういふことも

やつておつたわけござります。

○武藤委員 現在ガットで公然と認め

られておる輸入制限品目、日本の場合

何品目くらい該当するとお考えであり

ますか。

○宮本説明員 別に進んで出すとい

うことは、いわば当然出すべきことに

なつておるわけございますが、現在

御承知のように昨年の十月一

日の自由化のときすでにわれわれと

いたしましては——これは御承知のよ

うに對日輸入制限協議会といふものが

ございまして、その際に出席いたしたわけ

が大事であります。その際に、昨年の十月

一日の自由化の結果残つております二

百六十二品目についてのリストをど

うやるのだといってやられることの方

で非常に真剣に自由化を叫び、また腰

が大事であります。その際に、西ドイツの場合は、御承知のように対独輸入制限協議

会といふのが設けられまして、約二年にわたりどしどしやられたわけござい

ます。ところがイタリアの場合はのらり

くらりと逃げたということで、この一つ

の状況の変化は、イタリアが八条に移行

のためです。そなうしますと、そういう國が

はたしてきれいに全部自由化しておる

かというとそなうではないので、いわばす

べリス、フランス、イタリアにしても十

一条に移行した後でも公然と十二条

に違反を犯しておる。そなうよろくな

場合に、一体何か個々にやつた場合

に、日本の立場が不利になつたり、そ

かつた。従つて、われわれ何もほか正

直に進んで日本のあれを出すつもりは

ございませんし、またもし出すのはい

いとして、将来自由化をどうするのだ

と言つたときには、それこそそのと

きはアメリカに對して日米綿製品の問

題はどうなんだとか、あるいは先ほど

申し上げました数字によつて、こうい

うことをやつておるのにこつちは簡単

に自由化できないということながらば

ございませんし、また今まで

もそれによつてかなり向こうをおろさ

せてこつちをいれた、こういふことも

やつておつたわけござります。

○武藤委員 現在ガットで公然と認め

られておる輸入制限品目、日本の場合

何品目くらい該当するとお考えであり

ますか。

○宮本説明員 これはガット上公然と

認められると申しましても、個々の品

目につきまして、いろいろ微妙なあれ

がございますので、見当といたしまし

て三十前後ではなかろうかと思いま

す。

○武藤委員 今あなたたの答弁でわかり

ましたことは、国防上、保健上、公徳

上あるいは専売事業、こういうような

ものは三十品目くらいはやや想定でき

る、これもはつきりした答えじゃない

のですが、三十品目くらいが当然輸入

制限のできるものだとしても、あと二

百品目くらい残があるわけですね。そ

うは、むしろその後の自由化計画とど

うやるのだといってやられることの方

で非常に真剣に自由化を叫び、また腰

が大事であります。その際に、西ドイツの場合は、御承知のように対独輸入制限協議

会といふのが設けられまして、約二年にわたりどしどしやられたわけござい

ます。ところがイタリアの場合はのらり

くらりと逃げたということで、この一つ

の状況の変化は、イタリアが八条に移行

のためです。そなうしますと、そういう國が

はたしてきれいに全部自由化しておる

かというとそなうではないので、いわばす

べリス、フランス、イタリアにしても十

一条に移行した後でも公然と十二条

に違反を犯しておる。そなうよろくな

場合に、一体何か個々にやつた場合

に、日本の立場が不利になつたり、そ

かつた。従つて、われわれ何もほか正

直に進んで日本のあれを出すつもりは

ございませんし、またもし出すのはい

いとして、将来自由化をどうするのだ

と言つたときには、それこそそのと

きはアメリカに對して日米綿製品の問

題はどうなんだとか、あるいは先ほど

申し上げました数字によつて、こうい

うことをやつておるのにこつちは簡単

に自由化できないということながらば

ございませんし、また今まで

もそれによつてかなり向こうをおろさ

せてこつちをいれた、こういふことも

やつておつたわけござります。

○武藤委員 現在ガットで公然と認め

られておる輸入制限品目、日本の場合

何品目くらい該当するとお考えであり

ますか。

○宮本説明員 現在その見通しを立て

ることは非常に困難でございます。た

だ二百以上のものを全部残すといふこ

とが多數決で通つたり、あるいは筋の通

ることが多數決で否決されたり非常に奇

妙な採決をしておるところですね。そ

ういうよろくなところで、たとえばイギ

リス、フランス、イタリアにしても十

一条に移行した後でも公然と十二条

に違反を犯しておる。そなうよろくな

場合に、一体何か個々にやつた場合

に、日本の立場が不利になつたり、そ

かつた。従つて、われわれ何もほか正

直に進んで日本のあれを出すつもりは

ございませんし、またもし出すのはい

いとして、将来自由化をどうするのだ

と言つたときには、それこそそのと

きはアメリカに對して日米綿製品の問

題はどうなんだとか、あるいは先ほど

申し上げました数字によつて、こうい

うことをやつておるのにこつちは簡単

に自由化できないということながらば

ございませんし、また今まで

もそれによつてかなり向こうをおろさ

せてこつちをいれた、こういふことも

やつておつたわけござります。

○武藤委員 現在ガットで公然と認め

られておる輸入制限品目、日本の場合

何品目くらい該当するとお考えであり

ますか。

○宮本説明員 相手のあることですか

ら、相手の出方を見ながらどういう品

目を残して、どういう品目を完全に自由

化しなければならないということは個々

が正直と申しますが、結局総会では二

回開催されながら慎重にやつていくとい

う態度でいくよりしようがないと思いま

す。

○武藤委員 今あなたたの答弁でわかり

ましたことは、国防上、保健上、公徳

上あるいは専売事業、こういうような

ものは三十品目くらいはやや想定でき

る、これもはつきりした答えじゃない

のですが、三十品目くらいが当然輸入

制限のできるものだとしても、あと二

百品目くらい残があるわけですね。そ

うは、むしろその後の自由化計画とど

うやるのだといってやられることの方

で非常に真剣に自由化を叫び、また腰

が大事であります。その際に、西ドイツの場合は、御承知のように対独輸入制限協議

会といふのが設けられまして、約二年にわたりどしどしやられたわけござい

ます。ところがイタリアの場合はのらり

くらりと逃げたということで、この一つ

の状況の変化は、イタリアが八条に移行

のためです。そなうしますと、そういう國が

はたしてきれいに全部自由化しておる

かというとそなうではないので、いわばす

べリス、フランス、イタリアにしても十

一条に移行した後でも公然と十二条

に違反を犯しておる。そなうよろくな

場合に、一体何か個々にやつた場合

に、日本の立場が不利になつたり、そ

かつた。従つて、われわれ何もほか正

直に進んで日本のあれを出すつもりは

ございませんし、またもし出すのはい

いとして、将来自由化をどうするのだ

と言つたときには、それこそそのと

きはアメリカに對して日米綿製品の問

題はどうなんだとか、あるいは先ほど

申し上げました数字によつて、こうい

うことをやつておるのにこつちは簡単

に自由化できないということながらば

ございませんし、また今まで

もそれによつてかなり向こうをおろさ

せてこつちをいれた、こういふことも

やつておつたわけござります。

○武藤委員 現在ガットで公然と認め

られておる輸入制限品目、日本の場合

何品目くらい該当するとお考えであり

ますか。

○宮本説明員 現在その見通しを立て

ることは非常に困難でございます。た

だ二百以上のものを全部残すといふこ

とがあら無理だと思います。またやるべき

ものもあると思いますが、それは今か

らこういう計画でやるんだということ

でなくて、少なくとも今現在は、まだ

どれをどうするといふあれはございま

せん。従いまして、今後はやはり相手

の出方を見ながら慎重にやつしていく

ことだと思います。

○武藤委員 相手のあることですか

ら、相手の出方を見ながらどういう品

目を残

○宮本説明員 これはむしろ経済企画局の問題だと思いますが、所得倍増計画その他は、目標年次をきめて最終目標はこうしたことになると、うことをきめます。別に毎年の年次計画ではないわけあります。

○武藤委員

私は大臣にお尋ねします。

うと思つておつたのですが、大体百億ドルの輸出を達成する場合には、どうちみち貿易自由化は二年も前から願いおつたし、わかつておるのですから、どういう品目はどういう時期にどの程度伸びるかということは、想定したかなりこまかい積算の上にこういう数字が出てきたものと私は考ふるわけです。それを一つ聞かしてもらおうと思つたのです。これは企画局がいなくてわからぬということになればやむを得ませんから、一応この程度にしておきます。

次に、特に農民から相当多数の陳情、請願がわれわれ国会議員のところに押し寄せておるわけです。ミカン、リンゴ、乳製品、こういうものが自由化された場合に非常に困る。そこで何とかこれは食いとめてくれといふ請願に実は私どもの困つておるわけですが、そこで外国から日本に入つてくる農産物で、日本のミカン、リンゴに一番影響を与える農産物というのは何でしょうか。

○富谷政府委員 農産物をおしありました。おそらくだものに限定されるとかと思いますが、直接競合いたしますものは、リンゴはやはり外国のりんごがございます。それからミカンは日本の特産でございまして、中共にでざいませんけれども、大体バナナは悪くて、おそらく日本の競争相手にな

らない。多少甘くなりますが台湾のボンカン、これは植物防疫の関係で将来はくることになるといふことをきめます。別に毎年の年次計画でないわけあります。

○武藤委員

私は大臣にお尋ねします。

うと競合いたすおそれがあるわけであります。

○武藤委員 そうするにバナナとバナナに一番影響を与えるものは、今入ってくる可能性のあるもの、中国のものは競争にならぬという御説明があつたのですが、現に入つておるもの、さらには今後も入つてきてかなり圧迫するであろうと思われるものは何ですか。

○富谷政府委員 種類は違いますが、先ほど御質問に出ましたバナナは、非常に国民の嗜好がござりますので、影響が相当あるというふうに見られておりま

す。

○武藤委員 七〇%になるわけでございます。

○武藤委員 そういたしますと、去年とにかく法律を改正して九月三十日までは五〇%だといつてバナナの業者や国内の農民もそう思つておつたを、特に法律をつくる立場にあるわれわれの立場から見るならば、そなエコの目的変わるよう急に七〇%に今度四月から

期限も八月ではなくて四月にさかのばるわけですね。それとも九月三十日までは五〇%で、十月一日から七〇%を適用するのですか、それはどうですか。

○富谷政府委員

来たる四月一日から

おアメリカには御承知の通りオレンジでござりますとか、そないつたようなくだものがござりますが、これは日本に對してもかなり影響を与えると思ひます。その点はどうであります。

○酒折説明員 全くそちらございま

して、われわれとしてもその点は慎重に考えておるわけでござりますけれども、しかし熱帶産品に対する問題はま

で、今度四月から七〇%にいたすとい

うことになつたわけでございます。

○武藤委員

その七〇%にした積極的

理由はコレラの発生があつたので、

もつと早くやりたかったが、コレラが

発生したのでおそくなつたのだとい

ます。昨年御承知のように台湾で予

測しなかつたコレラの発生がありま

すが、当初、昨年の四月ころから逐次バ

ナの輸入をふやして自由化に備える

態勢をつくりたいと思つております。

○武藤委員

その七〇%にした積極的

理由はコレラの発生があつたので、

今度四月から七〇%にいたすとい

うことになつたわけでござります。

○富谷政府委員

七〇%にしなければならぬ積極的な理

由です。

○富谷政府委員 九月以前は要するに

八〇%の何と申しますか、関税及びそ

れに相当するものがあつたわけでござ

ります。——失礼いたしました。九月

以前は二〇プラス八〇の一〇〇%でござります。それが九月から八〇になつたわけでござります。究極の目標は先

ほど大蔵大臣がおつしやいましたよ

うわけでござります。究極の目標は先

の他を勘案いたしまして、大体このくらいであれば国内のミカン、リンゴその他のかだものにそろそろ大きな影響はあるまいということで三〇%ということを固定関税率と考えておる次第でございます。

培をいたしておりますから、従つて、日本が自由化されたから急にふえるとか。たゞむろんその輸入量としましてふえていくことは当然予想されるかと思ひます。

○武藤委員 そうすると、関税率を七〇%にしても、バナナなんていうのは原価が非常に安いですからね。しかもが、さように考えております。

字が出ております。従つて
かりに入つて参りましても
野放図に入つて需要量を上
いうものはまずまず起こら
かうらかといふうに考え
る次第でござります。

バナナが 果実に及ぼす影響は、それほど甚大なものはないであろうということを見回る事態と 通しまして、そういうことにいたしました。 次第でございます。

○宮本説明員 今先生がおっしゃいましたように、今まででも相当入ってきま

— 1 —

○武藤委員 どうも答弁が要領を得ませんね。それでは昨年と本年の二ヵ年間のバナナの輸入は量と金額にしてどのくらいですか。

○宮谷政府委員 三十六暦年で申し上

○武藤委員 そういたしますと、あなたは入ってくる心配がないといふ前提で答えておりますからね。私はべらばうに入つてくるという前提で質問しておりますから、そこにはかなりの違いがござりますが、一休日本の果樹類に圧迫

アメリカのユナイテッド・フルーツ社の
のような大資本会社が自分のところで
バナナの農園を持つておつて、今度は
ボルネオ、スマトラの方へ農地を買つ
てバナナ栽培をやつて持つていこうと
いうのですから、そういう計画が立て

○武蔵委員 関税率を七〇%にすれば
量はある程度制限ができるというお考へ
ですか。その点どうですか。輸入の量
がある程度それで制限ができる率だよ
思っていますか。

たといいますけれども、今までむしろ割当をしておりましたがために、非常に稀少価値として値段が上がつておられましたので、これをフリーにいたしますと、だれでも入れられるということは、かえって食べたいだけ食べられ

億七千万円、数量で七万四千三十三トン、
それから三十七曆年では、数量で八万
二千五百九十八トン、金額はすぐ調べ
まして後ほど申し上げます。

○武藤委員 従来、大体一年間四十
一億円、まあ業者の陳情書等を見る
と二千万ドル程度、それが今度は七〇%
関税にして、自由化されるとおそらく
五千万ドルくらい入ってくるだろ、
そういう見通しについては農林省はど
う見通されておりますか。

○武藤委員 そういたしますと、あなたは入ってくる心配がないという前提で答えておりますからね。私はしばらくうに入ってくるという前提で質問しておりますから、そこにはかなりの違和感ございますが、一体日本の果樹類に圧迫を加えるバナナの量というのは、あなたたはどのくらい入ってくるとリンゴやミカンに圧迫を加えると思いますか。

○武藤委員　関税率を七〇%にすれば量はある程度制限できるというお考ですが、その点どうですか。輸入の量がある程度それで制限ができる率だよと思つていますか。

たといいますけれども、今までむしろ割当をしておりましたがために、非常に稀少価値として値段が上がつておりましたので、これをフリーにいたしまますと、だれでも入れられるということは、かえつて食べたいだけ食べられればおのずからまたそこに限界が出てくると存じます。

○武藤委員 私らも消費者の立場になればそちらです。一本十五円、一本五四円のバナナが自由に見えるといふことは、消費者の立場になつたらけつこうでしょう。しかしその場合に、バナナとリンゴとミカンが店頭に並べられて、一本十円のバナナが入つてきましたら、日本のリンゴの生産者、ミカンの生産者は一体どうなるのですか。問題

○言谷政府委員 国内で、御承知の通りバナナの場合には室に入れまして熟成いたしております。そういう施設その他の関係がございますので、四月から一挙に従来の輸入量が倍になるといつたようなことは、これはできぬのじやなかろうか。それからまた開港率が七〇%あるわけでござりますから、ほかのくだものとの競争を考えますとしても、そなたくさん入れましても輸入業者あるいは小売店の方のマージンでございましようし、そないつたわけで、かりに自由化されましてもそう急速に大幅にふえて来る、これは供給量の方からも制約がございますが、中南米バナナはやはりある程度計画的な裁

は中期からでも何か統計でもとつて、完全に自由化されたらこうなるのだと、いう数字をやはりわれわれに知らせてほしい。

○富谷政府委員 どうもはつきりしなくて、予測を立てることは非常にむずかしいのでござりますが、過去の統計から推察いたしますと、戦前一番入りました時期は国内の果樹の総需要量のうちたしか約一割があつたかと思うわけでござります。しかしその時分に比べますと現在国内の果実の消費量は約三倍近く伸びておりますので、従つて、これから先の問題も、果実の消費といふものは、バナナに限らずすべてまだ増進して参るという予想がござい

そういう具体的な心配というものはなくて、どんどん入ってきて仕方ないのだと考ふと、農民保護といふことをもう放棄してしまつてゐるのですか。

の会社をもぐすでに準備をしているし、
いう報道が出てますね。それでア、
リカのユナイテッド・フルーツ社と埠
携をして、外国の果実類を日本にどんどん
入れようというのですからね。現実
にもうすでに会社設立が始まっている
のですよ。そういう情勢の中でこの課
税だけで日本国内の農民が守れるな
ていう考え方は、科学的な数字を検
していない証拠だと私は思うのです。
ほんとに大丈夫ですか。日本の果樹が
培養者を圧迫するような心配はない
ですか。どうです、それは。
○高谷政府委員 農林省といいたしま
しても慎重に検討の結果、七十%の關稅
によつて自由化することによる國內

と提美の内とるにればばらばらにどんどん入ってくる方がいいらしい。しかしそれで国内の今日本の経済というものは見るわけにいかぬのです。特に農業構造が非常におかれておる日本の場合に、こういうものと議合したら百姓は一たまりもないですよ。選択的拡大だといって政府は百姓に果樹をやれ、やあ酪農をやれと指導しているのですからね。それを今度安いものがどんどん入ってきて、あなたの方がらまいものが食えるからいいぢやないかという異論になつた百姓は怒りますよ。あなたは何省ですか。あなたの省は百姓を相手にしているのでしょう。

し上げたのではございませんので、これは実はほかの割当物資でもそういうふうなものはございますが、ある程度の利益が出るということによって輸入申請がございべらばうにふえるという実例がござります。決して国産の果樹を圧迫してしまわないという意味で申し上げたのではありません。

○武藤委員 そこで、大臣にちょっと御意見を承つておきますが、エナジー・ペッド・フルーツ社というのは、私調べてびっくりしたのですが、資産は一千八百八十八億円、売り上げが一年間一千百六十六億円というまさにマンモスの果樹会社です。これが日本に子会社をつくって、とにかくバナナを大々的に商いをやろうというわけです。こうなれば日本の今日のバナナ商といふのはつぶれます。しかしこれは資本主義の原則で、弱肉強食だからアメリカの資本でありますと、どこの資本であろうと、安くてもまいものを日本に持ってきて、七十%の関税、だけばつと払ってくれれば大いに歓迎だ。こういう考え方で放置しておくか、それともこういふものに対して緊急関税を発動して国内農業といふものを保護するという立場に立つという方向になるのか、そういう事態が発生した場合の大いにお考えはどうでしよう。

○田中国務大臣 緊急関税も発動できることでございますが、そういう事態が起らぬないように配慮しているわけですね。だからバナナに対しても、これは御承知の通りガットの場においても、低開発国のバナナとかサトウキビしかないようなところは、こういふものに対してもできるだけ主要工業国は

買つてやうやく関税障壁は撤廃しう、こういふ機運になつておるのでございますが、しかしながらことを言つておつたところで国内産業の保護ができなくなるということでは困るので、そのバランスをどこにとるかといふことを考えて鋭意努力しているわけです。でありますから、去年の九月三十日でもつてバナナの自由化を一へんきめたのです。しかしこれは農産物といふものが一番最後に残るのだし、よほど注意しなければいかぬということです。当時から今日まで延びてきました。でありますから、四月一日に自由化をしなければならないだらうといふことは一つの常識になつておるわけです。そうすると今度は一体一〇〇%の関税でいいのか九〇%にしなければいかぬのか、ジエトロのいつておるよに「一〇〇%そのまま残して八〇%ということでもつて文句言われるまでやるべきか」ということをいろいろ考えてみたのですが、八条國移行という問題もあるし、自由化の姿勢もとつておりますし、それで十分国内産業の発展の過程といふものも検討した結果、七〇%ということでもつて四月一日に踏み切つても、いよいよの場合には緊急關稅その他の処置も考へられるので、まああなたが今までつたよなことと私たちも同じことで考へておるわけでございますが、國內の果樹に対しても、果樹振興にあらうであろう、最小限食いとめられるところであるうということで、こういふ改正案をお願いしておるわけです。実際から言うと先ほど申し上げた通り、

七年度に約百八十万かご入っておりましたが、戦前と同じようになるとバナナが九%占めるといえば、約七百万かご入るというわけあります。約四倍入りて戦前と同じことになるのです。先ほど言つた通り、やはりインゴやミカンとバナナとは違うといふけれども、コカコーラとラムネとかサイダーというものが、案外考へたよりも競合しなかつたと同じことで、やはり日本の果実といふものも国際水準になつておりますし、嗜好の別もございまますし、私はバナナにこういう慎重な態度をとつて、絶えず緊急關税でも何でもやるのだということを考へておるのでございますから、国内果樹産業にそれほど打撃があるといふうな認識は持っておらないのでございます。まああ大きな業者がということでございますが、これはコカコーラが入ってきたときも同じような議論がありましたけれども、ラムネ屋は相変わらずやっておるし、これは嗜好の問題で、しかもバナナといふものは短い間だけでもないし、ワインコーラがつぶされたわけでもないし、これらはやはりたき売りをするのによつてペプシコーラがつぶれたわけでもないし、ウインコーラがつぶされたわけでもないし、リンゴは売れないかといふと、その当時よりも非常によくなつておるし、外国人が来て日本の果実というものが非常に上質なものであるということが言われておるので、ミカンのカン詰などは国内需要

が多過ぎて、政府はあらゆる施策をしがたれども、外国に出さなくて国内消費で足らないといらうなこともありますので、私はやはりそういうものは入つて、ならば逆に輸出ができるのであって、またそういう施策をわれわれもやるべきである。こういうふうにペランスをとつて考えておりますので、一つ政府が考えておるのは、まあ適当であろうというふうに御認識賜わるならば幸いだと考えます。

○武藤委員 今の大臣の答弁の中で、いただける答弁と、全くいただけない答弁があります。幾らかいただけるのには緊急關稅を場合によつたら發動するかもしだね——これは確認してよろしくうございますね。

○田中國務大臣 はい、けつこうです。

○武藤委員 そうすれば、はつきり大臣がそういう認識に立つて答弁をされたということで、農民もある程度安心すると思いますから、それはその点でいいです。

それからもう一つ、大臣の答弁でいただけないのは、バナナが入つてきても、日本のミカンやリンゴは非常に品種改良がよくできておつておいしい果实であり、国際的な生産技術も高まつておるから、それほど心配ないといふ認識ですね。これはバナナがほんとうに日本の大企業から入ってきたから、リンゴとミカンの消費量といふものはかなり影響はありますよ。これは影響はないといふのです。これはバナナがほんとうに大会社から入ってきたから、リンゴと農民の気持といふものを大臣はどう理解しておらぬ、そう反駁せざるを得ないのです。これはバナナがほんとうにいう認識は私は納得できない。その大

○田中國務大臣 それは影響がありますから七〇%にしておるわけです。でございますから、これは基本税率は三〇%なんです。倍以上ということを言つたところで、(武藏委員)「世界一高い」と呼ぶ世界一高いものをやっておるのは、——その上なお緊急関税を発動しよう、こう言つておるのでしたら、果樹園芸の農村を援助しよう、保護しようという気持は人後に落ちないのであります。私は特に財政責任者でござりますから、三十八年度の予算案を審議していただいておる現在でございますが、少なくともそういうものに對して、ようやく戦後農村といふものが、一面消費者物価が非常に高くなつたといってたたかれながらも、私は反面において農村の恵まれなかつたところが非常によくなつてきつつある、これがあたりまえのことでありまして、私はこれをもつてまだ万全だなどと考えておらないでござります。だからそういう意味で、これから政府も施策を行なうし、予算的な方策その他によつて国内産業の保護政策は十分やるのでございますが、そういう意味に立つて、まあ自由化の現実の上に立つてみると、ときには、いろいろな施策を総合して行なうと、いろいろなことを前提にして、今日四月ならば、この程度のことはどうしてもやはり措置しておかなければいかぬ、こ

いう考え方でございまして、何も認識が違うわけではございません。

○武蔵委員 今のお答えなら認識は同じです。そういうことならいただけますよ。さつきのはだいぶ違うのですから……。

そこで最後に、今廣瀬代議士の方から
ら闘争實間があるとおっしゃいますか
あるいは資本主義の競争という經濟原
理からいへば、これはもうエナイテ
メント・フルーツ社が日本に入つてこ
よらが、どんどん自分の農園でつくつて
持つてこよらがやむを得ない、そういう
う認識に立ちますか。それとも何かそ
ういうものはチェックしなければなら
ぬ、チェックするような指導を業界に
しなければならぬとお考へですか。そ
ういう大資本の進出に対して手放し
で、今の經濟体制では何もやれない、
そういうお考へですか。その点いかが
ですか。

非常に不満です。しかしある時間も到
農林省としては十分そういう点の資料
を今後検討して、ほんとうに日本の国
内果樹生産者が不安を持たないような
体制を一つつくつてもらうようにな要望
しておきます。

困つておきたいと思います。○富谷政府委員 トマトの製品の自由化の問題は、私どもなるべく早い機会にこれを行ないたいと思つております。しかしながら、原料の価格がアメリカに比べまして現在非常に高い。これは品種の違いもありますけれども、栽培法にもまだ改善すべき余地があります。従つて、私どもとしましては究極の目標は自由化に置きまして、なるべく早い機会に、手のかからない、もつと安い生産費でできるようなトマトに至急に品種を変えて参りたいということを考えております。この品種と栽培法の変更といふことができるのと見合いまして自由化を行ないたいというふうに考えておる次第であります。

○広瀬(秀)委員 ただいまの御答弁を裏返しにしますと、今日トマトの栽培をしている農民はまだ非常に零細であります。それで各戸ごとにやつておりますとして、その栽培面積も一反歩といふようなものは大きい方でござります。三畝とか四畝とかいふようなことでやられておるわけです。従つてそういう点では、きわめて不経済な、しかも生産コストの高くつく形式が今とられてゐるわけです。そういうようなもののもつと集中生産ができるような方式あるいは共同耕作といふような、かなり大規模な面積で近代的な生産方式がとられるような指導をし、そういう実態がてきて、競争力がつかないものはやらないのだ、これからもうそろそろ種をおろそらとしている。従つて八月あたりには、もうどんどん生産されるわ

けですが、そういうものはことし中に
きり言えますか、お約束できますか。
○富谷政府委員 年内にやれるかやれ
ないかという見通しは、ただいまのと
ころ、ちょっとつきかねますが、私ど
もとしましては、極力競争力をつけた
上で自由化したいという基本方針を
持っているわけでございます。
○広瀬(秀)委員 それではぜひ一つ、
そういうふうにして、しっかりと農民が
競争に耐えられるような条件というも
のを、早くつくればいいのですから、そ
くれば対抗できるのですから、それ
がないちはやらない、こういうこと
を確認いたしまして、関連質問は以上
で終わります。

次に、大蔵大臣に、外貨公債の発行
に関する法律案関係について御質問申
し上げたいと思います。

日本の資本が非常に不足である、こう
いうことから、池田総理も金づくりと
いうことを政策の重要な項目に掲げて
おるわけでありますが、その一環だと
私ども理解するわけなんですが、今回
産投外貨債を発行されるわけであります
。かつて三十三年度に一回やられた
わけでありますが、国内においてはまだだ
公債を発行する基盤、条件が成熟して
いない。従つて、外国にその資金を求
めようということだと思いますが、
一体公債を発行することが今の経済に
及ぼす影響、国内における公債を発行
していくことなど、外貨債を発行
していくことなど、経済的な意味
あるいは財政的な意味といいますか、

○田中國務大臣　内国債にしろ外貨債にしろ、財源上の必要があるということが絶対発行要件でございます。現在は、財政上考えてみますときには、歳出面においていろいろ考慮をしなければならない問題がたくさんございますので、財源に対してはできるだけ経常収入でまかなつて参りたいとは考えておりますが、その一部を御承知の通り三十八年度予算においては外貨債でまかならうということにいたしたわけでござります。

まず内国債を申し上げますと、内国債は先ほど申し上げましたように、財源上の必要が一つございますし、もう一つは、市中金融機関でこれを消化できるかどうかという、いわゆる金融環境が整備されているかという問題も絶対的な要件でございます。第三の問題は、財政の健全性という問題に対しても、一体これと背反しないかという問題に要約せられるわけでございます。

内国債を発行しなければならないといふ議論も一部にはございますが、私は現在の段階において内国債を発行しないということをはつきり申し上げておりますわけでございます。それでこれはどういう意味かといいますと、道路建設に対するガソリン税収入を財源見返りとして建設公債を発行したらいいじやないかという議論もございます。私は何とかして経常収入の中でもつてまかなければいけんし、またそうしたいといふ考え方を三十八年度の予算編成に対しては強く進めたわけでございます。またこれは市中金融機関で消化ができるようなまだ環境整備ができるおらぬと

いうことで、また内国債を発行するとの、第三の点でやはりどうも積極性をはるかに越して、赤字公債式なものに福がだんだんと広がっていくという可能性性、おそれがあるということで、私としては大いに積極的な性格であります。が、事、内国債に対しても、そのような観点でそれを発行したくないといふことで、今予算案を提示しておるわけでござります。

債を——外貨債でもってどうせ利息を払いのだつたら、外国に払う必要はないのじやないかという理論をなす財政学者もござります。私もそれの方々の意見に耳を傾けてきたのですが、これは利息といふよななもの、利息も大へんでございます。大へんではございますが、利息を国内に払うよりも国外に払うということに一体プラスがあるかないかといふ面を検討してみたわけであります。これは御承知の通り、日本は戦後外国において政府保証債の発行を去年度までやつて参つたわけであります。これが戦後の日本の経済復興、日本の国力といふものに対しても大きな意味では、アメリカは一大減税を行つておるがなかなか設備の投資も行なえない、景気刺激もできない、一か八かというところまで大きな政策として承認のよろに非常に健全財政主義であります。しかし、イギリスも、——イギリスといふところは、御存出をするといふのは、案外日

本と同じような貿易立国の国でござります。でござりますから、国内消費といふものが堅調にならなければ輸出が伸びない、争力もつかないという経済原則は別にしまして、イギリスというのは確かに国内消費というものを持たなれば輸出が伸びない、超ということにウエートを置いて今日まできたのであります。が、イギリスとしては今度は思い切ってモードリングを実行し、莫大減税をやって EEC 加入を拒否せられた穴埋めをしていかなければならぬ、こういうことさえ言つてお蔵相も大減税をやつて EEC 加入の件はもうこのままではいけないとさえ言つておられるのでござります。そういう状態であります。あつても、イギリスでは設備投資が日本をば対象にし、またニューヨークの市場でありますから、ここでござります。そういう状態であります。ときには、両ドイツのマルク債が日本を主な対象にし、またニユーヨークの市場であります。おいて、日本に対して八千万ドル、九千万ドル、一億ドルというようなものが年度内に消化ができるという事実は、日本に対する一つの信用度をはかるべきものになるわけでござります。もう一つは、財政の健全性が侵されないかということとございますが、これは米国はニューヨーク市場でも、世界の市場どこに行つても外国の政府保証債、もしくは国債が消化できるといふものには限度があるのでござります。私は去年大蔵省へ参りましたときに、三十八年度には外債を発行するということは言つたわけであります。外債を発行する場合に一体どのくらい出るか調べて、こんなさい、一番初めの案は大体七ヶ月の末でございますが、五千万ドルから五千五百萬ドル。それから九月私があつて IMF の総会に参りましていろいろな人たちと会つたりニューヨークの市場

を十分自分の目で見、自分のはだで見
てきたわけございますが、このとき
には大体五千五百万ドルから七千五百
万ドル、私はそういうことを国会で答
弁いたしております。それで三十八年
度の経済見通しを大蔵省で内々つくら
なければならない。いわゆる予算規模
をきめなければならないというような
十一月の初めごろ、われわれは会議を
したわけでございますが、アメリカの
市場で発行できるものの最高限度八千
五百万ドルである、八千五百万ドル以
上に對しては出先は引き受けられませ
ん、こういうのが強かつた。なぜかと
いうと、ニューヨークの市場で大体國
債を出すのが年三回まで。一番多く三
回出すならば第一回目は千五百万ドル
以下、第二回も千五百万ドル以下、
第三回目が二千万ドルないし二千五百
万ドルが最高でございます。普通外債
といふものは相当の鉢納、主要工業国
であつても大体年に二回が限度であ
る。年二回といふとどうなるか、大体
二千万ドルないし二千五百万ドルが限
度であつて、現在、昭和三十七年十一
月までにニーヨーク市場で、國債を
含めて五千五百万ドル以上消化してい
るものはない。そういう意味でまず八
千五百万ドルが最高でございましょう
というときに、私はこの席で、来年
度、事務当局は八千万ドルないし八千
五百万ドルと言つておりますが、まあ
八千万ドルないし一億ドルといふもの
が限度でございましょうとお答えをし
た。十二月日米經濟閣僚會議に参りま
していろいろな話をし、アメリカの
市場で発行するもの一億ドル、これに
世銀の道路借款七千五百万ドルという
ことであります。でありますから當時

の状況としては世銀が七千五百万ドル、アメリカで発行するものが一億ドル、それにドイツで発行するマルク債二千五百万ドル、合計二億ドルといふことになるわけでございますが、しかし世銀のものはこちらへ来て、世銀の調査官の調査の結果を待つて受け入れられる場合には単年度でもいろいろござりますから、私たちとしては三十八年度外貨債の総額一億二千五百五十ドル、こういうふうにして審議を求めるのでございまして、これは発行ができるものには限度があるのでござります。しかももは無理をして発行すれば必ずその国の信用度は落ちるわけですからに立つて外貨債の発行というものを考えておるのでございまして、将来で非常に健全性がある。こういう考え方で非常に健全性がある。こういうふうに認識をしておるのであります。

○廣瀬(秀)委員　いざれにいたしましても、内債であろうと外債であろうと、今まで三十三年に一回やつたきりやらなかつた国債を、これから恒常的くずす、侵すということは懸念がないことを踏み切つた、こうしたことあります。单年度の法律じゃなくて恒久立法として出てきたわけであります。これ

は政府がはつきり、外貨債であろうと内債であろうと、いわゆる公債政策に踏み切つた、こうしたことあります。そうなりますと、公債発行といふ場合に、オーソドックスな財政学の理論からいえば、公債政策に踏み切つた

た、となんにやはりインフレ傾向といふようなものが助長されてくるとか、あるいは放漫に流れで健全財政の基礎をくずすといふような問題点が出てくるといふような議論が今日までなされ、おるわけがありますが、今聞きますと健全財政の筋は大丈夫だ、これはもうやはり限度といふものが受け入れ側であるのだ、こういふようなことからその点の説明はあつたわけあります、がしかしこれが発行市場を拡大をするというようなことで、どんどん安易な形で発行が続けられていくといふようなこと、それがひいて日本国内におけるインフレを助長する懸念というのは、そういうようなことは全くないという確信をお持ちですか。

○田中國務大臣 全くないし、全くあってはいかぬという考え方にしておるわけであります。でありますから外貨債の発行に対して、内国債は発行しませんということだけは非常に強く、私は絶えずちらはらに同時に申し上げているわけでございます。それも国民の一部にニーアンスを与えていいかぬということで、強く申し上げているわけであります。これは無制限に發行しようと思つても発行できしないのです。これは私は現在一億ドルといふものが年度内に発行できるといふ確信を持っております。持つておりますが、しかしこれは日本の国債を含めた政府保証債が、しかも転換社債その他至るところでたくさん出ておりますから、そういう中で一億ドルがアメリカの单一市場で消化できるといふことは、私は世界じゅうが日本の国力、経済力といふものを見直すと思う。そこのくらいに、わずか一億ドルの金では

題に相当な投資を行ない、その百分の一を日本との間に投資するようなことを考えたら、相当大きな実績が上がるだろう、アメリカのようないか高度なもののがクラスの下の人と直接ストレートな貿易をするよりも、結局上的人は主要十カ国との間に行なら、主要十カ国は低開発国との間において行なら、低開発国に対しては、その収益でもつて一番レベルの高い国々が援助するといふ相関関係をつけていかなければ、直接いたところでもって、子供はおもちやの馬がほしいのに生きた馬をやつたって、これはどうにもならないのです。だからスケールが違う、キヤバティが違う、そういう話を私はすげます。

うのではなくて、中小企業などは金さえあれば今のものをみんなぶちこわしてしまって、さら地にして新しいものを建てて新しい機械を入れよう、これは何倍ということじゃない。何倍、何十倍ということが平気でやられます。そういうところだけに、景気過熱でもつて設備投資が過剰になつて非常にアバランансになる場合も極端にありますかわりに、手を入れたところではない、網を入れたところではないといふところで、企業としては努力のしがいがある、その幅が非常に大きい、こういうことでございます。だからコンペアその他非常に合理化されておるもののが一層の合理化をするよりも、全く自由の中でばらばらなもののが合理化を進めていくテンポはとんでもなく幅が大きいということで、アメリカ政府はいろんな手を打っていますが、私は冗談にプライベートな話でございますが、アメリカが低開発圏に対する援助をしておつたり国内的ないろいろな問題

けやつたのですが、それに対しては、非常に率直な意見でござります。非常に注目すべき意見です。なんということを言つていましたが、私の考え方は相当向こうは考へていいと思うのです。そういう意味で少なくとも去年の九月よりも十二月、十二月よりも今日私は、日本が今発行しようとしておる一億ドル程度のものがニューヨーク市場で発行できないなどということは全然考へておりませんし、一面からいいうと、ロンドンにおいてもそうですが、あれだけの国内刺激をやつしておつても、逆に日本に対してユーロ・ドラーが非常に流れ込んでくる、ボンドの問題に対してもいろいろ議論がありますが、他国の問題ですから、あえて言及するのは避けますが、いろいろな考えをして、日本というところは外国から見ると相当おもしろい国である、投資価値のあるところであるということだけは絶対間違いない事実でございま

うかる。こういふことを私が言つたのでありますから、その通りだと向こうも言っておられましたから、私は少なくとも一億ドル程度のものが発行できないなどといふ基本的な考え方には立つておりますが、

○広瀬(秀)委員 大へんな自信のほどを聞かしてもらつたわけでありますがあとで……。

三千万ドルずつ二回に分けてやるわけであります、理財局長は今が絶好のチャンスだと言う。四月中には何とか三千万ドルはやるんだ、こういふことであります、あとのものはいつころになるのか、これも聞かしてもらいたいのです。さらに外貨債を発行いたしますとして、今回は手取り二百三億円を開発銀行関係に百十八億円、さらには道路公社に八十五億、こういふ振り分けで国内で扱うわけであります、これから外貨債をどんどん発行して参りまして、ことしはそういうことになつておるけれども、開銀に融資をしたもの

定でございます。大体四回に分けて、当初は、当面国債を第一回に発行いたしたい。これは起債市場でのいろいろな事情がござりますので、われわれの方では、一応の現在における予定のございますが、できますれば最に国債を発行いたしまして、次に市の情勢が許しますれば、過去におい発行いたしました経験がござります電債、次に国債、これは同じ銘柄を回続けて出しますと、市場の受けあまりよろしくないといったような点ござりますので、消化の促進ということも考えまして、今の予定で、随時目先を変えて銘柄を出して参ります。そちらなりますと、国債、電電債、國債、東京国債といったようなことで、おおむね年四回でありますから、三ヵ月置きになりますようか、そそいだ時期に発行をいたしたい、かくいうに予定いたしております。

Digitized by srujanika@gmail.com

うかる、こういふことを私が言つたのを聞いておられましたから、私は少なくとも一億ドル程度のものが発行できないなどといふ基本的な考え方には立っておりません。
○広瀬(秀)委員 大へんな自信のほどを聞かしてもらつたわけがありますがあとで……。
三千万ドルずつ二回に分けてやるわけであります。理財局長は今が絶好のチャンスだと言う。四月中には何とか三千万ドルはやるんだ、こういうことであります。が、とのものはいつごろになるのか、これも聞かしてもらいたいのです。さらに外貨債を発行いたしまして、今回は手取り二百三億円を開発銀行関係に百十八億円、さらに道路公団に八十五億、こういう振り分けで国内で使わなければなりません。これから外貨債をどんどん発行して参りまして、ことしはそういうことになつておるけれども、開銀に融資をしたもののが何に使われているか、海運なのか、あるいは電力なのか、その他の地域開發なのか、これは資金としてはブームされるのでしようけれども、外貨債にたよつてこれをやりたいというは、道路と何なのか、こういう点について一つ明らかにしておいていただきたい。
○田中国務大臣 開發銀行資金は、おむね電力資金に充当したいという考え方でございます。

定でございます。大体四回に分けますて、当初は、当面国債を第一回に発行いたしたい。これは起債市場でのいろいろな事情がござりますので、われわれの方では一応の現在における予定でございますが、できますれば最に国債を発行いたしまして、次に市情勢が許しますれば、過去におい発行いたしました経験がござります電債、次に国債、これは同じ銘柄を回続けて出しますと、市場の受けもよりよろしくないといったよくな点ござりますので、消化の促進といううなことも考えまして、今の予定で、随時目先を変えて銘柄を出して参ります。そうなりますと、国債、電電債、国債、東京国債といったよくなことで、おおむね年四回でありますから、三ヶ月置きになりますようか、そいつた時期に発行をいたしたい、かういうに予定いたしております。

という問題は、現行五ヵ年計画で償還をせられておるわけでございまして、外貨債でどの程度ずつ発行していくかという問題は、そのときから検討すべきでございます。国債という面で発行をするとすれば、道路債というものは、当然その中の何がしかずつ入るということを考える必要があります。今年度は国債六千万ドルということでございますが、これは必ずしも国債重点で来年からいくといふことも考えておりません。ことしちょうど三千万ドル、電電債の償還分がございますので、そういう意味で国債の六千万ドルといふことにやつたのですが、一月から二月にかけて千二百五十万ドルくらいしか出ないじやないか、千五百万ドル出ればいい方だといった開銀債が二千二百五十五万ドル出ておる。しかも発行額が非常にいい。これはアメリカでもなれたもの、日本の開銀やその他公団、電電公社といふものに対しても研究が進んでおりますし、また向こうがものわかりのいいようなバランス・シートになつておりますし、また経理機構がそろそろになつておりますから、やはりそういう手なれたものの方がいいのではないかということを考慮される。ですから来年度、三十九年度の外貨債を今日まだ見通しておるわけではございませんが、出すとすれば、そのときの事情でもう一ぺん新しく考え直して、東京都債といふものに対しても向こうでは非常に関心を持つておると参るということでござります。いずれにしても、国債を何がしか出すという

ことになれば、このうちの相当部分はやはり有料道路の原資に使うということが普通の常識的な考え方だと思います。

○広瀬(秀)委員

今の大臣の答弁では、大体電力とかあるいは道路といふところに財源が足りないから外貨債を発行していくことになるわけであります。

○田中国務大臣 地域開発でもつて外貨債が発行できるといふことは、東京都や大阪のように都市改造といふものに準拠法ができる場合、これに対して特別財源をつくつてやるといふことはできませんが、その点の低開発地域の産業開発、産炭地の開発とかいう問題に外貨債を入れるといふことは得策ではない。これは償還財源を考えてやるのに非常にむずかしい、なかなか向こうがわからぬのです。これは日本でもつて北海道はわかるかもしだぬが、南九州の開発をやるなら、少なくとも第二テネシー・バーをやつた方がいい、こういふうにすぐ理解を言らわけでありますから、やはりのみやすいものを出さなければならぬ。日本の地域開発といふものは外貨債といふようなものではなく、これはやはり税金、一般会計をもとにして絶えず政府が投資をしていくといふ先行投資でござりますから、そういうものに対してもやはり日本の国内原資といふことでもと政府が補助をするというようなところにウエートを置かなければならぬ、それを外貨債の対象にすることは

適当でないといふに理論的には考えられます。

○広瀬(秀)委員 理財局長伺います

が、六千万ドル、二百十六億円です。そうすると、十三億円といふものがいろいろ発行に要する手数その他費用でかかるわけです。日本国内で、たとえばこれだけの金額の国債を発行するといふことになりますと、どのくらい費用がかかるかわかりませんけれども、発行のコストといいますかそれらの費用がかかるかわかりませんけれども、さらに実質的な利回り、こういふよ

うなものに相当な影響が及んでくるのではないか、こういふうな疑いも持つてありますし、今度の発行条件、利回り、こういふうなものについて詳しく一つ御説明をいただきたいと思います。

○稻益政府委員 お尋ねの点は、実際には発行いたしました際に向こうの引受け業者とよく相談いたしましてきまる問題なんですが、私どもが現在予定いたしておりますのは、前回経験のござります三十四年の一月、米貨国債を発行いたしましたときの条件を申し上げますと、表面利率が、長期債でありますが五分五厘であります。従いまして正直申し上げま

す。これらの点を勘案いたしまして、いろいろな条件で出せるのじやないか、ただ発行手数料は逐次低下する傾向にあります。

○広瀬(秀)委員 表面利率としては前回程度の五分五厘、政府保証債が六分でございますから、國債でありますとそれよりも有利な条件で出せるのじやないか、ただ発行手数料は逐次低下する傾向にあります。

さるときの市場の情勢に左右されるわけなんであります。それらの点を考えますと、政府保証債よりももちろん有利になると存します。開銀債の応募者利回りは最近出ましたものが六分三厘六毛であります。これがよりももちろん有利になると存します。ただ實際の条件はそのときになつてみなければわかりませんので、おおむねこれより下回る、前回の国債のときよりもあるいは発行価額が若干悪くなるかもしれない、その程度じゃなかろうか、かように考えておりま

す。これでありますように、アメリカ市場において発行するには國債六千万ドル、電電二千万ドル、東京都債二千万ドル、そのほかに政府保証債関係は全然ことしはございませんか。それと民間債ですね、これがいわゆる政府ベー

ス以外のものであつて、それが相当ふえております。ただ、それが相当ふる可能性があるのじやないか。それで最初にお尋ねの六千万ドルの国債発行であります。お説のようになります三百六十円でありますと、二百十六億になるわけであります。手取りが二百三億になりますのは、まず一応試算をいたしまして、前回額面一百ドルのものを九十八ドルの発行価額で出しておるわけであります。九十八掛けいたしますと、これで約二百十億、

一千九百三十九億円になります。これがソニーであるとか東芝であるとか、あるいは先ほどの関西電力のものとかあるいは日立あたり、こういふようなものが現実にないかどうか。たとえばソニーであるとか東芝であるとかあるいは日立あたり、こういふようなものが現実にならぬのか。そういう動きとともにそれは現実にないかどうか。たとえばソニーであるとか東芝であるとかあるいは日立あたり、こういふようなものの動きは今どういふうになつておりますか。今の動きがわかつておつたらお知らせいただきたい。

○堀説明員 ただいまのお尋ねの点につきましては多少希望案件がございま

す。しかしこどもいたしましては、

見込んだわけであります。

国内の場合

は、国債あるいは政府保証債等の発行

じやまになりませんように、マーケッ

トの状況を見ましたり、あるいは国債

関係の発行の間を繋つて参りますよう

に、そういう点を勘案して調整をとる

よう努めました。それからまた投資

家の方からいたしまして、たとえば

国債を買いますとのADRを買います

のは投資家が違いましたり、あるいは

同じ投資家でありましたもそれぞれ資

金の使用の内訳が違つてあります

から、そらひどく競合しない場合もござります。それらを勘案して指導いた

しておきます。

○広瀬(秀)委員 もう少し實際の動き

を聞きたいのです。

たとえば関西電力

の場合はなんかも二千百七十万ドルか

ら発行しておるわけです。

そらすると先ほど大蔵大臣の、大体一億ドルから二千百七十万ドルか

らあります。それらを勘案して指導いた

しておきます。

○広瀬(秀)委員 もう少し實際の動き

を聞きたいのです。

たとえば関西電力

の場合はなんかも二千百七十万ドルか

ら発行しておるわけです。

そらすると先ほど大蔵大臣の、大体一億ドルから二千百七十万ドルか

らあります。それらを勘案して指導いた

しておきます。

○堀説明員 ただいまADRの発行計画を持っておりますのは四月中に二件ございます。これはソニーと三井物産

であります。それから発行条件につきましては、民間の会社方が一般に多少

甘くなつておりますが、これは投資家

第一類第五号 大蔵委員会議録第一二二号 昭和三十八年三月二十二日

の方から見まして、投資対象の信用度から見て当然だというように考えます。それ以外の件につきましてはただいま具体的に具体化したものはございません。検討中のものはござります。

そういう状況です。

なお恐縮でございますが、アメリカでADR等の発行につきましてあまり前ぶれにいろいろ議論いたしますと、向こうのSECの方で多少問題になりますのでお含みを願いたいと思いま

から見て当然だといふように考えます。それ以外の件につきましては、たゞいま具体的に具体化したものはございません。検討中のものはござります。発行といふわけでないわけです。絶対ないことに同時にその

発行というような場合に抱かざるを得ないわけであります。そういうことは、絶対ないという確信があるかどうか、同時にその根拠を示していただきたい。

田中國務大臣 これは政府間仕事で
はございませんから、向こうは日本の
信用度というものをコマーシャル・ペー
スでもつて考えて投資をするのでござ
いますから、金を借りた方が弱いな
どということは考える必要はないと思
います。大体戦後というのは金のない

から弱くなるなんといふ考え方は持たない方がいいと思います。私は持つておりません。私も金を借りたことがあります、借りた方が全然強いのだと、いふうにとつていただいて一向差しつかえないと思います。

○広瀬(秀)委員 以上で終わります。

○白井委員長 有馬輝武君。

○有馬(輝)委員 大臣も長時間で、幾らタフな大臣でも参られたと思いますので、簡単に御質問いたしたいと思います。

す。アメリカなりあるいはドイツなりの有力会社が入って参りました場合に、たとえば製品として持ってくる場合にはいろんな手があります。しかし部品として持つてくる、あるいは資金として持つてきました場合に、日本の自動車産業のずっと下請まで、おやじどむことでトッヂンカンソントリヤツドするところまで含めますと、大体二百万以上になるのではないかと思いますが、そういうた角度から考えますと、これは大きな問題だと田

ではならない。他の産業に対しても、五名程度のワク外、それがこのままいいかどうかは議論のあるところであります。二〇%にしてもいいじゃなか、市場経由でもつて買い入れるものが、含めてどのようにならなければなりませんかという問題は、世界各国の例ありますので、こういう問題は慎重対処していかなければならぬ。いわゆる民族資本、民族産業といふものと、資とのバランスをどうとするべきかと、ここについては現在検討いたして

○ 広瀬(秀)委員 時間もありません
し、あと有馬委員もやられるそんであ
りますからそろそろやめたいと思いま
すが、最後に大臣伺つておきたいこ
とは、こういうようにほんと主力を
アメリカに置いて外債をどんどん発行
していく、これは一種の借金政策であ
ります。借金すれば、これはどうして
も経済的な結びつきは強化されるけれ
ども、経済関係における発言権とい
うようなものはアメリカ側の方がどんどん
強くなってくる。国際関係、日米関
係の対等な関係というものが、そりい
うような過程を通じてだんだん屈辱的
なものになつてくる危険性といいうよう
なものはないのか。大藏大臣は、これ
はあくまでコマーシャル・ベースの資
金の取引であつて、そんなことは絶対
ない、こういうふうに答へられるだろ
うと思うけれども、実際にその通りで
あるか。いろいろな経済外交を推進し
ていく上において、借りている者の弱
みというものが、やはり国際圏におい
ても出る可能性といふのは非常に多い
んじゃないかということを、私ども日
本民族の自主的な発展のために、そろ
いろ危惧というもの、こういう外債

方が強くなつたので、借りた方が強いので、そういう考え方をもう持たなくて一向差しつかえない。こういろいろ会においてはいわゆる金の貸し借りといふものはより緊密になる。私たちが言える範囲のものとして言えば、これはアメリカの金融機関や何かもドル防衛ということをやっておりながら、しかしこれはやはり一つのコマーシャル・ベースに乗らなければならぬ問題ですから、だから日本に対しても諸外国でびっくりするくらいの外貨債の発行というのを認めておるわけでござりますし、またそれを消化をしているのですが、その結果はどういうことが出来るかというと、日本に対して支配権を及ぼそらうんという考え方を持っていますが、それはだめです。一体韓国に対してうまくいくつているかどうかを考えてもわかるのですが、そんなことではなく、日本とアメリカとの問題に對してアメリカの政府に対し、アメリカの業者に対して日米間の緊密化といふことは思いますが、こっちの方が借りた

一つは為替局長にお伺いしたいと思いますが、三十七年度間におきまして設備資金の投下額の中に占める外資の割合、これはどの程度になつておるかお示しをいただきたいと思います。これは民間です。

○田中國務大臣 正確な数字はなかなかかむずかしいと思いますが、大蔵省の許可ベースでもつて見ますと、昨年一年間に大体五億ドルといふのが民間の総額でありますから、千八百億円と見ればいいと思います。

○有馬(釋)委員 そこで IMF の規定なり、また二月六日の八条国移行に対する勧告から見まして、これは資本取引の自由化、その中で私たちが考慮しなければならないのは、一つはホット・マネーその他に対する規制をどのように考えておられるかということが一つ。それからいま一つは、産業支配の問題であります。たとえば日米友好通商航海条約の中の制限業種の中に入つてない自動車、こういったものについて私は一つの危惧を持っておるわけなんで

○田中國務大臣 ホット・マネーの流出ということは、これはもう流入即ち流出にすぐつながるものでありますから、慎重な配慮をしなければならないことは当然であります。先月でありますましたが、一ヶ月に三回も金利を引き下げるというような措置をとつております。まだ多少ユーロ・ダラーの流れといふことがあります。おおむね落ちついておるというふうに見ています。このホット・マネーの問題については、準備率を引き上げるとか、まだいろいろな方法がございまして。しかし、これはOECDに加盟しますと資本の自由化ということを非常に強く要求されるわけでありまして、これに対してはどうしなければならぬかということを検討いたしております。

それから長期低利な良質外資といふものは、これは積極的に受け入れるといふ体制でございまですが、当然大幅な外資導入ということを考える場合、企業支配の問題が起きてくるわけです。まして業者に対しても一〇%以上持つて

ります。自動車産業等の問題に対しても、すぐ外資問題がぶつかるわけでござりますので、御承知の通り特定産業の保護法というものを考えております。これは、石油企業がそうでございまして、自動車産業に対してアメリカが配をするということどころまではなかなかいかないであらうと思います。また、私たちもそれに対してはいろいろな手段方法があるわけございますが、やはり技術提携、タイアップを現在すで幾つかの系列でもつてそういうことをやるということが考えられるところです。その場合は、アメリカだけが日本の自動車産業に影響があるところではなく、ドイツのフォルクスワーゲンがどう入ってくるとか、フランスのルノー系がどう入ってくるとかいうような問題とこれはバラバラがとれるだらうと思っておるわけですが、いろいろなことで、うちの為替局でも相応問題に対しては通産当局とも十分打ち合わせをして適切な手段を行なったといふことで、うちの為替局でも相当の考え方をしております。私は今

から見て当然だ、いろいろ考えます。それ以外の件につきましてはただいま具体的に具体化したものはないで、検討中のものはございません。そういう状況です。

なお恐縮でございますが、アメリカでADR等の発行につきましてあまり前ぶれにいろいろ議論いたしますと、向こうのSECの方で多少問題になりますのでお含みを願いたいと思ひます。

○廣瀬(秀)委員 時間もありませんし、あと有馬委員もやられるそうでありますからそろそろやめたいと思いま

すが、最後に大臣伺つておきたいことは、こういうようにほんと主力をアメリカに置いて外債をどんどん発行していく、これは一種の借金政策であります。借金すれば、これはどうしても経済的な結びつきは強化されるけれども、経済関係における发言権といふようなものはアメリカ側の方がどんどん強くなってくる。国際関係、日米関係の対等な関係といふものが、そういうような過程を通じてだんだん屈屈的なものになつてくる危険性というようなものはないのか。大蔵大臣は、これがあくまでコマーシャル・ベースの資金の取引であつて、そんなことは絶対ない、こういうふうに答えられるだらうと思うけれども、実際にその通りでも出る可能性といふのは非常に多いあるか。いろいろな経済外交を推進していく上において、借りている者の弱んじやないかということを、私ども日本民族の自主的な発展のために、そ

ういう危惧というのも、こういう外債

○田中國務大臣 これは政府間借款ではございませんから、向こうは日本の信用度といふものをコマーシャル・ベースでもって考えて投資をするのでござりますから、金を借りた方が弱いなどということは考える必要はないと思

います。大体戦後といふのは金のない方が強くなつたので、借りた方が強いので、そういう考え方をもう持たなくて一向差しつかえない、こういうふうに私は考えております。まして国際社会においてはいわゆる金の貸し借りと言ふる範囲のものとして言えば、これはアメリカの金融機関や何かもドル防衛ということをやつておりながら、しかしこれはやはり一つのコマーシャル・ベースに乗らなければならぬ問題ですから、だから日本に対しては諸外債でびっくりするくらいの外債の発行というのを認めておるわけござりますし、またそれを消化をしているのですが、その結果はどういうことが出来るかというと、日本に対して支配権を及ぼすなどという考え方には持つてゐませんし、またそれを消化をしているのですが、その結果はどういうことが出来るかというと、日本に対して支配権を及ぼすなどという考え方には持つてもそれはだめです。一体韓国に対してはうまくいくつていてかどろかを考えてみてもわかるのですが、そんなことではなく、日本とアメリカとの問題に対してもそれはだめです。アメリカの政府に対し、アメリカの業者に対し、日本とアメリカとの圧力になり、好意的な配慮はしてもらえる源泉になるとは思いますが、こっちの方が借りた

から弱くなるなんという考え方を持たない方がいいと思います。私は持つておりません。私も金を借りたことがあります。借りた方が全然強いのだと思いますが、借りた方にどうして一向差しきかえないと思います。

○広瀬(泰)委員 以上で終わります。

○白井委員長 有馬輝武君。

○有馬(輝)委員 大臣も長時間で、幾らタフな大臣でも参られたと思いますので、簡単に御質問いたしたいと思います。

一つは為替局長にお伺いしたいと思ひますが、三十七年度間におきまして設備資金の投下額の中に占める外資の割合、これはどの程度になつておるかお示しをいただきたいと思います。これは民間です。

○田中中国務大臣 正確な数字はなかなかかむずかしいと思いますが、大蔵省の許可ペースでもつて見ますと、昨年一年間に大体五億ドルといふのが民間の総額でありますから、千八百億円と見ればいいと思います。

○有馬(輝)委員 そこで IMF の規定なり、また二月六日の八条国移行に対する勧告から見まして、これは資本取引の自由化、その中で私たちが考慮しなければならないのは、一つはホット・マネーなりなんなりの流入の問題と、いま一つはやはり産業支配の問題があると思うのです。このホット・マネーその他に対する規制をどのように考えておられるかということが一つ。それからいま一つは、産業支配の問題であります。たとえば日米友好通商航海条約の中の制限業種の中に入つてない自動車、こういったものについて私は一つの危惧を持っておるわけなんで

の有力会社が入って参りました場合に、たとえば製品として持ってくる場合にはいろいろ手があります。しかし一部品として持つてくる、あるいは資金を合して持つてきました場合に、自動車産業のずっと下請の下請まで、おやじどむことでトッテンカン自然而、大体二百万以上になるのではないかと思いますが、そりいつた角度から考えますと、これは大きな問題だと田中です。この二点について、大臣の所見を伺いたいと思います。

○田中 国務大臣 ホット・マネーの流出ということは、これはもう流入即ち支出にすぐつながるものでありますから、慎重な配慮をしなければならないことは当然でありますし、先月でありますか、一ヶ月に三回も金利を引き下げるというような措置をとっております。まだ多少ユーロ・ドラーの流れということもございますが、おおむね落ちついておるというふうに見ています。まだ多少ユーロ・ドラーの問題については、準備率を引き上げるとか、まだいろいろな方法がござります。しかし、これはOECDに加盟しますと資本の自由化ということを非常に強く要求されるわけでありまして、これに対してはどうしなければならなかいかということを検討いたしております。

それから長期低利な良質外資といふものは、これは積極的に受け入れるという体制でございますが、当然大幅な外資導入ということを考える場合、企業支配の問題が起つてくるわけです。まして業者に対しても一〇%以上持つ

てはならない。他の産業に対しても、
5%程度のワク外、それがこのまま
いいかどうかは議論のあるところで
あります。二〇%にしてもいいじゃな
か、市場経由でもって買い入れるも
等を含めてどのようにしなければな
らないかという問題は、世界各国の例
ありますので、こういう問題は慎重
対処していかなければならぬ。いわ
る民族資本、民族産業といふものと
資とのバランスをどうとするべきかと
うことについては現在検討いたして
ります。自動車産業等の問題に対し
すぐ外資問題がぶつかるわけでござ
ますので、御承知の通り特定産業の口
興法といふものを考えております。ま
たは、石油企業がそうでございまし
が、自動車産業に対してアメリカが
配をするというところまではなかなか
いかないであります。また、私た
ちもそれに對してはいろいろな方
段方法があるわけございますが、こ
れは技術提携、タイアップを現在す
にしております。そういうよろなケ
スで幾つかの系列でもってそういう
ことをやるということぶ考えられるよ
うのです。その場合は、アメリカだ
が日本の自動車産業に影響があると
うのではなく、ドイツのフォルクス
ワーゲンがどう入ってくるとか、ま
フランスのルノー系がどう入ってくる
とかいうような問題とこれはバラン
スがとれるだろうと思つておるわけで
ざいます。が、いずれにしても企業支配の
問題に対しては通産当局とも十分打交
合わせをして適切な手段を行ないた
いということで、うちの為替局でも相応
私たちの考え方よりもっと手をひきし
ものの考え方をしております。私は今

の状態では専門家の作業にまかしておるということございます。

○有馬(輝)委員 他の企業で、自動車

に限らないほかの私企業で、私は具體的にもう支配されておる姿を知つておりますから、名前をあげませんけれども、今みたいなことを非常に憂慮しておるわけです。為替局長御承知で

おりますから、名前をあげませんけれども、今みたいなことを非常に憂慮しておるわけです。為替局長御承知で

ショウ、いろんな点で。

○田中国務大臣 私も知つております。

○有馬(輝)委員 そういう点、だか

らチエックする具体的な手段を為替局

長どう考えておりますか、お聞かせいた

ただきたいと思うのです。

○堀説明員 ただいま市場で株を買

ますのは一五%までは自動的に認めて

おります。しかしそれ以上の比率の株

を外人が持つ場合には、一件々々

審査をいたしております。今後のこと

は、ただいま大臣のおっしゃいました

ように、検討中でございます。

○有馬(輝)委員 一つ慎重にこれは配

慮をしていただきたいと思います。

それから 私はきょうは二問だけ

すから、簡単にお伺いをいたします。

それは先ほど内国債の発行をいたしま

せんといふ大臣の答弁がありました。

この点について私たちはすなおに大蔵

省ではとにかく一つの「リミット」を制を大蔵省の事務当局でしておられる点についても私は知つております。それで、それにいたしましても、今みたいに議論が一方的にあるわけですから、これに対して大臣の所見をはつきりとお伺いをしておきたいと思います。

○田中国務大臣 国債というのは、私はもう就任当初から内国債は発行いたしません、こういうことを申し上げておりますし、将来もその考え方でござります。国債の発行高が非常に少ない。ほ

かの国に比べると、もう全く少ない。現

在の国債の状況でもって昭和四十二、三

年ころになると、もう国債がなくなつてしまふというような状態でござります。國債の発行高が非常に少ない。ほ

対しまして池田総理が、とにかく三十

八年度は内国債は発行いたしませんと

いうことを答弁しながらも、一方では

やはり社会資本の立ちおくれなり何な

りで、いわゆる国債に対するものの考

え方が、古くさい考え方をしておる。

たとえばインフレの原因になるなど

いうような考え方は、これはもう古い

考え方なんだという形で切り返してき

ておられるのでござります。こういう雰

囲気を見ておりますと、この際財政責

任者としての田中さんは、これに対し

てどのようにチェックしていくのか

かということまで一応お伺いしておか

なければいかぬわけです。もちろん大

蔵省ではとにかく一つの「リミット」を

持つておったのに、そのあればはささ

れるとか、いろいろこれに対して防衛体

制を大蔵省の事務当局でしておられ

る点についても私は知つております。

し、当然合理的な考え方のもとで財政

が運営される場合、その必要なものを

こま切れにするよりも、思い切って投

資するなら投資した方がより国民的な

富を築くための手段であることは十分

承知しておりますが、国債を発行する

前に、まず現在の規模の中で合理化が

できないのかといえば、私は合理化は

でき得るという考え方であります。行政

整理をしなければできないというよう

な端的な議論が今まで支配的であります。

した。私はそう考えない。四月一日から執行するところの三十八年度の二兆

八千五百億プラス財政投融資一兆一千

九十七億の、四兆円を上回る金をいか

自由化に対処してこれからいいために

立つておりますので、私は国債の発行

がインフレにつながるというような單

なる考え方方に立脚して申し上げておる

わけではありませんが、少なくとも私

の大蔵大臣就任中は国債発行はやりた

くないという考え方方が、これまでに考

えておりませんが、少くとも私は

積極性はあります。党人であります

は、テンボは非常に早いですから、全

然時間的にずれて、こういう考え方

を改定すれば、もう直ちに財源に詰ま

ります。ありますか、私は少なくとも私の

方よりも、今の中で財政の運用という

ものに効率化がはかるるという考え方

を私は持っております。そういう意味

で、私の在職中は道路等の五ヵ年計画

を改定すれば、もう直ちに財源に詰ま

ります。ありますか、私は少なくとも私の

方よりも効率化がはかるるという考え方

は困りますし、またそれは私の個人的な問題などは何も意に介することございませんが、日本将来の百年のため

に野党の皆さんも一つ格段の御協力を賜りたい、こう考えます。

外貨債の問題で一言だけ申し上げておきますが、ちょっと速記を……。

○白井委員長 ちょっと速記をとめて

下さい。

〔速記中止〕

○白井委員長 速記を始めて下さい。

○有馬(輝)委員 今、大臣みずから、

こういう批評をする者もあるがと言わ

れたのですが、そういう意味で、これ

うことは、とにかくみずから言われた

です。

○有馬(輝)委員 きょうお聞かせ願え

ればそれでよかったです。

ことを探して考えて、税収の

決算見込みを立てたもの、他の雑収入

等を入れまして大体六百億くらいじゃ

ないかと推定をせられるわけですが、

これは約一ヶ月くらい前の考え方でござりますので、どうしても必要であります。たものをお預告申し上げてもけつこう

等を入れまして大体六百億くらいじゃ

ありませんし、まだ三月はあと一週間ばかりございますから、特に三十一日

は日曜日でございまして、これだけで

も四、五十億は税収で違うでしょう。

三十一日に五十億日曜日で違うという

ことを前提にして考えまして、税収の

決算見込みを立てたもの、他の雑収入

等を入れまして大体六百億くらいじゃ

ないかと推定をせられるわけですが、

これは日曜日でございまして、これだけで

も四、五十億は税収で違うでしょう。

○田中国務大臣 数字は確定いたしておきますが、私は、日本が

力しますが、これが執行となると、一

週間

かかりますから、特に三十一日

は日曜日でございまして、これだけで

も四、五十億は税収で違うでしょう。

三十一日に五十億日曜日で違うという

ことを前提にして考えまして、税収の

決算見込みを立てたもの、他の雑収入

等を入れまして大体六百億くらいじゃ

ありませんし、まだ三月はあと一週間ばかりございますから、特に三十一日

は日曜日でございまして、これだけで

も四、五十億は税収で違うでしょう。

三十一日に五十億日曜日で違うという

ことを前提にして考えまして、税収の

決算見込みを立てたもの、他の雑収入

等を入れまして大体六百億くらいじゃ

ないかと推定をせられるわけですが、

これは日曜日でございまして、これだけで

も四、五十億は税収で違うでしょう。

○田中国務大臣 私は内国債の発行と

いうことに対しても、世論も、院の

決議もそろい、ことになれば別の状況

が起きますが、絶対的な要件として

は、一番国債問題が起きるのは、道路

の改定計画だと私は思うのです。第二

番目の問題は、東京の都市改造を法律

が、お伺いしたいと思います。三十七

年度の繰り越し剰余金などの程度見て

おられるのですか。

でもつてやる場合にそれをどうするか
という問題が出てくる。あとは新産業
都市、いわゆる地域格差の解消、これ
は産業と人口の再分布図をつくって、び
しやっと十カ年間でやってしまわなけ
れば、公共投資と設備投資のアンバラ
ンスはますます開いてくるのだ、こう

いうことにでもなれば、この三つの要
因は、確かに私は財源という問題上、
大きく要求されてくる場合があると思
います。あなたの言われたのは、きっと
農地解放の問題等を言われたと思いま
すが、私はこのような問題で国債を
発行するというようなことはならな
いといふふうに、自分としては腹の中
に感じておるわけであります。

○有馬(輝)委員 専党質問みたいにな
つて、きょうは非常に工合が悪いの
ですがこれは田中さんが疲れておる
だらうと思って控えておるのでありま
して、今の大臣のこの内閣債に対する
考え方に対する答弁を記憶しておきた
いと思います。

これまで私の質問を終わります。

○白井委員長 次会は、来る二十六
日、午前十時より委員会を開会するこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後八時二十四分散会

〔参照〕
所得税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四六号) に関する報告
書
法人税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第四七号) に関する報告
書

租税特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一一〇四号)に関する
報告書
〔別冊附録に掲載〕